

大正六年九月十四日第三種郵便
物認可・昭和十四年九月一日
印刷済本・昭和十四年九月八
日発行・毎月一回一日発行・

第廿二輯第九號 昭和十四年九月一日

建築（社）會日



9

日本建築協會



日英米特許四〇個・實用新案登録六〇個併用

大野式防火捲上ヶ戸

〔特許大野式シャッター〕

主 要 製 品

大 野 式 シ ャ ッ タ ー

大 野 式 ル ー プ ル シ ャ ッ タ ー

大 野 式 融 金 付 自 動 閉 鎖 戸

大 野 式 工 場 用 軸 承

大 野 式 轉 子 入 軸 筐・戸 車

各 種 防 火 扉・鋼 製 建 具 類

應 用 特 殊 機 械 類 設 計 製 作



東 京 市 大 森 區 新 井 宿 七 丁 目

株 式 會 社 不 二 製 作 所 提 携

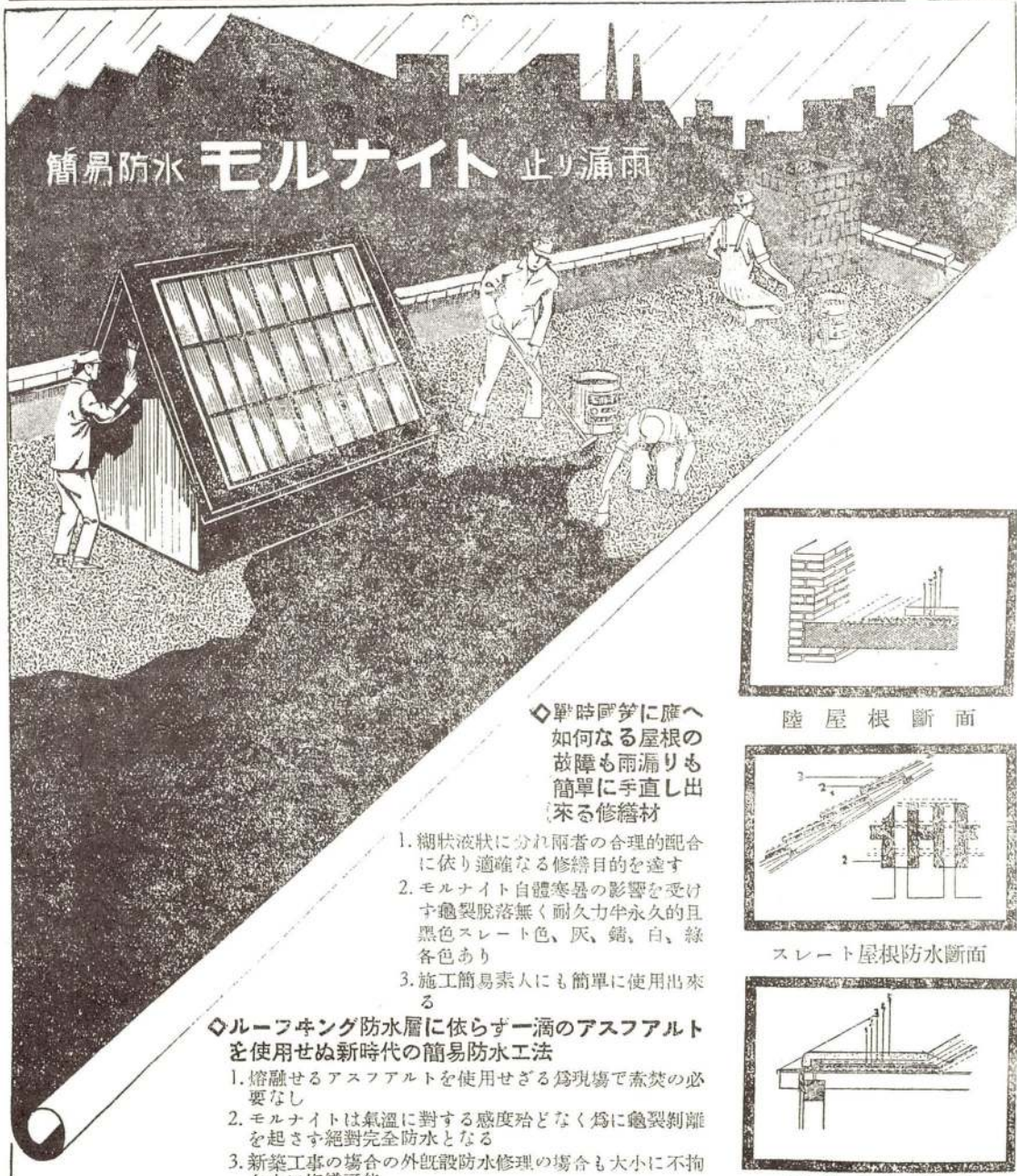
株 式 會 社 大 野 製 作 所

東 京 市 芝 區 三 田 四 國 町 二 番 地 ・ 電 話 三 田 (45) 三 七 三 七
三 七 三 八
三 七 八 七

取 付 出 張 員 詰 所 ・ 大 阪 市 此 花 區 上 福 島 中 二 ・ 電 話 福 島 (45) 五 八 八

一枚のルーフィング・一滴の瀝青をも使はず而も絶対防水の新工法
トタン・スレート・陸屋根如何なる屋根の雨漏りも完全且つ迅速に手直出来る修繕材

簡易防水 モルナイト 止り漏雨

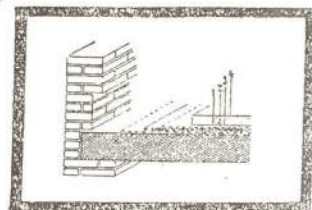


◇單時雨漏に應へ
如何なる屋根の
故障も雨漏りも
簡単に手直し出
来る修繕材

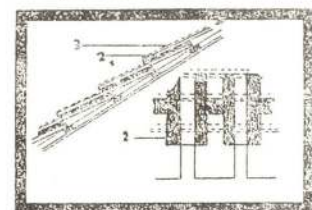
1. 糊状液状に分れ兩者の合理的配合に依り適確なる修繕目的を達す
2. モルナイト自體寒暑の影響を受けず龜裂脱落無く耐久力半永久的且黒色スレート色、灰、錆、白、緑各色あり
3. 施工簡易素人にも簡単に使用出来る

◇ルーフィング防水層に依らず一滴のアスファルトを使用せぬ新時代の簡易防水工法

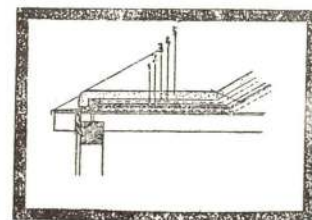
1. 熔融せるアスファルトを使用せざる爲現場で煮焚の必要なし
2. モルナイトは氣温に對する感度殆どなく爲に龜裂剝離を起さず絶対完全防水となる
3. 新築工事の場合の外既設防水修理の場合も大小に不拘自由に修繕可能
4. 施工上特別の技術を必要とせず



陸屋根断面



スレート屋根防水断面



軽量屋根断面

特殊塗料と建築材料

大阪 村田屋

大阪市西區土佐堀船町23 (大阪商工ビル内)
電話土佐堀(44)4195・4731・6696振替大阪13903

御照會の節は「建築
と社會」廣告の旨御
申添下さい。詳細カ
タログ仕様書送呈

建 築 と 社 會

第22輯 第9號 昭和14年9月發行

九 月 號

目 次

防空模範街區防火改修の完成に際して	松井清之助 (1)
高度地區と百貨店	伊藤甫 (14)
輕版構造法による建築施工	鈴木忠五郎 (18)
建築の總動員	大須賀巖 (25)

・紫 烟 室・

建築家奮起の秋	加藤善吉 (31)
土木技術者の爲に	山口正 (32)
三十坪住宅法案是非論	古塚正治 (34)

・文 獻・

Bedfordの「調溫・換氣の最新原理」抄録(4)	前原大二郎 (36)
未開地より建築敷地となすまでの土地開發費	後藤典夫 (40)

・時 報・

忠靈塔設計圖案懸賞募集規定	(47)
---------------	------

・古建築新抄・

巧構奇架	藤原義一
------	------

・新建築欄・

南勸の家(大阪) 本モータース建研究所(南葛城) ニューヨークの万国博の建築・合衆國國
館・チラー館・ヴェネツエラ館・ノールウエー館・日本館・ゼネラルモーターズ館・航空館・
石油工業館 U. S. スチール館・Dnpont 館・ニューヨーク万国博に於ける裝飾塔・ニューヨー
ク万国博の照明 カジノ(イギリス) 集合住宅(南アフリカ) 屋上住宅(イギリス) 住宅
(イギリス)

會 報	(50)
-----	------



日英會談、獨ソ不可侵條約、獨波開戦、英獨開戦、と世界史上の大事件が目まぐるしく吾人の眼前に展開しつつある。

吾人の之に對して正しき認識、正しき批判を持たざる前に事象は刻々推移しつつある。かゝる動的世界も史上めづらしき事であらう。

これ等新事情の我建築界に與へる影響とはかく知るべからざるものがあらう。

然し何れにしても吾々建築家の仕事の分解の繁忙を來すは明かなことであらう。

ここに於て吾人の當面する問題は物的資源、人的資源の不足である。

建築技術者の不足はつとに我々のみとむる所であるが、これに對する何等の對策も講じられないのは、物的資源の不足が聲高々となへられ、住宅に對する木材の制限等の聲に世人が眩惑されて、建築業界があたかも仕事のなきが如く連斷してゐるのが最大原因である。

吾人は最近男々しく壯途についた、第一回建築應徵者を送りし生々しき實感を味ひつつある。

建築技術者の不足を補ふに次の諸點が考へ得る。

其の1は各種學校建築學科への採用生徒數の増加である。これは現在來年度豫算案編成期であるから聲を大にし、國家、府縣に警告を與へるべきである。

其の2は土木建築業者が自力にて技術者を養成すること 機械工業家の如くすべきである。これには業務の性質上、建築業者が單獨に之を經營することは困難である。大きな業者が聯合して高等小學卒業生を2年、中學卒業生を入れ1年位の技術者速成養成機關を設けることである。

その3は應召者中の建築技術者を軍の建築技術官たらしめて、人物の經濟をはかつたら、如何かと考へる。これはすでに行はれてゐるのかも知らないが、一考の餘地はあらう。

防空模範街區防火改修の完成に際して

松 井 清 之 助



現下の國際情勢に於て我國都市の現状を鑑みると、都市の木造建物を防火的に改修することの如何に緊要なるかは今更述べる迄もない。既に本年度に於て我國重要都市の木造建物を防火改修せしめる爲に百萬圓の國庫補助金が交付せられることとなつてゐる。大阪市に割當てられた金額も二十萬圓と決定し、大阪市會は、同額の市の支出補助金を議決した。

防火改修事業は市の防空計畫として決定したる防火改修區域内に於て、防空建築規則の施行と併せ實施せられるのであるが、その具體的方法は防空建築規則第四條乃至第八條を準用せられることとなつてゐる。

防空建築規則は本年二月十七日に公布せられて、四月一日から東京市にのみ適用があつた、その際大阪市にも當然適用あるものとして準備が進められてゐたのであるが、各種の事情に依つてその適用が延び延びになつて遂に七月二十日の内務省告示に依り、八月一日から大阪市外十七都市に一齊適用せられることになつた。同規則の適用に依り將來建築せられる建物が防空的に建築せられることは當然であるが、既設の建物が改修されなければ現状の木造都市では到底空の脅威からまぬがれることは出来ない。特に焼夷彈對策としては木造建物を、より防火的に改修することが急務であるから、同規則中の木造建物の防火に關する規定のみを準用し防火改修事業を實施しやうと云ふ方針が樹てられたのである。

既設の建物に改造を命ずる場合、市街地建築物法關係では法第十八條の規定に依り其の損失を補償する場合が限定されてゐて、防火改修の場合の如きは損失の補償をしなくても實施出来るのであるが——防火地區指定變更の場合、從來の建物に除却又は改築を命じても損失補償はしないことになつてゐる——都市の廣範圍に亘つて木造建物を改修せしめる爲に國家が無償で實施することは如何に都市の爲とは云へ不適當であらうから、國庫補助金並に市の補助金を交付して勸奨の上、可及的迅速に事業を完成する方法が選ばれたのである。



大阪府建築課では内務省の指示に依り、將來實施せられる防火改修の具體的方法及工事費等に就いて必要なる參考資料を得る爲に、本年二月から防空模範街區の造成計畫に着手した。其の模範改修街區は府、市、中部防衛司令部の關係官が再度の協議會を開催して決

定した十四年度以降着手すべき改修区域中最初に改修を要する二区域中の各々一街区が選定されたのであつて、一は最も市民に目につき易く且足場のよい三越百貨店の西側の一街区、他は市岡中學校の西側の電車通りに接する一街区である。

次で防空模範街区懇談會を開いて、家屋所有者に大日本防空協會及市から助成金の交付ある見込を説明し、改修工事施工の承認を得たる後、府、市協力して防火改修工事設計に着手したのが三月十日であつた。

本計畫の實施に當つて事業の圓滑を期する爲、建物所有者をして組合を組織させることが有効であらうと云ふので、大阪府では防空模範街区造成規程を制定し、街区の位置、目的、方法、組合の組織、改修工事費及工事監督に關する事項を明にした。かくて防空模範街区の組合の結成を見、組合と松村組との間で防火改修工事に對する實費積算契約が成立して五月十七日から愈々改修工事に着手したのである。

其の後大日本防空協會では「防空重要都市内適當なる場所に防空模範街区を造成せしめ木造家屋の防火改修の具體的方法及必要なる防空施設等に就き適切なる知識を了得せしめる」目的を以て工事費の七割（一ヶ所八千圓以内）の助成金を交付し、建物所有者組合をして事業を執行せしめる様、地方長官宛依頼狀を發送したので、現在では各地で防空模範街区造成の事業が進捗してゐるのである。

改修の方針としては、將來全市の木造建物を繼續防火改修する爲に事業には支障を來さない様次の諸點を特に考慮した。

1. 居住者に出來得る限り支障を來さしめないこと
2. 地方的特色を失はしめないこと
3. 必要資材を可及的節約使用すること
4. 耐火木材を使用しないこと（將來當地方に於て多量入手出來る時期には活用する）

以上の方針を基き防空建築規則第四條乃至第八條の規定に準じ、且昨年秋大阪府で實施した大阪驛前火災實驗の結果を参照して立案施工せられたのであるが、尙將來短期間に圓滑且適切に、防火改修事業を施行する爲には、各種の事情を考慮した計畫を樹立せねばならぬ。



防火改修事業の施行は府、市協力して助成促進を計ることになつてゐるが、防火改修區域の決定、補助金の交付並に改修工事に關する直接の指導助成は市に於て之を行ふことになつてゐる。近く大阪市木造建物防火改修補助規程（大阪市條令）を公布し、愈々十四年度の改修事業に着手せられる、その補助金額は街区改修の場合には改修工事費の三分の二以内、且改修面坪宛四圓（一市平均）以内であり、各戸改修の場合は改修工事費の二分の一以内、且三圓以内といふことになるであらう。兩模範街区の工事費より推量すれば本年度のみでも、大阪市では改修總工費六十萬圓を遙かに超過することであらう。その施行にあ

たつた市では設計に、現場監督に相當多數の建築技術者が要求せられてゐるのである。然るに建築業界の多忙と、國民徴用令の發動に依る若き建築技術者の應徴は極度に人材逼迫を來しつゝあるのであつて、この際改修事業の迅速なる實施の爲には指導官廳に於ける組織の變改等に依り人物經濟を充分に留意せられ、人材の有效且適切なる活用を希望し、一方民間の建築技術者にもこの事業の爲に協力を仰がねばならぬが、特に業界に多大の功績をのこされ、既に引退せられた各位も陰に陽に協力せられることも亦重要であらう。

更に工事施工者である大工業者、左官業者等の防火改修工事の認識と改修技術の修得も講ぜねばなるまい。

建築材料方面を顧みれば、薄鋼板、網入ガラス及石綿板は何れも入手困難なる資材であり、鐵鋼は必要資材として極度にその使用を節約せねばならぬ。耐火木材は現在東京に於て二會社が生産してゐる程度であつて、關西地方では未だ製造工場を持たぬ關係と、大量の供給は不可能である。従つて改修工事も主として塗土、漆喰の類及各種不燃板を使用して實施せねばならぬ。更に是等の材料の運搬方法、作業場の選定等各種の困難が豫想せられるが、その具體的方法に就ては今秋大阪市で開催せられる六大都市第一回建築會議で防火改修實施方法として論議せられる筈であるから、充分の御檢討に依つて萬全の策を確立願度い。

家屋所有者の出資は最低改修工費の三分の一となつてゐるが、模範街區の實狀よりすれば既に相當防火的に築造せられてゐる中心部の街區は改修面坪宛六圓以内で施行出来るが其の他の區域では相當な負擔額となるから、支出困難なる家屋所有者もある。更に現在係争中であつて建物所有權者の判然としないもの、又は部分的に所有權を異にする建物等もあつて、事業を圓滑に、緩急に應じて順次改修する爲には金融の方法迄も斡旋しなければ徹底した改修事業の實施は六かしからう。

工事請負に就ては特に修繕仕事であり、且完全な設計をなす暇の無い本事業では、一般入札、指名入札等を避け、簡單に且迅速に施行する方法は考へねばならぬ。建築協會では既に七月五日都市武裝委員會に於て、防火改修に關する座談會を開催し特に本事業の重要性に鑑みて工事請負方法を中心に論議せられた。その席上、改修専門の會社の創立、又は土木建築業組合聯合會の請負人に割宛施工せしめる方法等が提議せられたのである。

ともあれ、都市建築物を更に一層防火的に一刻も速かに改造することを促進助成することが、我が日本建築協會の指導方針であるとすれば、今その氣運の醸成せられてゐる現下に於て一層積極的な促進運動に邁進せらるべき時期ではなからうか。



防空模範街區の防火改修の概要及改修方法を述べ、併せて寫眞の説明に依つて改修の實狀を御知らせし度い。

街 區 の 概 要

船場防空模範街區は東區高麗橋二丁目52～62、伏見町二丁目1～6の一劃であつて

區域面積 1362坪

區域内建物は

木 造 家 屋	15棟	23戸	建坪	742坪46
土 藏	15棟		建坪	233.65
鐵筋コンクリート造	3棟	3戸	建坪	50.84
合 計	33棟	26戸		1,026.95

であり、その内改修施工せられたものは、

木 造 家 屋	13棟	18戸	建坪	170坪00
---------	-----	-----	----	--------

で第一圖の如き配置になつてゐる。この街區は市の中心樞要部であり、主として商店が櫛比し、一戸建多く、大部分が塗家であつて、街區内には土藏や鐵筋コンクリート造の建物が適當に散在して、是等の間を縫つてブロック的に改修した、従つて改修部分が少くて済んだ。

市岡防空模範街區は、港區市岡元町二丁目9～12の一劃で

區域面積 493坪

區域内建物は

木 造 家 屋	8棟	28戸	建坪	348坪1
---------	----	-----	----	-------

で其の内改修されたものは

木 造 家 屋	7棟	27戸	建坪	341坪3
---------	----	-----	----	-------

で第二圖の如き配置となつてゐる。この街區は木造長屋が密集し、その多數は住家であり又河川に狹まれるて地勢上市の中央部とは僅に、二三の橋梁により連絡せられ災害時には避難の相當困難なることが豫想せられる所謂危險地帯である。而も大部分が貸家で、塗家としての程度も低く、建築費が船場に比べて低廉であるから、建築物の防火度は低く、従つて改修面積も大であつた。

改 修 方 法 の 大 略

各棟毎に防空建築規則の適用部分の外壁、軒、庇、戸袋其の他の突出部及開口部に付て施工した。特に塗家の形式を採用して成るべく木部の露出を避ける方針で改修せられた。

袖壁及高塀を利用して、其の後方の部分に付ては出來得る限り防空建築規則第五條の規定に依る輕減又は免除の方法を採用した。即ち兩端の妻に袖壁を設け、側面隣地境界線からの適用に關しては建物の前面、背面にある開口部、一階軒裏及一階外壁の改修は輕減又は免除したが、たゞ二階軒裏及外壁の部分は特に延焼の危險が多いから特に支障ないものを除いては改修施工した。

第一階背面、裏庭に面した部分の軒開口部は改修の最も困難な箇所であるから、裏庭周囲の高塀を改造して防火壁の代用を爲さしめて改修をしなかつた。

尙隣地の建物が耐火構造若は土蔵造である場合は防火上有効な牆塀と見做して、是等に面する部分も改修を免除した。

最後に改修方法を代表的な各部分に付て、説明すれば次の様である。

妻 壁——在來の焼板張り及塀縁等を取り除き在來の裏壁の上に、柱面揃近荒壁（下塗）2度塗の上、中塗、上塗の順序に大壁漆喰仕上げの豫定であつたが、梅雨期がせまつたので設計變更して金網モルタル大壁塗とした。

妻以外の外壁——在來の焼板の塀縁を取除き在來に倣つて漆喰仕上げとした。

妻螺羽——在來の破風下端通りを箱にし最頂部分は船底形とし、下地木摺打ちのうへ又は簀の子竹のうへ、小舞壁漆喰塗と同様に仕上げ、厚3糎とした。

軒 裏——其の一。軒天井を作り、漆喰仕上げとした。

其の二。在來の大阪の塗家式に輕化粧漆喰塗仕上げとした。

袖 壁——一階に於ては地盤面から軒下端に達せしめ漆喰仕上げし、腰3尺高迄は入造石塗等の仕上げした。

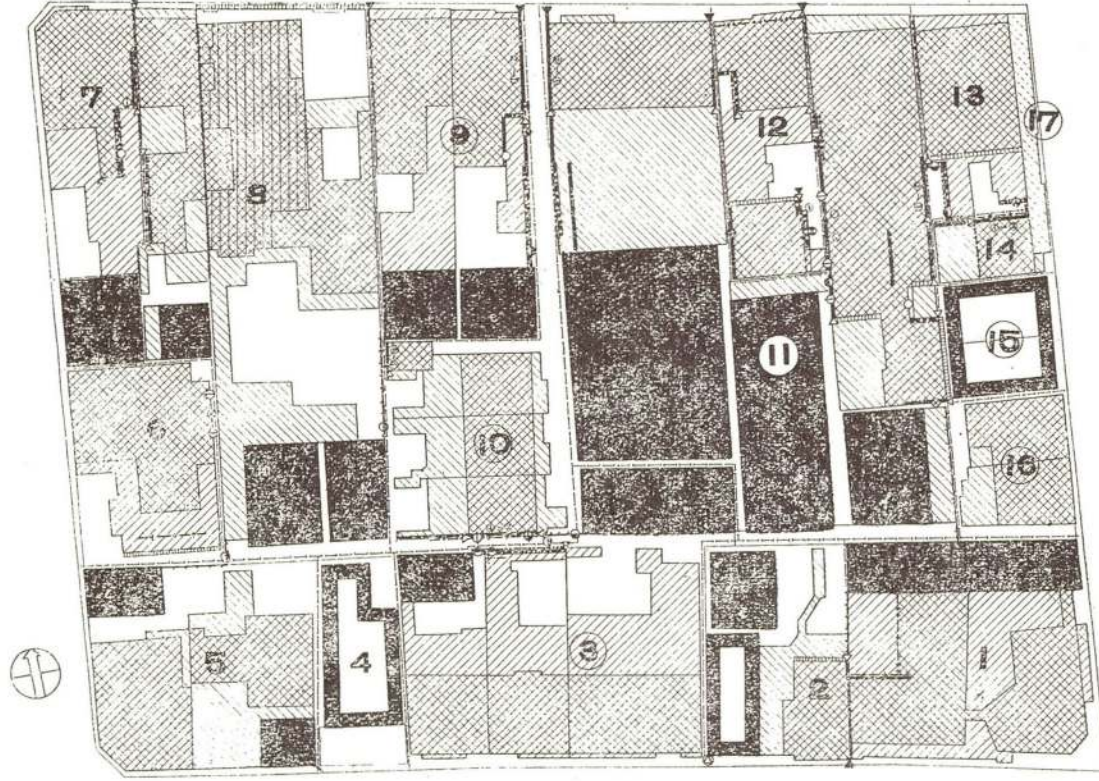
二階では、一階屋根面から二階軒下端まで達せしめ漆喰仕上げとした。

塀——下地は壁土を使用し、片側眞壁漆喰塗仕上げ、片側モルタル塗大壁仕上げの豫定を、妻壁と同じ理由で、下地セメント瓦を張り立てモルタル塗大壁仕上げとした。

開口部——耐火木材が手に入り難い爲に、出入口、窓の防火戸には不燃板（エタナイト、モリノイト、ヘキタイトの類）張りの上セメントフロ掃き仕上げのものを使用した。其の他適用を輕減された開口部の雨戸、窓枠、建具等には耐火塗料を塗布することとした。（14.8.16）

船塢防空模範街区防火改修設計圖

縮尺 1:150



棟數	33	戶數	26
改修家屋	13棟	18戶	
印	美屋建		
改修事項	改修箇所	備 考	
1 妻壁更	---	瓦 階	
2 妻壁更	---	瓦 階	
3 袖壁新設	▲	瓦 階	
4 袖壁補修	△	瓦 階	
5 軒裏更	---	瓦 階	
6 壁 更	---	瓦 階	
7 妻壁更	---	瓦 階	
8 軒裏更	---	瓦 階	
9 妻壁新設	---	瓦 階	
10 妻壁改修	---	瓦 階	
11 妻壁改修	---	瓦 階	
12 妻壁改修	---	瓦 階	
13 妻壁改修	---	瓦 階	
14 妻壁改修	---	瓦 階	
15 妻壁改修	---	瓦 階	
16 妻壁改修	---	瓦 階	
17 妻壁改修	---	瓦 階	
18 妻壁改修	---	瓦 階	
19 妻壁改修	---	瓦 階	
20 妻壁改修	---	瓦 階	
21 妻壁改修	---	瓦 階	
22 妻壁改修	---	瓦 階	
23 妻壁改修	---	瓦 階	
24 妻壁改修	---	瓦 階	
25 妻壁改修	---	瓦 階	
26 妻壁改修	---	瓦 階	
27 妻壁改修	---	瓦 階	
28 妻壁改修	---	瓦 階	
29 妻壁改修	---	瓦 階	
30 妻壁改修	---	瓦 階	
31 妻壁改修	---	瓦 階	
32 妻壁改修	---	瓦 階	
33 妻壁改修	---	瓦 階	

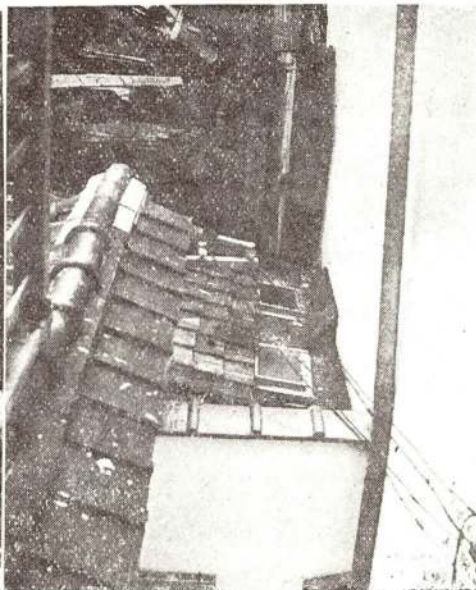
① 瓦 階
② 瓦 階
③ 瓦 階
④ 瓦 階

船 場 防 空 模 範 街 區



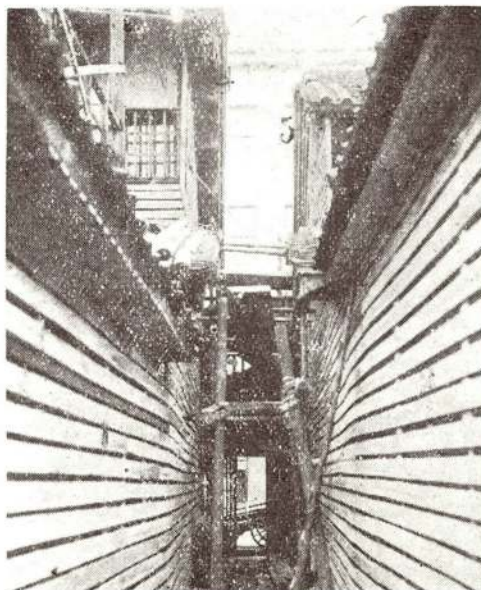
第1圖の1 (改修前)

11號家屋妻壁焼板張り(窓在り)
14號家屋裏側及15號家屋裏側の状況



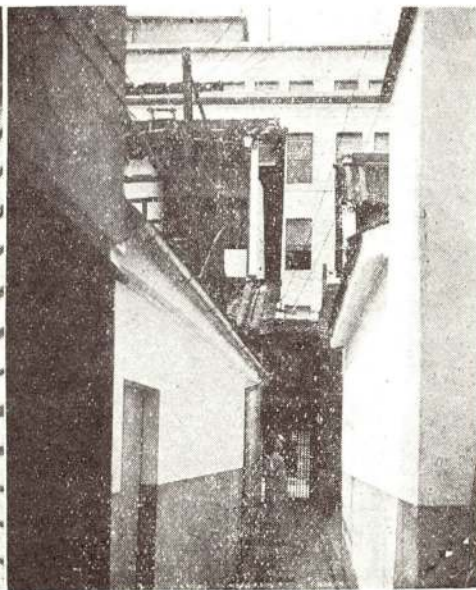
第1圖の2 (改修後)

11號家屋妻壁焼板張り取除き、下地「ラス」張り「上、モルタル」下塗り
漆喰塗り仕上げ、13號、14號家屋境界
に防火扉新設の状況



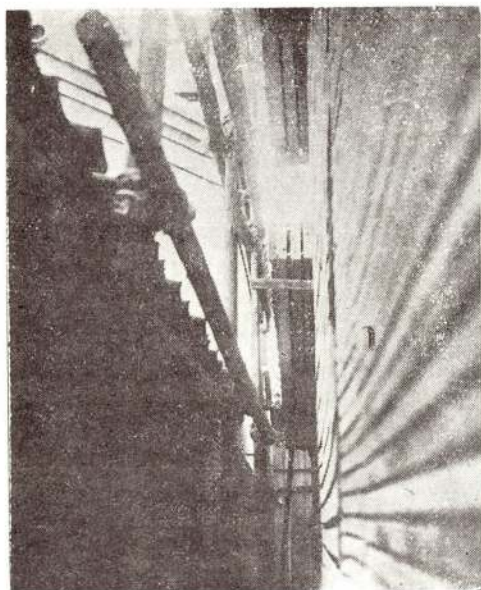
第2圖の1 (工事中)

9號東側、11號西側、對隣妻壁及
軒裏の塗下地を取除き(蟻羽は在來
より左官化粧)「ラスモルタル」塗り
の下地施工中の状況



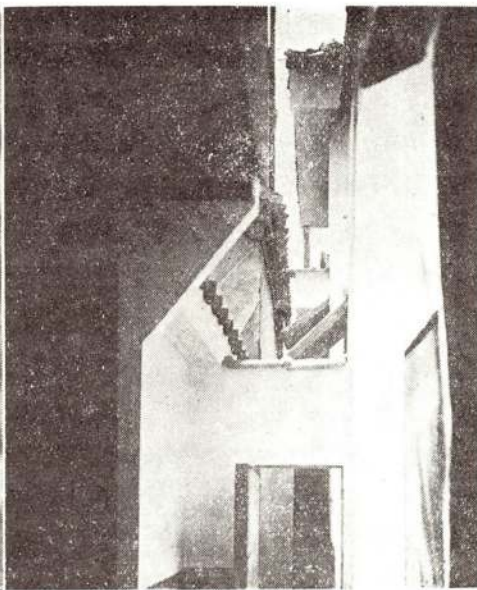
第2圖の2 (改修後)

妻壁は「ラス・モルタル」塗りの上、
漆喰塗り仕上げ、軒裏は木摺漆喰塗
り仕上げ、二階袖壁新設の状況



第3圖の1（工事中）

10號家屋表側、在來板張り取除き「ラスモルタル」塗下地木摺（中貫）打上げ及3號家屋裏物置在來板張取り除き、漆喰塗り下地木摺打上げ後の状況



第3圖の2（改修後）

10號家屋妻壁は「ラスモルタル」塗の上漆喰塗仕上げ、路地を横断して防火扉を新設出入口には木骨兩面不燃板張り上「モルタル」「ノロ」幕き仕上げの防火戸釣込みの状況

市 岡 防 空 模 範 街 區



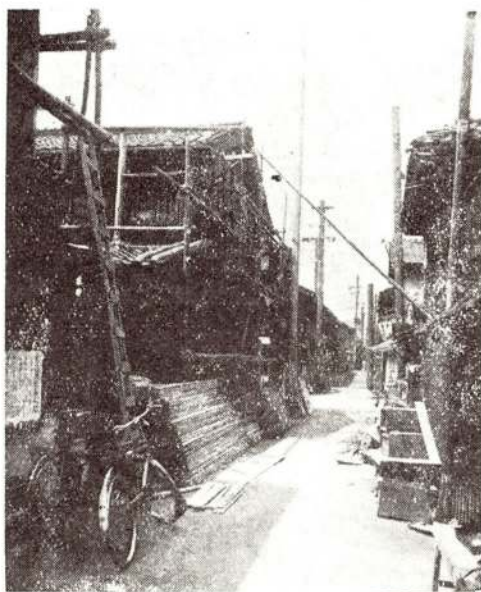
第4圖の1（工事中）

3號家屋妻壁、在來板張り取除き「ラスモルタル」下塗、施工後及在來袖壁（二階）妻側板張り取除き補修中の状況



第4圖の2（改修後）

袖壁及妻壁は漆喰塗り仕上げ、一階袖壁の腰部分入造石塗り、4號家屋二階袖壁新設後の状況



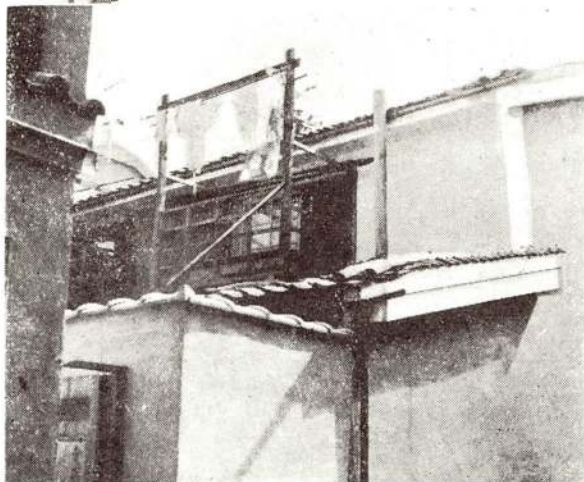
第5圖の1（改修前）

5 號家屋、在來妻板張り取除き
中裏側二階窓及軒裏の状況

6 號家屋二階妻に袖壁なき状況

第5圖の2（改修後）

妻壁「ラスモルタル」塗仕上げ、
蟻羽二階外壁及軒裏全部
木硝漆喰塗り仕上げ、在來板
塀を塗塀（セメント瓦貼りの
上「モルタル」塗）に改修せる
状況



第6圖の1（工事中）

4 號家屋、露臺在來板塀
取除き、塗塀下地施工中、
二階軒裏漆喰塗り下地木拵
打上げの状況

3 號家屋裏側二階軒裏漆
喰塗り下地一部鼻隠しで取
設けの状況



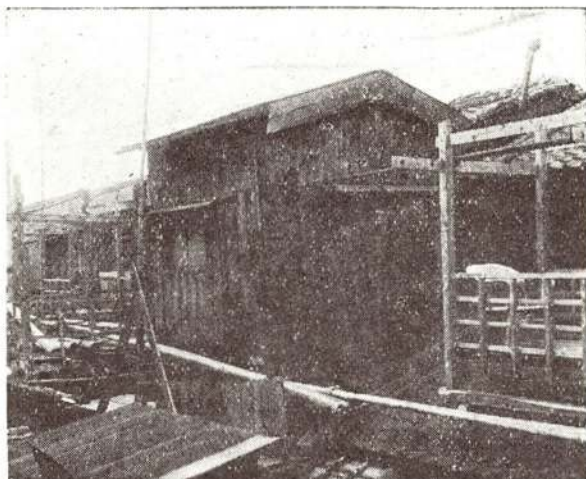
第6圖の2（改修後）
露臺周圍塗髹（セメント
瓦貼りの上「モルタル」塗軒
裏、蟻羽漆喰塗り仕上げ、
二階塀端に袖壁新設、3號
家屋軒裏漆喰塗り仕上げ、
妻部袖壁新設の状況



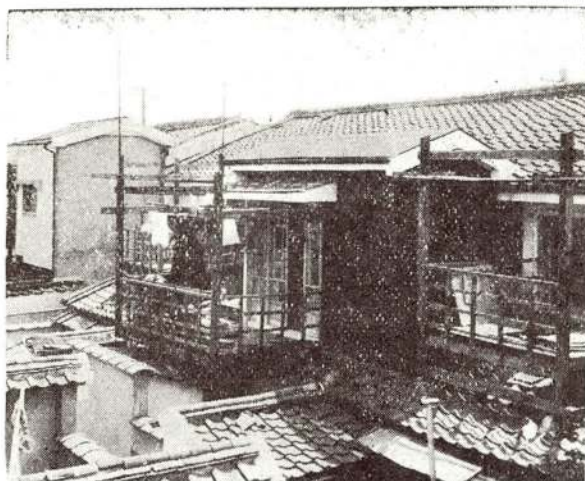
第7圖の1（工事中）
6號家屋妻壁に在來板張り取除き、
「ラスモルタル」塗下地打の状況
7號家屋、在來塗家造



第7圖の2（改修後）
6號家屋一、二階袖壁新設、二階
軒裏木摺漆喰塗り仕上げ、7號家屋
一階袖壁新設、二階袖壁補修一階軒
裏木摺漆喰塗り仕上げの状況



第8圖の1（改修前）
2號家屋、裏面二
階の状況



第8圖の2（改修後）
外壁、在來板張り取除き
「ラスモルタル」塗り仕上げ
蟻羽木摺漆喰塗り仕上げ、
3號家屋裏側二階物置在來
鐵板張の儘蟻羽及軒裏木摺
漆喰塗り仕上げの状況



第9圖の1（改修前）
長屋裏側、5號、6號間便
所汲取専用通路に於ける在來
の板塀の狀況



第9圖の2（改修後）
在來の板塀を塗塀（セメ
ント瓦貼りの上「モルタル」
塗）に改修、便所蟻羽木摺
漆喰塗り仕上げの狀況

高 度 地 区 と 百 貨 店

(私のノートから)

伊 藤 甫

百貨店の混雑は今に始つた事でもないが、最近の繁榮振は特に著しいのでないかと思はれる。購買力も相當に旺盛の様に見える。現下の住宅難同様、之も亦非常時局的な一現象であるかも知れぬ。その起因すると思はれる處は、人口増加、インフレ、軍需景氣……代用品の非耐久性、消費節約の奨励による消費慾の促進、時局的刺激の多大による食慾の増進ハテそんな事もあり得るか知ら。

もともと百貨店は資本主義經濟の生んだ小賣販賣業の一形式であるが、その經營が大衆を對象とする處から人口とは密接な關係を有するものであつて、人口 100,000 に對して 1 店の割合で經營が可能であると云はれてゐる。従つて最も都會的な業態の一つであらう。

又、百貨店は民衆生活のパロメーターと云はれる。それはその經營の方針上、あらゆる手段で民衆を引付け（この點で百貨店は一種の行樂機關でもある）廣大な賣場に導いて民衆の經濟生活の面は勿論、其他種々の生活面に接觸する故に斯く云はれるのであらう。

従つて百貨店といふものは、その立地として都會の商業交通の中心地が選ばれ、高價な

大 阪 に 於 け る 高 層 建 築 物 調 査

用 途				棟數百分比	延坪百分比	平 均 階 數	一棟當平均坪數	一階當平均面積
公 共 建 築	官 學 公 衛	病 院 校 他	1,2	2.7	3.3	1,321	400	
			15,1	20.7	3.3	871	264	
			4,5	5.4	3,8	713	188	
			1,5	2.1	3.6	777	204	
商 業 建 築	事 務 所	百 貨 店 店 館 庫 及 館 他	26,1	26.2	4.5	634	141	
			1,1	14.5	6,9	8,454	1,225	
			26,3	9.1	3.6	220	61	
			0.5	1.9	3.9	1,564	401	
			2,5	1.8	3.5	459	131	
			4,4	5.7	3.6	814	2,261	
			0,6	2.6	3.5	190	542	
其 他	工 住 共	場 宅 他	11.5	5.2	3.4	312	92	
			3.3	1.0	3.4	196	58	
			1.4	1.1	3.5	475	136	
合 計			100.0	100.0	平均 3.8	平均 635	平均 167	

註——昭和十年、都市計畫大阪地方委員會が3階以上の建築物につき調査せるものであつて百貨店が棟數の甚だ少きに關らず、その階數に於て又面積に於て、最も代表的な高層建築物なることを示して居る。

土地に廣大な賣場面積を得んとして高層化し又顧客吸引の目的からも建築の美觀と高度とに考慮が拂はるべきものである。

恰も、昨春改正の市街地建築物法第十一條に「主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ、ソノ地區内ニ於ケル建築物ニ付高ノ最底限度若ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得」とある。此の高度地區に關聯して、斯くも高層建築として最も代表的な百貨店に關する私のノートから、その經濟的な高度の考察に便利な資料を提供しよう。

先づその土地並に建築に固定せられる資本の償却を考へなければならぬ。即ち

(土地投資額の複利法による利子) =

(地代中の年償却額の積立年金法による元利合計)

(建築費の複利法による元利合計) =

(家賃中の年償却額の積立年金法による元利合計)

と考へられるから、

建築費…………… X 圓/坪

地 價…………… Y 圓/坪

地代家賃…………… Z 圓/坪

内 譯 { 家賃及その償却額…………… $Z_x, \alpha Z_x$
 { 地代及その償却額…………… $Z_y, \beta Z_y$

建築面積…………… a 坪

敷地面積…………… A 坪

階 數…………… N 階

年 利 廻…………… γ

償却年數…………… n 年

とすれば上述の關係は、

$$YA \left\{ (1+\gamma)^n - 1 \right\} = \beta Z_y \frac{(1+\gamma)^n - 1}{(1+\gamma) - 1}$$

$$XNa (1+\gamma)^n = \alpha Z_x \frac{(1+\gamma)^n - 1}{(1+\gamma) - 1} \quad \dots\dots\dots (1)$$

此の二式より

$$Z = Z_x + Z_y = \gamma \left\{ \frac{XNa}{\alpha} \cdot \frac{(1+\gamma)^n}{(1+\gamma)^n - 1} + \frac{YA}{\beta} \right\} \quad \dots\dots\dots (2)$$

茲で敷地が商業地域であるから、

$$a = 0.8 A \quad \dots\dots\dots (3)$$

又、償却年數は鐵筋コンクリート造であるから構造的には相當耐久性があるわけだが、經濟的償却を考へて

$$n = 30 \text{ 年} \quad \dots\dots\dots (4)$$

とし、此の頃の國家總動員法に於ける配當制限令もあることであるので、

$$r = 0.06 \dots\dots\dots (5)$$

を採る事とする。

嘗て、中小商業者と百貨店との對立問題で東京市の商工會議所が東京市の商工會議所が東京市内の百貨店の經濟調査を行つたことがある。茲に夫を採録するならば、

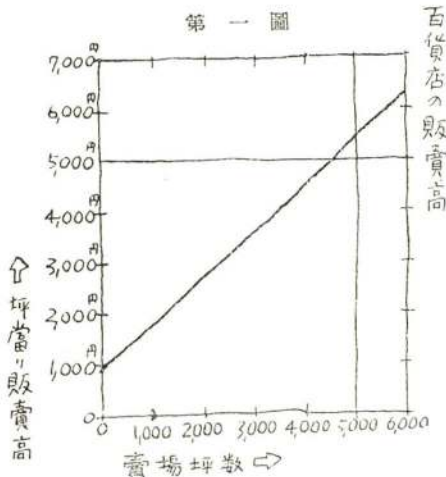
	仕 入	賣買差益	營 業 費	損 益	純 損 益	負 債
販 賣 高 100 に對する割合	75.0	24.0	10.0	13.7	5.1	48.9

而してその營業費は、

	給 料	地代家賃	廣告費	點 燈	掛倒れ	運 賃	保險料	其 他
營業費内譯	4.39	0.95	1.14	0.38	0.42	0.01	0.07	3.03

と示されて居る。即ち地代家賃に支出される金額は販賣高の**0.95%**なのである。

ところがこの販賣高はその百貨店の營業の方法によつて一様ではない筈だが大體に於てはその店の賣場面積に比例すると云はれてゐる。即ち西川清二郎著「數字が示す商店經營法」に示されてゐる統計から大體次圖の様な結果が求められる。



第一圖によると

$$P = (0.9q + 900) q$$

P ……販 賣 高 (圓)

q ……賣場面積 (坪)

なる關係のあることが知れる。従つて地代家賃に支出される全額 Z は

$$Z = \frac{0.95}{100} (0.9q + 9000) q$$

然るに賣場面積は延面積の**50%**程度のものが最も多いと云はれてゐる。依つて上式は、

$$Z = \frac{0.95}{100} \left(0.9 \frac{Na}{2} + 9000 \frac{Na}{2} \right) \dots\dots\dots (6)$$

又地代家賃に於ける償却部分の割合に就いては大阪に於ける公課が大凡、土地關係**15%**家屋關係**10%**となつて居るから その他に修繕費保險料等を家賃の**15%**と考へて次の様に假定する。

$$\alpha = 0.75$$

$$\beta = 0.85 \dots\dots\dots (6)$$

次に百貨店の建築費であるが、之は昭和十二年度の商工省の調査によると大凡

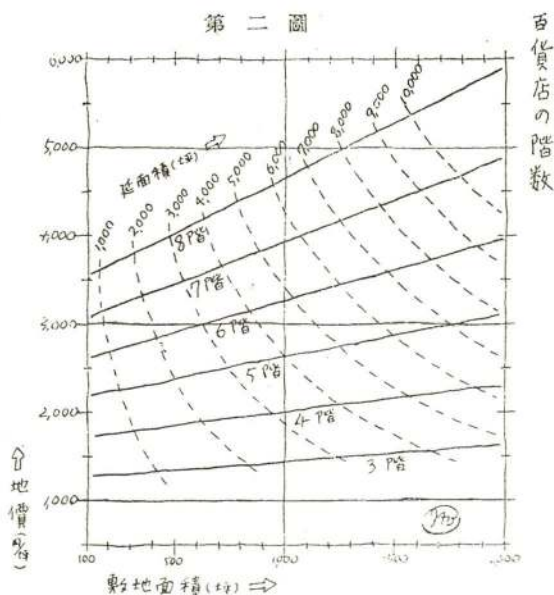
$$X = 103 \text{圓/m}^2 = 343 \text{圓/坪} \dots\dots\dots (8)$$

なることが示されてゐる。

以上の(3)~(8)を(2)式に代入して次式の様な關係が得られる。

$$0.00137N^2A + 29.773N - 0.07X = 0 \dots\dots\dots (9)$$

即ち百貨店の階数と、敷地の地価並に面積との間の関係が示されるわけである。この式を圖によつて示せば第二圖の様になりその間の関係が明瞭に理解されることと思ふ。



今この圖によると、地價 **2,000**圓の土地に於て **1,000**坪の敷地を得て百貨店の經營される場合 **4**階以上を必要とするものと見られる。又、逆に **4**階建の百貨店が營業して居つて相當の成績を擧げて居る土地であつて **1,000**坪の敷地であればその地價は **2,000**圓程度の價值があると考へてよいだらう。

以上は高度地區に對する考察の一資料ともなれば、幸ひといふ丈のものだから例によつて結論は、すべて讀者諸氏におまかせするつもりである。
(昭和十四年六月)

輕版構造法による建築施工

鈴木 忠五郎

は し が き

昨年12月、置く霜白く氷柱軒に長くなる寒風の内に突如工事を開始し、正月には最早外形を整へた。驚異的な形様を持つ建築物が世人の眼を向けしめたものである。

場所は参宮急行電車にて八尾を過ぎる頃山はレールに迫る。大和川の鐵橋を渡れば右方の山の中腹に聳えたつ建築群、型破りの異様な姿が見える。國分驛に下車し僅2町餘り、本モーラ土建研究所の實物を以て世間に自分が十ヶ年の研究によるモーラ式構造、即ち輕版構造の眞價を訴ふべく工を進めつゝある姿である。工を起して約半年、漸く世間の眼を引くことが出来始めた。

學者、好事家、請負業者、ジャーナリスト、土木關係者、道路關係者、防空關係者、陸海軍の關係の方々、訪問客日に數名、數十名に上りつゝある盛況である。ナマコ形をしたモーラ式構成網の製造工場は、幾多の難關を突破遂に工場として認められ。更に大阪府廳建築課は、アーチ式による輕版構造は無計算で認可してやらうとまでの助力が受けられる様になつた。

本所長高岡石松氏の喜びや如何ばかり、嘗て狂人として世人から白眼視された同氏の現在の心境や如何ばかりであらう。

安價な且つ簡易な、亦強靱な、耐風耐震、地震時に外に逃げ出さねばならぬと云ふ小住宅を、災害時には無意識的にかけ込み得る住宅を先づ與へ様ではないかと云ふのが本發明者の意志である。動物は皆その巢に安ずるもの、人間だけが所有も出來ず、亦安心出來ぬとは情けなくなると云ふ考をなくしたいと云ふ點にもある。

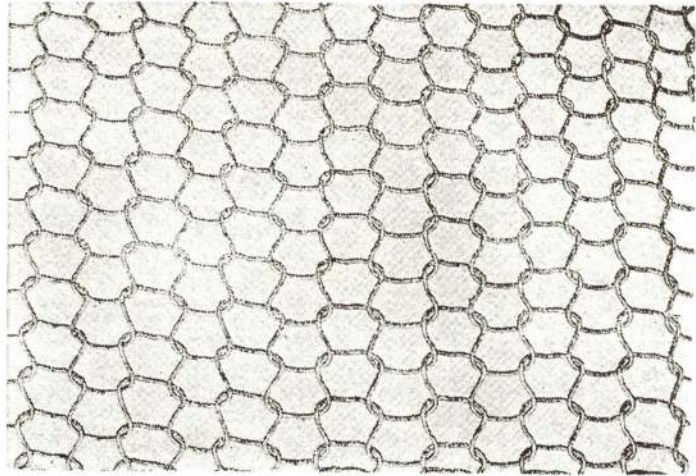
本發明は畏くも、秩父宮總裁の宮殿下より進歩賞の拜受するの恩典に浴したのである。本人は進歩賞を拜受するや、この發明を死藏するは國家の爲に不忠である。これを早く實現せねばと決心せるも、當時單なる思想であり、モデルである氏の計畫に誰も參加助力するものも氏に依頼するものもなかつたわけである。氏は此處に奮然立ちて私財を投じて、之が實物構成に國分の地を撰んで工を起したのである。この地は幸にも、市街地建築物法適用以外の地なれば氏の手腕を充分に發揮し得たわけである。

筆者、氏の研究を助力するの光榮を受け、共にその工を進展しつゝある現在、その一部を發表して御指導と御批判に與りたいと思ひ、寫眞を主に略解を加へて見ました。

御目に留められんことを祈る。

輕版構造とは何か

モーラ式構成網を構成材として、その補助材としてモルタルを以て鍍塗りしたものである。構成網だけでは餘りに伸縮自由なる故、成型させるには不向きである。網目にモルタルを楔作用をなさしめて充填し、緊結構成せしむることにより、強固なる輕版を構成出来る。この輕版を構造體として、全體的の緊結構造體を組立てるが目的である。之が爲には力の受ける方向には、網は織目なしにする必要がある。この爲に長い網が必要になる。こ



第1圖 モーラ式構成網の圖

の點モーラ式構成網は好都合である。

モーラ式構成網とは

之が高岡氏が特許を得たもので、メリヤス編同様の編み方を鉄線を用ひてやるので、エンドレスに圓筒狀に編出される。メリヤス式なれば無限に長いものが編出される。

運搬を考へて、現場編出しの方法を用ひることが出来る。即ちトラックに製網機を取付けてをけば、現場の立木又はその他の支柱にエンドレスの一方を鉤着せしめをき、トラックの走るにつれて網を編み出せばトラックの走るだけ網が出来るわけである。巾もエンドレスの内徑を變更することにより相當廣い巾のものも出来るわけである。現在の巾2.5mを普通としてゐる。用ひる鉄線は、零番線より30番までも自由なるが、一般建築橋梁には8番が手頃10番6番が用ひられる。

モーラ式構成網の特質

①一部鉄線の破壊は全體の破壊又は強度の變更を來さない。

②一方には容易に捲き込まれるが中々他方には變形しない。

③モルタルを網目に取入れ充分に成型する。

8番線巾2.5m長10m約7面坪重量35貫内外を1巻とし市場形としてゐる。

用ひられる鉄網の目は1尺内に7~8個のメッシュがある。

輕版構造の原理

全體式、立體式の理論が生れてこそ、この構造の強度計算が可能となるわけで、併しまだ充分の學會認可の案があるわけではない。

筆者の目的とする處は理論そのものではない。萬一災害を受けた時の破壊状況を想像したなれば、輕版は慘害が少い故無計算でよいのではないかと等とも考へられてゐる。

只モルタルの壓縮強度 200kg/cm^2 以上、モルタルの引張強度 $20\sim 25\text{kg/cm}^2$ 、鐵網の深さ 2000kg/cm^2 外力の傳達 $\frac{1}{20}$ 風壓なれば 5kg/cm^2 とすれば、どうやら實際化するが未だ筆者も手がつけられないわけである。

今後適當の時期に、モーラ式構造のもつ構造原理を哲學的、亦實際施工に應用したいと思ふ。

輕版構造の施工

輕版構造の施工は極めて簡易である。之が本構造第一の特質とするもの、然かも従前に於て味ひ得ざる所の強靱さを有することである。

先づ設計圖、計畫圖により、地取り、繩張り、遣形は同様なるも、次に根伐基礎、之も輕量なる故簡單なるものでも充分にもつ。

次に圖に示す如くに内の假枠をつくる。これもコンクリートを打込みをするわけでないから簡易ですむ。強靱でなくてもよい。之にシヤネットを代用して假枠の堰板と仕上り後の内部仕上げの一部に代用して見たが大變に好結果を生んだ。

次に假枠に、よくモーラ式構成網を撓まぬ様に引張つて張付け、釘又は針金で處々に押へる。

次に1:3調合のモルタルを鍍塗りする。之が硬化すれば丈夫になる故、内の假枠を除去して内外の仕上げをすれば軸部が出来上る。1:3モルタルは普通粘性と伸びが少い故、又防水性アク止とならぬ故、かゝる缺陷を除去する爲に新しく筆者の發見せるカツシールと稱する混和劑を使用する。セメントの約 $\frac{1}{2}$ を混和する。その仕上り面の密度なると美麗なると鍍伸びのよいこと天下一品、強度は20%増強すると工業研究所の折紙がある。目下大阪府建築課に、コンクリートに混和せる場合の強度につき依頼中。かゝる良品が1袋70錢餘り

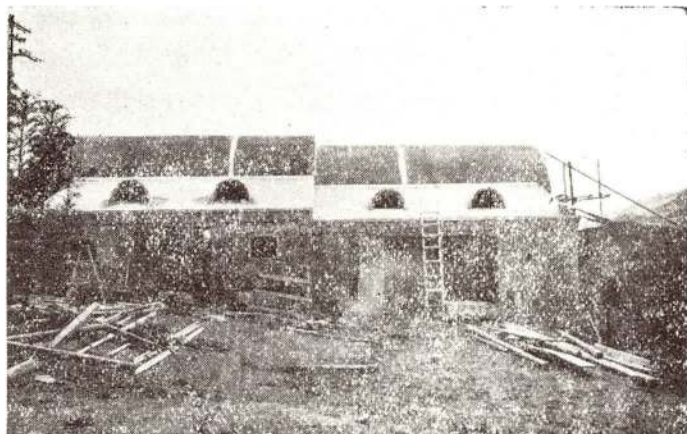


第2圖 モーラ式構成網貼付施工中

の廉價で配給される結果輕版構造の單價をより低くしてゐる。

次に出入口窓であるが、この部は塗殘しを後に必要に應じ切取り、額縁を取付ける。

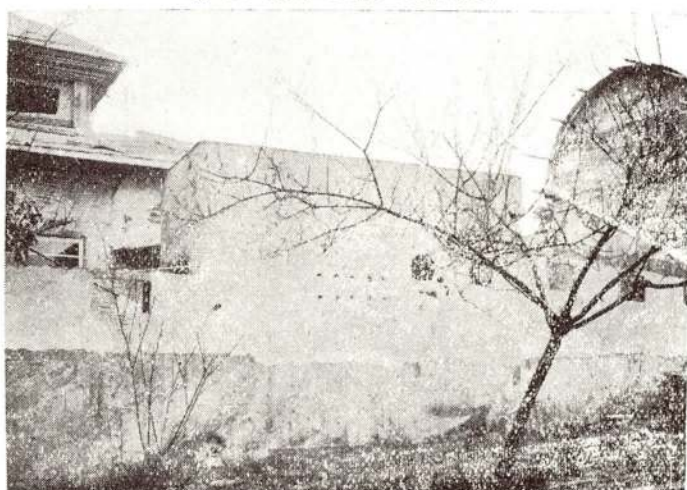
内部の雜作は從來のまゝそのまゝ適用も出来る。外部も瓦葺も出来るが、この構造本來



第3圖 モルタル塗りをした實況



第4圖 自由に鍍塗した厩、便所



第5圖 住宅施工中のもの

のものはトラスも柱、梁一切用ひぬ點にある。只リヴの應用して増強は張間の大きい折に考へるだけ。

屋根は防水モルタルだけを用ひる。瓦も軒樋もない形である。内部はシヤネットを用ひて防音遮熱の用として容易に衛生的方面の解決にも研究の歩を進めてゐる。

輕版構造の特質

構造上より

- ①構造そのまゝが化粧となる無駄なしの構造である。
- ②構造が甚だ自由假枠簡單ですむ
- ③耐火耐風耐震耐弾の構成物が出来る

施工上より

- ④施工甚だ簡單技術工の要少し
- ⑤現場的设计變更自由且つ損害なし
- ⑥極めて迅速に出来る經濟上より
- ⑦資材簡易化し節約出来る
- ⑧人の節約監督監理の節約が出来る

⑨甚だ廉價木材の家と競
争出来る位

⑩資材の蒐集難なく容易
となる

設計上より

⑪設計製圖極めて簡単
素人化する

⑫仕様書見積亦簡単

⑬強度計算の要なし

技術家泣かせだと批判される。技術家の
底せる事變向のものと
思惟される。技術者の
養成容易なれば戦争地
の構造物建設には好都
合である。

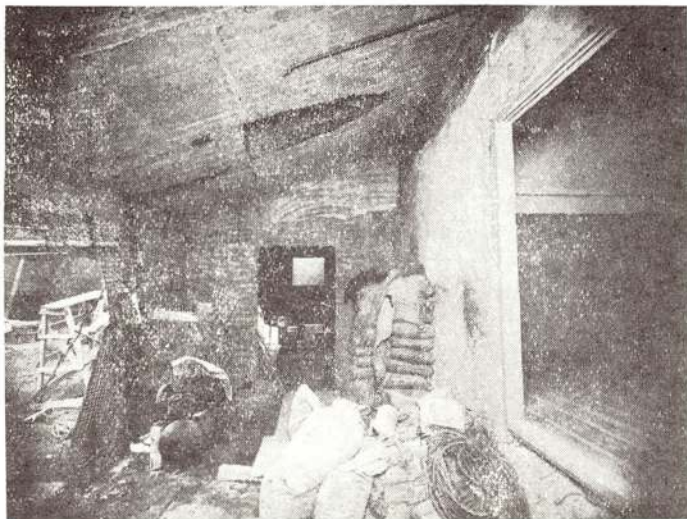
どんな方面に向くか

高層のものには困難
があるかも知れないが
先づ、住宅、商店、市
街地村落は之で一定化
すべきと思ふ。尚工場
アパート、ホテル、學
校、ガレージ、橋梁、
トンネル、塀、プラツ
トホーム、行くとして
可なりである。

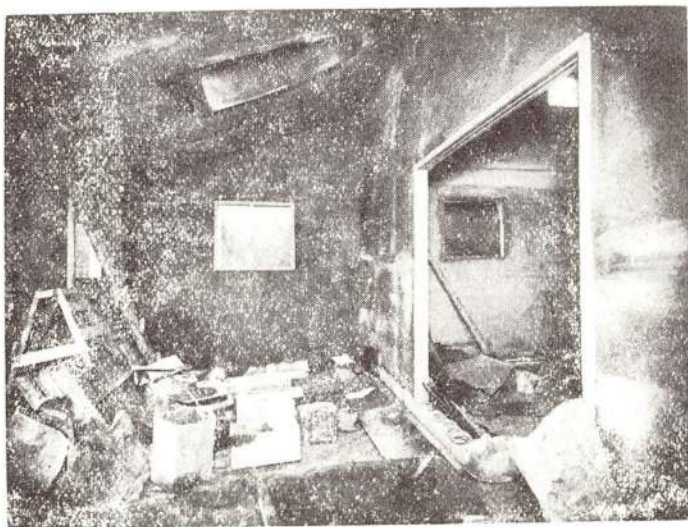
目下やかましい防火改修も、本構造の出現で解決出来る。只此處に起る缺陷は鐵線を用
ひる點にある。鐵筋に比し30%以上の節約は出来るが尙鐵を離れられぬ點である。本構造
は一時的の代用品ではない。今後大いに新日本建築としての將來をもつもの故、鐵鋼を用
ひるの缺陷は、抜くべからざる缺陷でないと信ずる。

結 び

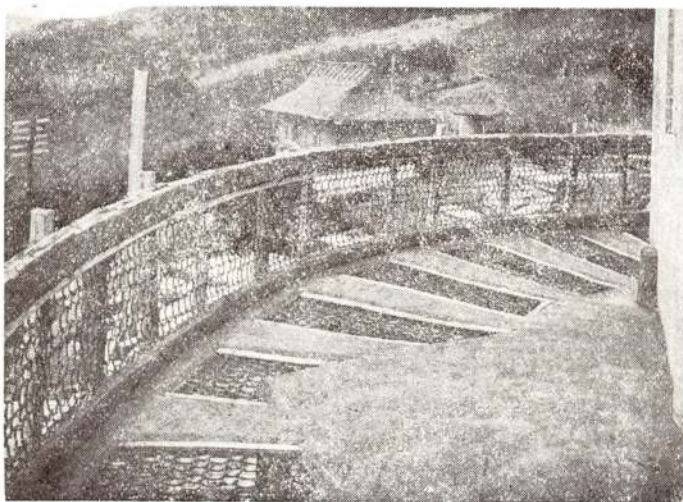
終りに國分村の一角に、實施された新大和造り三千年の歴史以來最初の發生である。
天地根元の造り同様の純日本式であるこの輕版構造を愛育されんことを祈る。



第6圖 内部假柱取外しただけの状況



第7圖 内部モルタル仕上げの状態



第8圖 自由な構成の一部

本構造は本邦の風土から生れ出たもの、これでなくては耐震問題耐風問題は解決しないと信ずる。

終りに臨み重ねて識者の御研究と御指導を希ひ筆をかく。

(昭和14、5、21)

本號執筆者紹介

(五十音順)

伊 藤 甫	都市計畫大阪地方委員會
大 須 賀 巖	大須賀法律事務所所長
加 藤 善 吉	堺市技師
鈴 木 忠 五 郎	大阪府立今宮職工學校敎諭
古 塚 正 治	古塚建築事務所所長
松 井 清 之 助	大阪府警察部建築課技師・本協會常務
山 口 正	京都市役所

9 月 號

建 築 の 總 動 員

大 須 賀 巖

六月十日の朝、本誌第廿二輯第六號の新装が、新緑映ゆる、私の書齋に届いた。同時に東京の新聞紙のデカ々と大見出で「建築」の總動員を、第二ページの首端にかかげたものも併せて受取つた。而して、フト私の頭に浮んだものは、前に昨日であつたか、私の事務所（銀座の三十間堀といふところが私の事務所である、法律事務所らしくない——都市計畫家、建築家、電気技術者、工藝家が重に集つて居るところの）から程遠からぬ銀座尾張町の十字街路上を行進した、滿蒙開拓青少年隊の歩武堂々たる姿であつた。カーキ色一色の二千五百人、その列の上部にボーツとパステル繪具のピンクローズ色が長い線を爲して見られた。近づいて一人々々を見るとそれは元氣のいゝ如何にも無邪氣な顔である。私の眼頭は熱くならざるを得なかつた。——建築の總動員といふ文字に眼を觸れた瞬間の私は、矢張り、この尾張町行進を見た時のやうな身内の何ともいへぬ血脈の躍動を覺へたのである。

本誌第廿二輯第六號の紫烟室には、難有くも、私の拙い小稿が載せられてあつた。その中に、私は日滿蒙支協同體の先鋒を承はるものは「建築」の協同、すなはち、わが國の建築家諸君が進むで、この線に活躍さるべきであるとの意を述べて居る。あの若い青少年諸君に對してすら、一心協同し

て新秩序の建設の爲めに立上つた姿は、恐らく、鬼神も泣くであらう——雄々しさに感激せざるを得なかつた。常に日本の社會の文化の先端にあつて、自らも任じ人からも許された、わが國建築家諸君が、この國策線に副ふて協力されることは、必ずや、大なる期待と感謝を以て現日本の民衆から迎へらるゝことと私は信ずる。已にわが國の都市計畫の先驅を爲したものは大阪都市計畫の實施であり、その大阪地方委員會（都市計畫の實施機關であつた）の陣容を確乎たらしめたものは、青島派遣軍の技師その他軍部關係の建築技師ではなかつたか、軍部、技師、支那のコンビと日本の都市計畫の實施とが不可離の因縁のあつたことを想へば、わが忠勇なる軍隊によつて拓かれ次でその後のものを築き上げんとする、所謂日滿蒙支協同體をコンクラーゼしむるものは、わが國建築家のこの線への進出であることはいふを待たぬことである。已に、内田博士等が晋北に活躍せられたことが、如何に今次事變の効果を價值づけたことか、私の六月號の小稿にいふてある、佐野利器博士に呈したといふ書狀の内容の如何なるものであるか、佐野博士も亦この建築家の進出の先端に立つて出馬せられ度といふことである以外のものでないことは、讀者諸君は已に察せられたことと信ずる。

(二)

或る雑誌記事で、ミケロアンジェロが偉大なる都市計畫家でもあつたと書いてあつたのを見た私は、偉大なる建築家は偉大なる都市計畫家であるといふ命題は、私の曾てより持して渝らぬ所信でもあるので、その後この證左を如實に文獻の上に得やうとして、人名辭書、百科大字典をはじめ、何々美術評論やその他傳記々者の書いたもの等、漁つて見たのであるが、淺學菲才といはふか寡聞といはふか、遂に今日までこれを見出すことが出来ないで居る。畫家彫刻家建築家として彼は、記念像や壁畫や墓石等に後代に傳はるものゝ寫眞について、これを見ることを得た許りでなく、それ等の設計圖も數多見たのであるが、今日の所謂都市計畫なるものは見出すことを得なかつた。しかし、建築設計圖にしても墓石にしても彫刻にしてもが、これを環境にあはして設計圖を書いたものは、小都市計畫として考へられないことはない。彼の晩年に没頭したところのものは、建築の設計と詩とであつたと史家はいふて居る。建築の理想が實生活と土地區域の環境とに合して爲されたとすれば、これは都市計畫であつて又人生の詩でもあり得る。彼は、その晩年の大成期に於て、建築と人生と詩との合一したる理想郷に悠々自適したものであつたといひ得やう。これあるが爲めにミケロアンジェロの名を不朽たらしめたのではなからうか。私の常にいふ建築家は藝術家なりとの意味もこうした意味に於ていふのであつて、建築家は藝術家に非ずといふ野田技師と意見の對立——都市計畫の一隅に於て

——を見たこともあつたが、人生と建築と詩これとの三位一體が建築家の理想郷であることは今以て固く執着する意見である。

我執の強い法皇の干涉に不満で建築を中止し、故郷に逃げ歸つたまゝ永い年月盧を出でなかつたミケロアンジェロは、これを現代生活に見るとき、我儘で偉がりでその實薄つべらでただ金のあるが儘に威張りたがる有閑夫人或は有識婦人の依囑をうけながら、その干涉の生意氣さに厭氣をさした建築家が堪えかねて遂に之を斷はりをいふといふ場合は、想像し得られるところである。如何にして金を多く獲得し得るかを考へて建築する建築家は建築が主でなくして金が主である。彼等には金を澤山に儲けてより甘いものを食ひより美しい衣服を着よう贅澤な家に住まふかといふ人生の實生活はあつても、建築と詩とがない。偉大なる建築家と稱することを得ない。幸にも叙上の如き惡しき干涉無く、思ふが儘の建築を作り得たとしても、若しこれが社會環境或は地理を無視するものであつたとしたならば、詩と建築はあり得ても人生がないこととなる、現實に即して現實を超越す理想をあらはす建築こそはミケロアンジェロの後世の建築家に訓ゆる建築の偉大なるものではなからうか。

今や、ミケロアンジェロの祖國伊太利はわが友邦であつて、かゝる世界的に、偉大なる美術建築家は、わが國民も亦これを讀ふべきものであるには相違ないし、伊太利が現代都市計畫の萌芽時代にその一席を有するものでもあるが、今茲に、日滿蒙支協同體或は東亞の新秩序建設の礎石として

のわが國建築家諸君の活躍と結びつけて説かんとすれば、餘りにも三題話めいたものと爲る。因つて之を省き私はこれを機會として、わが國文化に一大功蹟を有し殊に建築及都市計畫に一大寄與を爲したりし、吉備眞備公について少しく述ぶることを許されたい。

頼山陽先生の日本政記には、吉備眞備公と和氣清麿公とを比較論評して、前者を節義も何もない輕薄野郎のやうに極論して居る。少年時これを讀むだ私は、疑を挿まざるを得なかつた。（和氣公の忠節については大楠公と共に日本の歴史上の二大忠臣としてこれを認むるものであるが。）成年に及んで、當時の政治史社會史を研究し、身親しく九州四國に住むことと爲つて、吉備上下道臣一統の事蹟等を知るに及んで、山陽先生の所論の如きは、畢竟、漢學者一流の一を掲げて他を貶するの淺薄なる論法に過ぎないものであると信ずるに至つたのである。吉備眞備公は當時の偉大なる都市計畫家であり、また大忠臣であつたと結論することを憚らない。

眞備公の時代とは如何なる時代であつたか、史家の説に従へば、神武御東征よりこの方、西陸への皇室の御威光が薄らいで東方への進出が強くなり、皇兄豐城入彦命の東國御鎮座は東方の夷族は阿武隈川流域を防禦戰線とするまでに後退した代りに、西陸は遂に神功皇后の御征韓によつてその背後國をわれと協同體たらしむるに至つたのであるか、東方の夷族は壓縮せられたる勢力を以て反抗をつづくること現今の何國かの國府の如く、遂に津輕海峽を越へてわが

軍は狹鷗肅慎にも武威を示すに至つた。西方三韓の背後國たる隨唐はその西方中央亞細亞から地中海沿岸に達する地方に勢力を伸展して、その餘威を新羅に合せて大陸的壓迫をわが國に加へたのであつた。白村江の戰は武を以て相拮抗する二大國の一段落となつたが、天智天皇及びその首相藤原鎌足等の英明な外交政策は、對等國間の交際と爲りわれより遣唐使を送つて、彼の大陸的文化の攝取に惟れ努めた。和氣公は、年少大學を卒へて、靈龜二年廿四歳で遣唐留學生と爲つて入唐、廿年間彼地にあつて勉強して天平七年に歸朝した當時の文化人であつた。

佛教渡來以來、聖德太子といふ大旦那の保育があり、聖德太子第一族の亡き後もその敵蘇我氏は亡され、天智天皇の内治主義と相待つ遣唐留學生は僧侶にも恵まれた運命開拓の道であつた。幾多の唐の文化を呼吸した僧侶が輩出し、聖武天皇の佛教信奉は更らに布教弘布を大にし、僧侶の勢力は一大勢力を當時の日本社會に有するに至つたその結果が道鏡の如き愚昧なる驕慢不逞の者をすら出すに至つた。一方、天智天皇の内治主義に身を以て輔弼し奉つた鎌足公の大勳功に重ねるに不比等の立法の功蹟を加へて、武智麿房前等兄弟の姉妹は天皇の母たり、皇后たり、その子及び孫は外戚の權を身に感ぜざるを得ない、一大勢力である。香取鹿嶋兩神宮に奉仕するを家の任務とし、春日明神を氏神とする藤原氏の一族は、已に比肩する外國文化の所有する當時の二大智識階級の僧と俗とを己に従つて用と爲らざる限り、これを敵として機會ある

ごとに一撃を加ふことを怠らなかつたのはいふを待たない。前者として愚僧道鏡の如きは身の程知らずの爲めに破滅の運命に陥つたのは當然で、後者は皇儲問題に當面して、勝利者と爲つた新帝擁立派とも稱すべき藤原氏によつて完全にノックアウトされた。若し山陽先生の史論の如くんば、眞備公は右大臣にまで進むことが出来なかつたと思ふ。逆説的ではあるが、公の藤家權門の間に介在してこゝまで至つたのは、道鏡事件の折は藤原氏と共にこれを打倒するに有力なる存在であり、皇儲問題に際しては正面の敵と爲つて彼等から忌まれた。公は當時の政治舞臺に専恣者たらんとした二大權力に對して第三帝國の存在を以て對立したものといふてよいだらう。しかし、この時の藤原氏は前にいふ如く、已に父祖三代の勳功の餘榮に輝き皇室に對し奉りては皇后皇太后を奉つて南北京式の四家は、各々特異の社會的地位を有する準皇族の地位にあること、曾て彼等の打倒した既成勢力蘇我氏にも比すべき地位にあつた。遠からぬ將來には畏くも、天皇を廢し奉るにまで至つた程の勢と權を樹立して居つた。而してその敵に對しては、常に手段を擇ばずしてこれを行ふ。菅原道眞公は眞備公と同じく右大臣と爲られて、左大臣たるべく内勅を蒙つて彼の悲慘なる運命に陥らしめられた。眞備公が老を以て職を辭し、許容後一年にして薨ぜられたのは寧ろ幸福であつたといふべきであらう。

眞備公は生來の文化人であつた。大學から遣唐留學生の廿年にして歸朝された年は四十四歳に當る。その颯爽たる英風は正

に、明治初期の洋行歸りのそれの如くである。如何に朝野から持て囃されたかは、想像に難くない。しかし、公は輕薄なるハイカラではなかつた。歸朝して、朝廷へ奉つた獻上物の品目について見るに、數多の貴重なる書卷の外に、絃經漆角弓馬上飲水漆角弓露面漆四節角弓及び射甲箭廿隻平射箭十隻を算へることが出来る。而して、天平勝寶四年には入唐副使と爲つて再び唐に赴き、一年經つて歸朝した。この時、筑前の蛤土城を築くことを建議しその工事監督の任にも當つた。加之太宰大貳の職に任じ太宰師輕王を輔佐して、安祿山の亂に備へるべく國防の第一線に當ることとなつたので、更に建議して、且つ耕し且つ戦ふの長期抗戰を策し又八陣大地の結營法を教へた。次で西海道の節度使とも爲つた。公が唐に入り學び得たところのものは、獨り文化方面でなく、武に於ても國家の御用に役立つことは以上によつても明らかである。しかるに、公が中央政府に入つて、造東大寺使といふ公としては最も得意であつたらう職務は不幸にして、病の爲めこれを盡すことは得なかつたにも拘らず、藤原仲麿の亂には軍事に參畫して功勞者であつた。天皇が公の第へ御幸遊ばされて居る點、藤家と僧侶との二大權力の間に巍然たる存在であつたことを示すに足るばかりか、天皇御不豫に際しては中衛府並びに左右衛士の軍を統べるの命を蒙つたことは、愈々以てその重きを中外から認められたことを知り得る。

以上可なり長たらしく、述べ來つた所以のものは、何れの國何れの世にあつても、

自己の固陋を被ふに因襲の幕を以てし、己等許りがお家の忠臣顔する一派がある一方、猥りに外國風を吹かせて、輕浮な新規を唱導して驕ぶる一派とがあり、内憂も外患も顧みるところなく、ひたすら、社會の上層に權勢を得んとする或は自己一身の榮花を欣求して息まぬ者との間に立つて、眞に國を憂へ同胞を思ふ者は、この兩者から常にその味方たるべくすゝめられてこれに應じない時は生き甲斐のないものゝ如くに取扱はれる。しかし、國家が興隆するには而して永久ならんとせば、この第三帝國的存立の忠良なる臣民が必要なものであることを、私共は確乎不拔の第一信念として有たなければならぬことを述べたいからである。この意味に於て、建築或は都市計畫に關係のものは、政黨華やかなりし頃は冷笑を以て迎へられ、官僚獨善の時代と爲つては割箸位の存在にしか認められない。彼等はいふ、食は指でも食つていける、無理に使つてやつても食つてしまへば竈の下で燃してしまふか掃溜へすてゝしまふべき代物である、高い金を出してと思ふ程のものではないと。割箸でも何でも構はぬ。國家は建築を總動員した。仕事は東亞の新秩序建設といふ大きな、日本國民に課せられた歴史の大事業である。日本人は大君の前にこそ死を以て御奉公するのが至大の榮譽なのだ歡むで死し得る。

(三)

いふまでもなく、これまでとても、わが國では、住居問題が問題と爲つて居つた。文化生活の合言葉と爲つて居つた時代から、都市計畫が都市問題の先端に押出され

た時代にも、勿論問題となされた。都市計畫は外科的療法であつて社會事業は内科的療法であると、都市計畫の權威者であつて、社會局長となつた人の言葉は、新聞人に筆から筆へと傳へられて、わが國の住居問題は若干社會の意識に上せられた。武田博士のわが國古來傳統の木曾山中の和製バングローは、アメリカ東海岸のそれと時を同ふして、人の好奇心を唆る話題たり得た。飛騨白川村の大家族の巨大コツデツジは大阪の町家と共に、從來は建築といへば、寺院建築か洋風建築に限られたものが日本民族の生活する家屋として、茶室建築も一考されることとなつたし、都市住宅としての小住宅、農村問題が日本の社會研究の對象と爲つて農村の家屋改良も云々されることともなつた。世界的にいふと、毎回の國際都市計畫會議の問題に、住宅が取扱はれなかつたことがなかつた影響は、わが國の都市問題及び社會問題の會議とか私人の論説とかに顯現したことも事實である。しかるに、日支事變が進展して、遂に日支滿蒙の協同體或は東亞の新秩序建設といふことが、數次の斷片的にせよ、政府の聲明があり、少くとも日本インテリ階級の絶對多數がこれを支持するに至つて、茲に日本の住居問題は、この協同體又は建設に、如何なる使命を持つかといふことが、世人の注意を惹くに至つた。會々事變による軍需工業の發展は、それに關係する工業労働者の住居缺乏が、著しく社會機構の缺陷として強く認識せられた。元來が平和産業に於いても問題であり得べかりしこの問題は、かゝる事變時の折とて、その必要を一層強

くこれを認識しこれを實行せんとして、厚生省あたりは今更めて、大童と爲つて居る次第である。一方日支滿蒙協同體は、獨り日本丈のものでなく、これ等諸民族に共通の計畫企圖でなくてはならぬ性質のものである。勿論一のものをその各々に分割してといふのではなく、各々の特異性を十分に尊重しこれを十分に發揚せしめて、山のものは山、海のものは海にと相補ひ相倚つて、禪宗の所謂一即多、多即一の、妙諦を發揮すべきであるとはいひ條、結句別個銘々であつてはならない。住宅問題とてもそふである。

蒙疆と一口にいふものゝ、張家口を中心とするチャハル、大同を中心とする晋北、厚和を中心とする所謂内蒙古とは、地理的に見て、萬里の長城以北の地であること、政治的に蒙疆聯合委員會を中必とする一區域である以外に、各々異つた立場にある諸族であり、更に内蒙古といふても錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、巴彥達拉盟、伊克昭盟の大別があり、またその中には、旗の下に全々獨立的な生活を爲して居る人々なのである。北支と中南支とは、南航北馬の異民族生活を各々遂げて居り、日滿支それぞれ衣も食も住も、その特異性を以て生活し、これを直ちに同一にせしむることは出來難いことである、左様する必要もないことである。長い時間は、これ等間の融合の或程度を見出すこともあらうし、交通々信の開発等によつて比較的早く互に渾合するものも生ぜやうが、先づ以て異つた文化の上に、その各々の特長を發揮するべく建設せねばならぬ。すなはち、成吉思汗鍋を喰はんが爲

めに包を銀座の眞ん中に建てる必要のない如く、日本の茶室建築を張家口や包頭へ建築したならば、凍死を免れぬであらう。東亞新秩序の建設はすべて、死の結論であつてはならぬ。

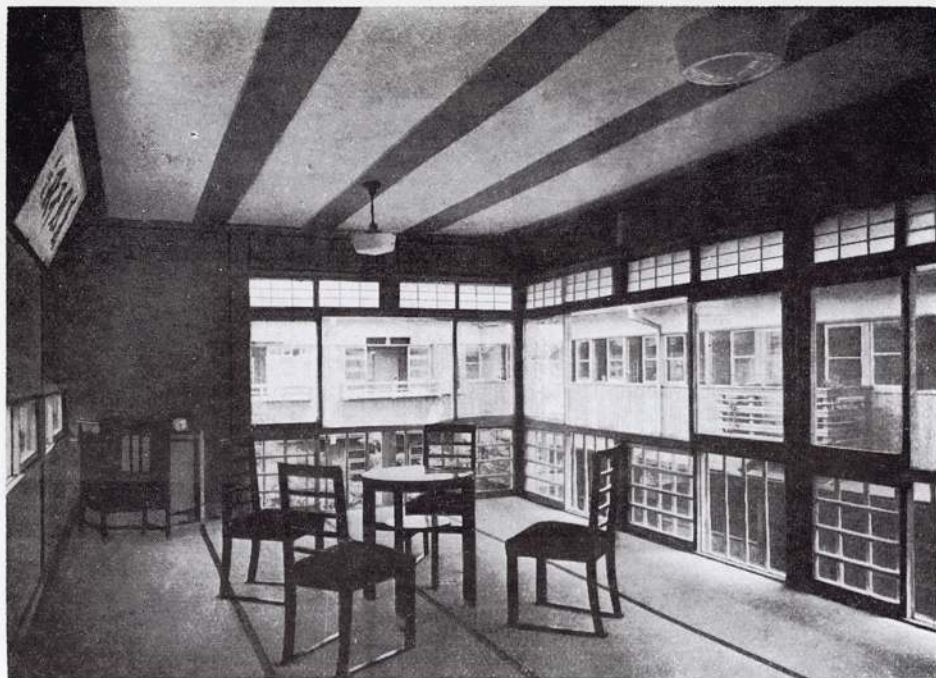
日本内地に於ける住居問題と滿蒙支のそれとは、その様式に於て或はこれを達成する過程に於て、各々異なるものがあるけれども、當面する日滿支蒙協同體としては同一の悩みのものがある。軍需工業の労働者が日本内地にあつて寺院に素人家に疊一つに二人三人といふ割合で寝たり、通勤の交通機關に鈴なりにブラ下つて喧嘩ばかりして居る有様は、新京市奉天市の統計によつて日々一萬人二萬人宛の人口増加によつて、その如何に住居が貧困であるかが察せられる。わが日本の建築家諸君は、内地に於ける住宅問題に對して第一線の勇士である如くに、滿蒙支にあつてもそれでなければならぬ。然らずんば、滿蒙支の生産擴充の長期建設戰のといふて見たところが、すべては砂上に築く樓閣より他のものでない。已に一體の成立を企圖するからは、その一環の缺陷は全體の用を喪ふものなることを想はねばならぬ。跛行的文化の發展は常に文化の破滅であることは定理である。日本の建築家諸君は日滿支蒙の天地に、その勝れたる技能を惜しむなく、これを捧ぐべきである。史觀的に見て、今日本に築かれたる建築文化は曾て大陸を経て來つたものに根幹を爲して居る、明治以降の西洋文化輸入を加へて、東西洋の文化交流を鐘めた日本の建築は東亞新秩序の建設を通して、全世界人類の福祉に大なる寄與とも爲る。



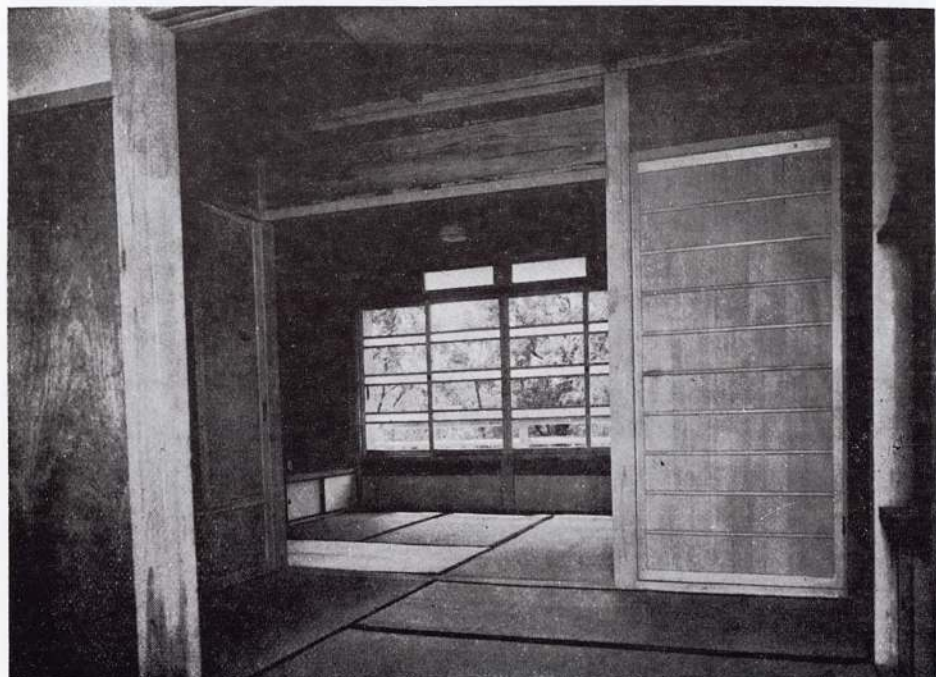
外 観



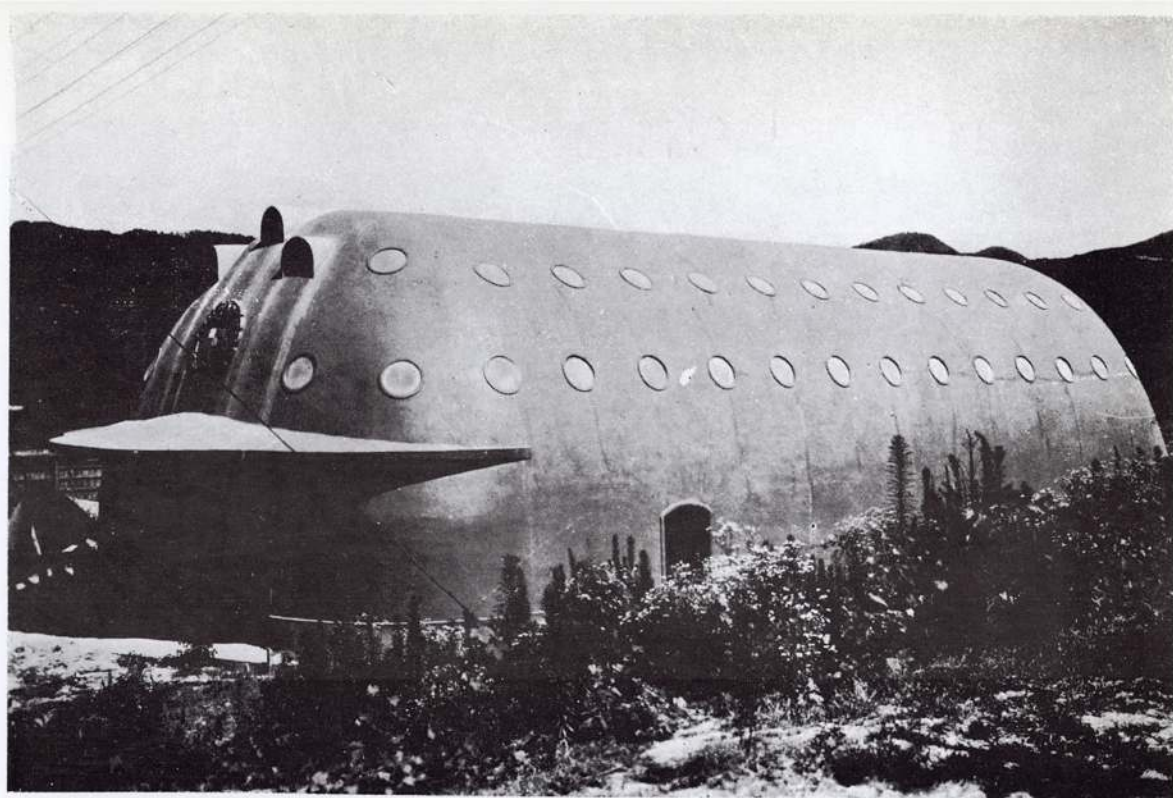
西側入口より庭園を見る



會 議 室



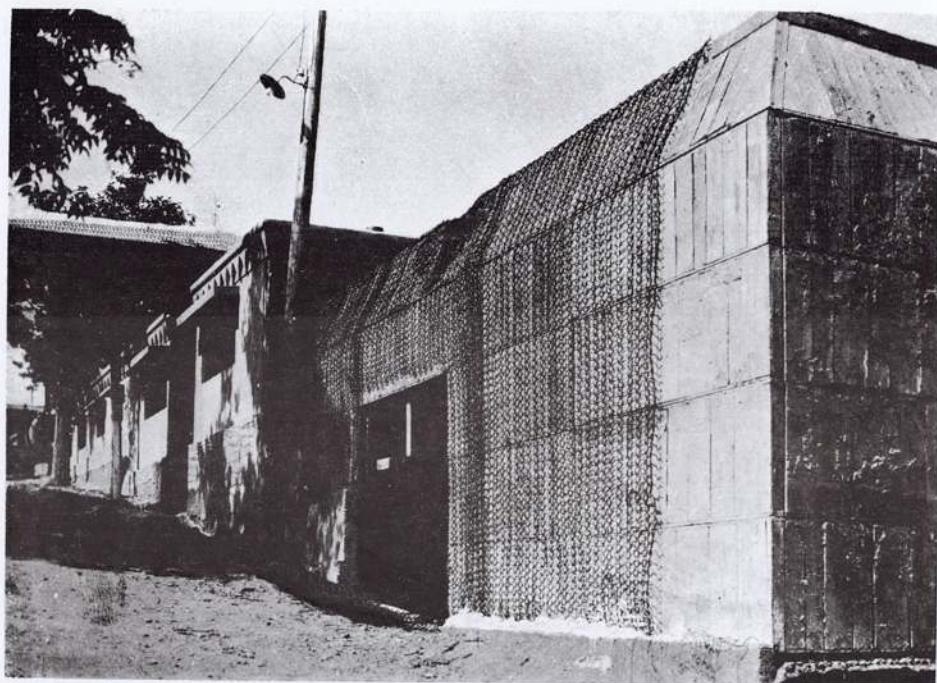
住 室



**モーラ式構成網の編
成網工場全景】**

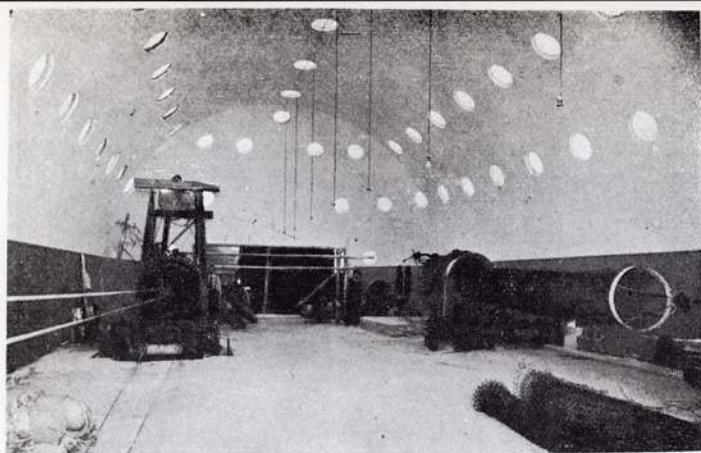
(間口) 12m×30m (奥行)

モーラ式構成網による輕版構
造である。



事務室兼社宅

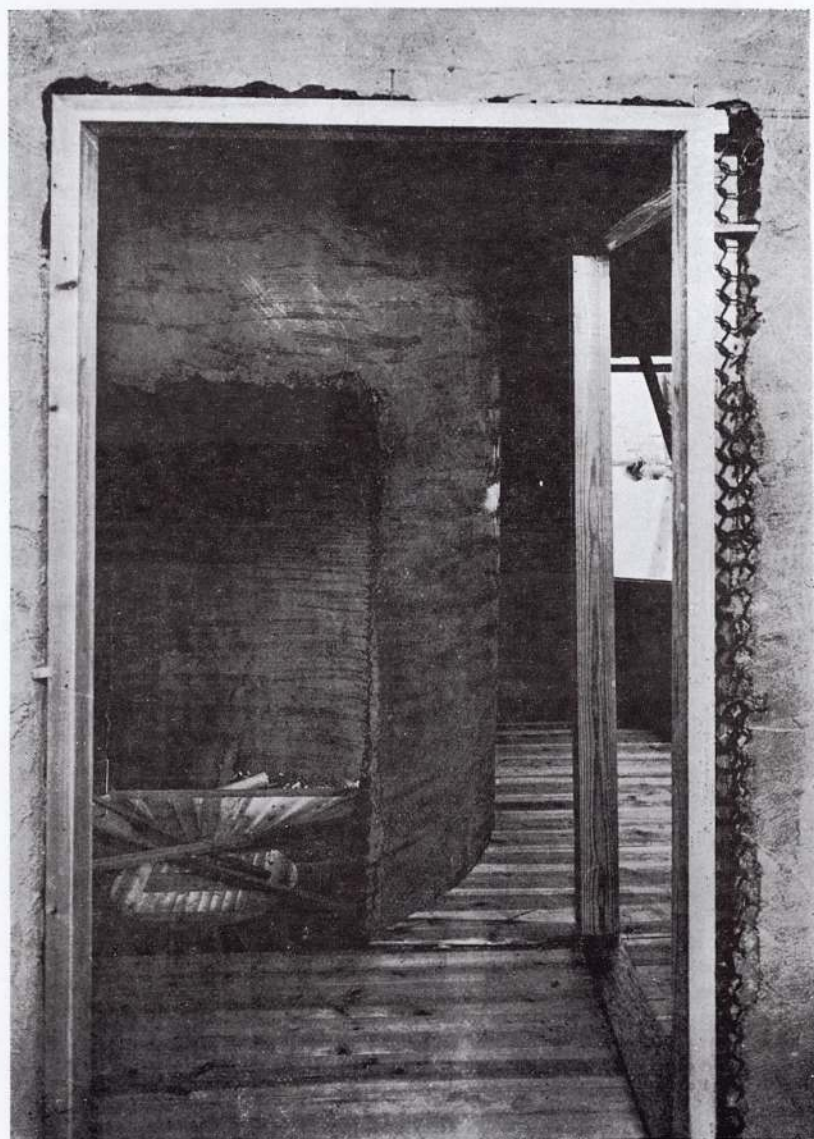
これは輕版構造の施
工状況を示してゐる。
内部の鉄枠にモーラ式
構成網を貼付けたるこ
ろ。この上に1:3 調
合のモルタルを鍍で塗
付ける。これは出来る
だけ厚く最初に塗る。
少くとも 4cm 以上が
宜し。



編成工場の内部

トツブライトの光り小さいながらに強い。トラス・ガーター、柱を映出した工場内。

モーラ式構成網の編成され行くを示す。



輕版構造の自由 さを示すもの

圖は玄関、建具の枠の取付を示す。大釘及ワイヤーで取付ける。



全 景

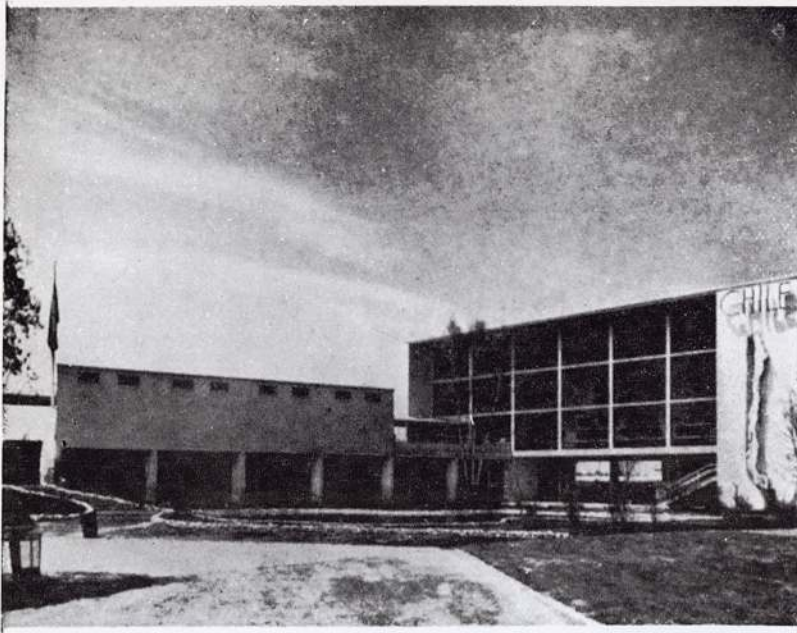
會場の中心軸の頂點に位し、その嚴肅な外觀から國家的の建物であることが容易に觀取せられる。その直前には素晴しく廣い「平和の廣場」があり、その廣場を圍んで各出品國の國館が並んでゐる。

正面の大池は噴水と花火の寫に用ひられてゐる。

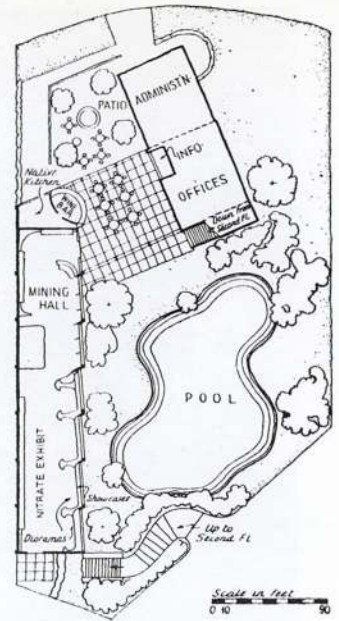
(Architectural Forum, June, 1939より)



軒を並べた各國館



チリー館外観



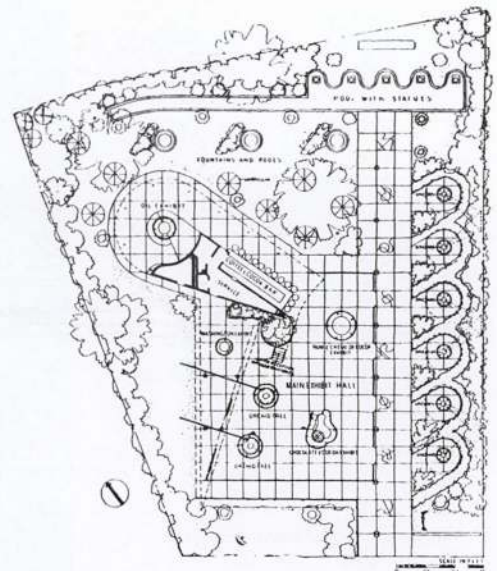
配置圖

兩者共アメリカの建築家の設計になるものでその國の地方色は出てゐないが、代表的な近代博覽會建築である。

(Architectural Forum, 1939より)



ヴェネツエラ館外観



配置圖

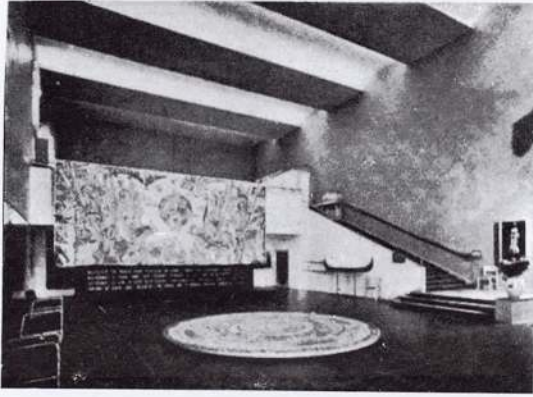
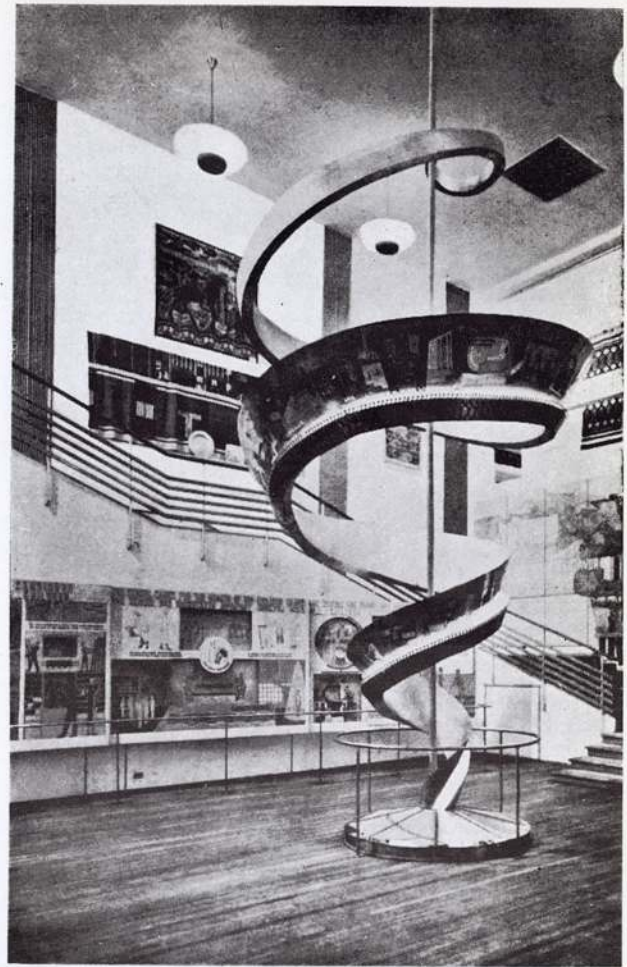


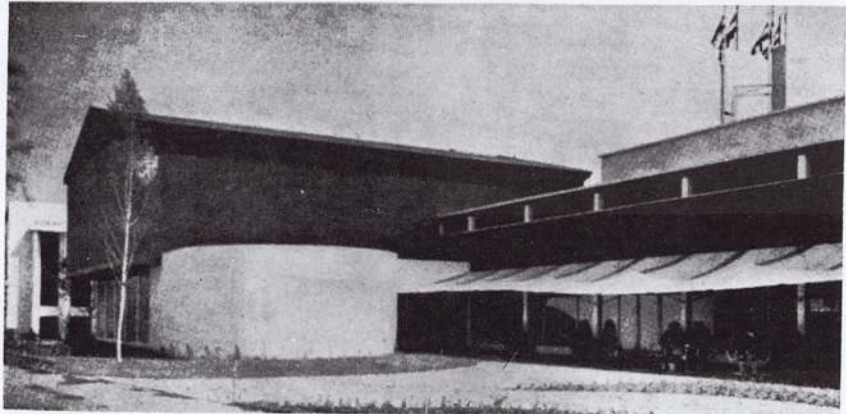
表 象 の 間

ノールウェーの傳統と地方色を加味した近代的建築である。
外壁は木造板張を主とし、これに光澤性の黒色ペンキを、所々晦
赤色、緑、明るい青白等で調子を附けて塗つてゐる。

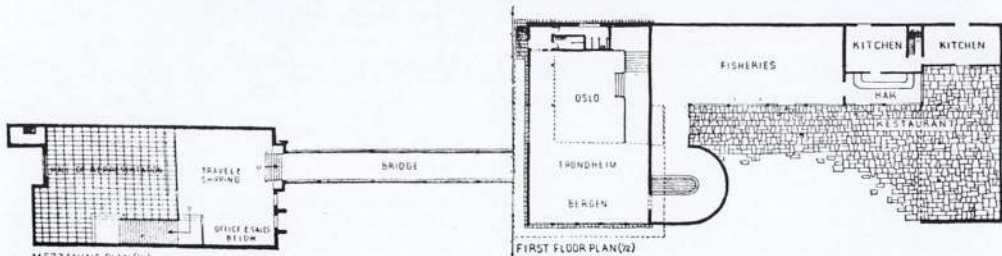
(Architectural Forum, June, 1939より)



Oslo の 廣 間



外 觀



平 面 圖



庭園よりの外観



「平和の廣場」前日本館内部



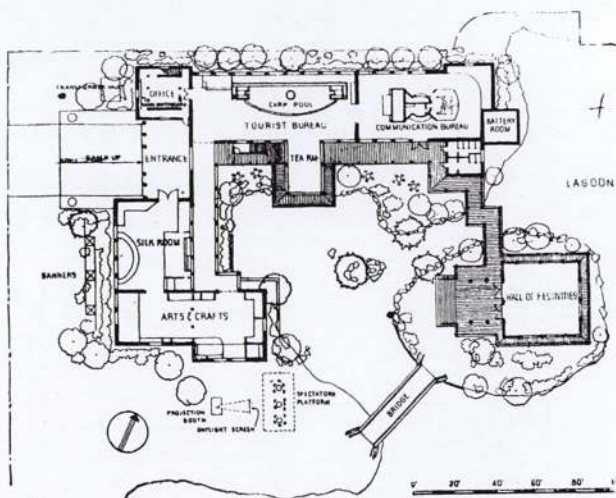
外観

日本館に関してアーキテクチュラル・フォーラム誌は
大體次の様に言つてゐる。――

古い日本の伝統的な建築。陳列が一向面白くないのに
比べて建築は非常に面白い、プランと美しい庭を持つて
ゐる。池の周囲の庭石の1つ1つまで正確に配置せられ、
建物の各部分は古式に依つて豫め完全に製作せられ、
物に依つては遠く日本から送られて、全部日本の職
人に依つて組立てられたものもある。

寫眞の陳列室は「平和の廣場」前の日本館の内部で、
素晴らしい寫眞壁畫がある。

(Architectural Forum, June, 1937より)



平面圖

それ自體が立派な萬國博である
と、ゼネラルモーターズが自慢し
てゐる陳列館である。

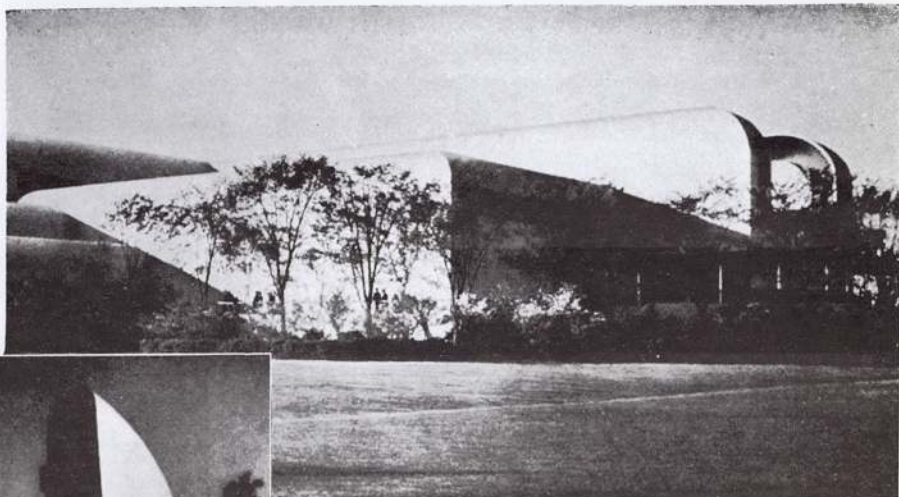
この建物で最も特徴のある部分
は、地圖陳列室へ通ずる入口の長
い斜道と「將來の通路交叉點」を
示す建物間の通路の扱ひ方であ
ろう。

陳列では將來の都市を暗示する
フューチャラマは非常に大規模の
ものであるらしい。

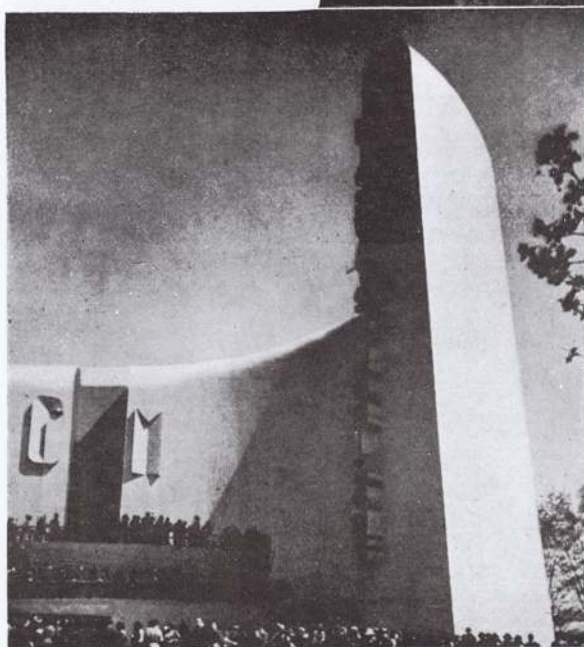
(Architectural Forum, June, 1939
より)



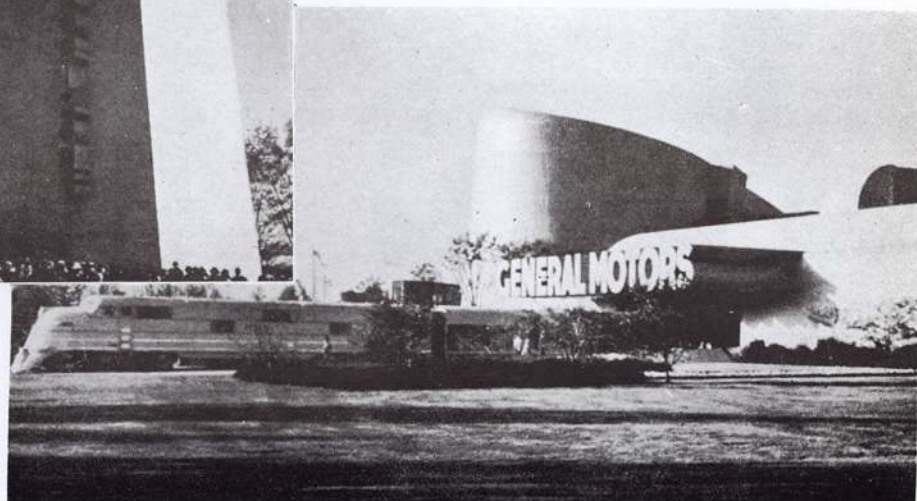
斜 道 夜 景



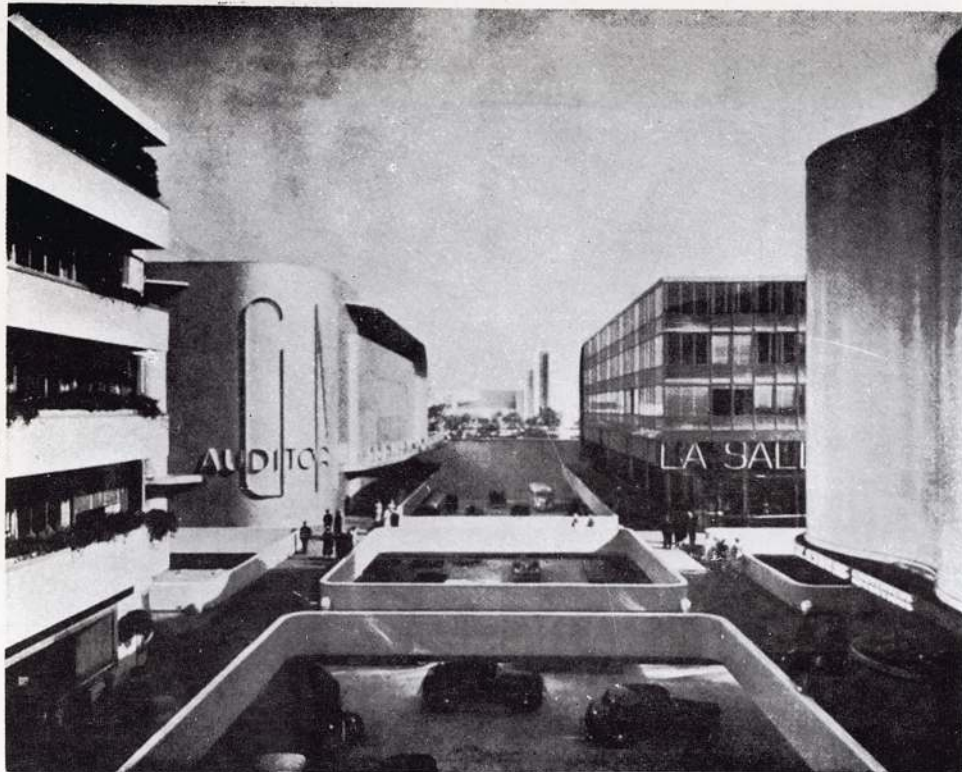
外 観



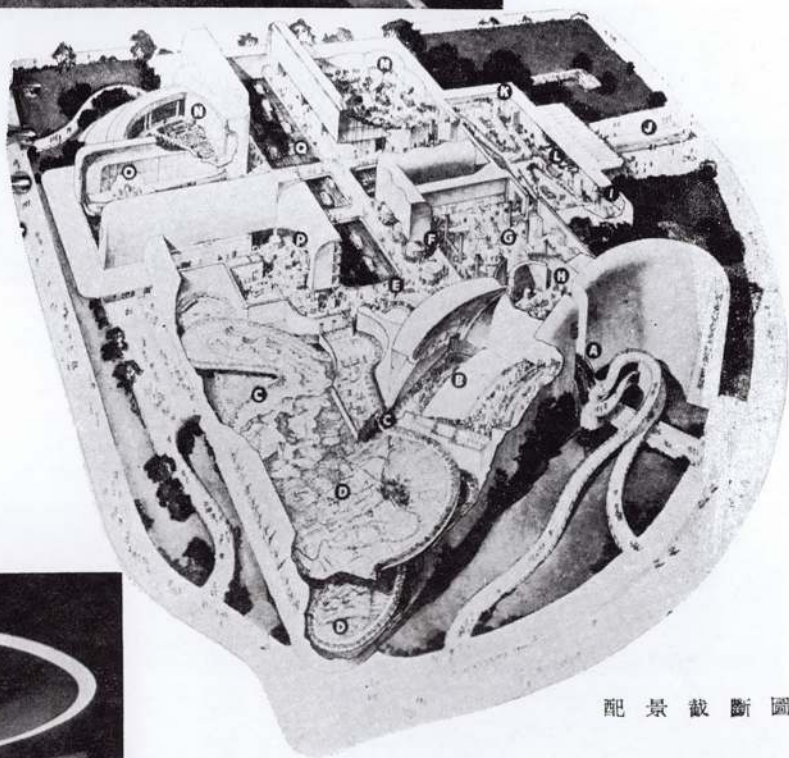
斜 道 の 群 集



外 観



通路交叉點



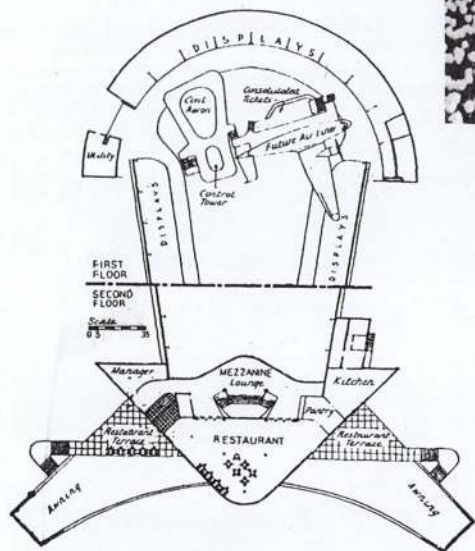
配景截斷圖



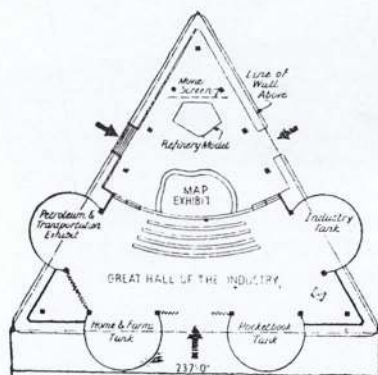
陳列室內部

出入口と食堂と半球を含む陳列室との3部分よりなる。半球部と他の部分とは全く縁が切られてゐて、兩者の間隙を採光と換氣とに利用してゐる。

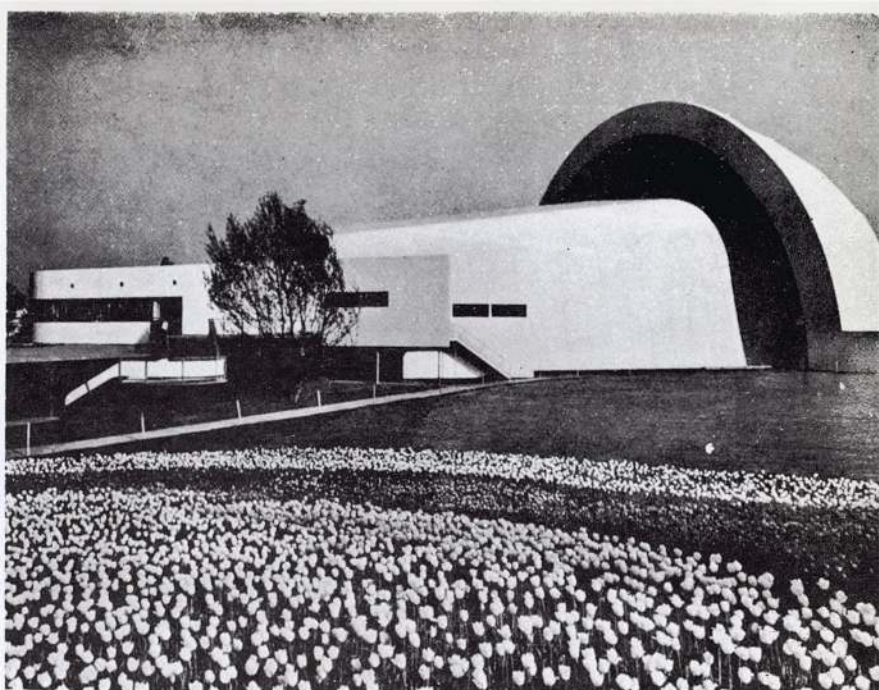
(Architectural Forum, June, 1939
より)



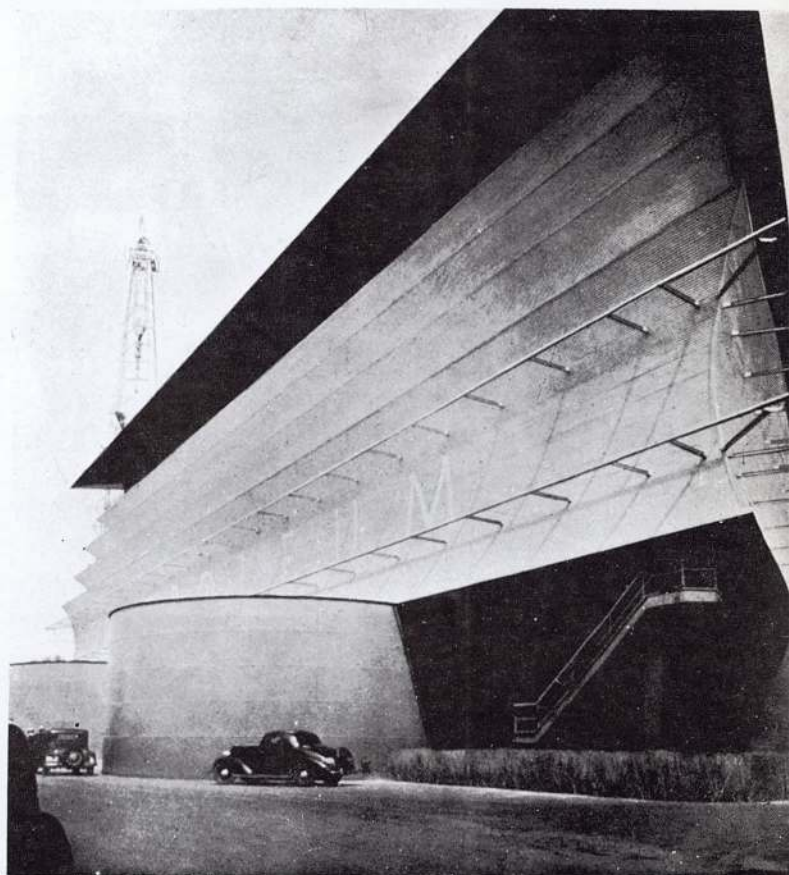
航空館平面



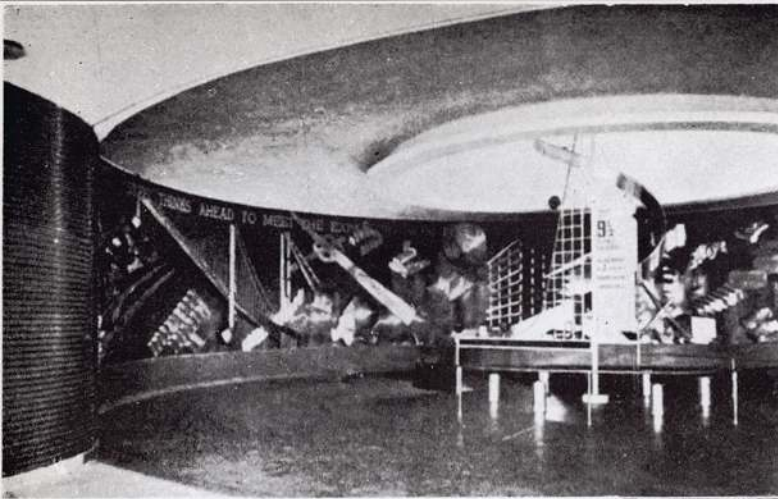
石油工業館平面圖



航空館外觀



石油工業館外觀



U. S. スチール館内部

建物それ自身が既に宣傳の役を努めてゐる骨組を外
部に露出した耐蝕鋼のドームである。

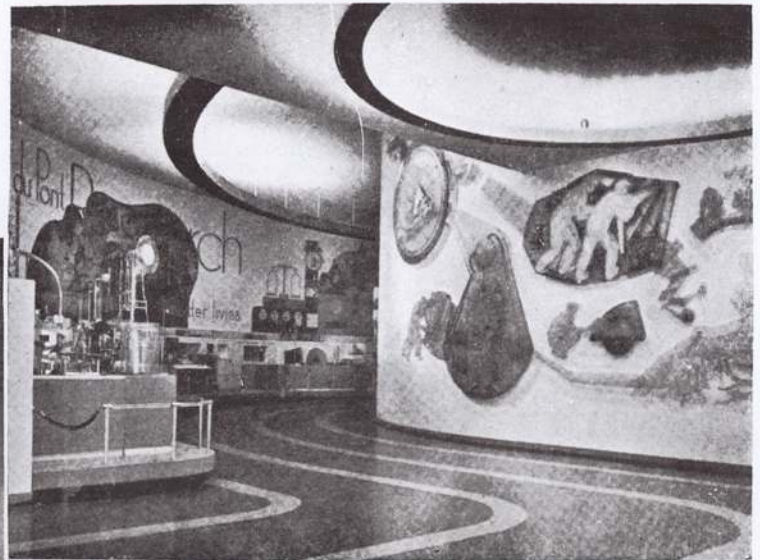
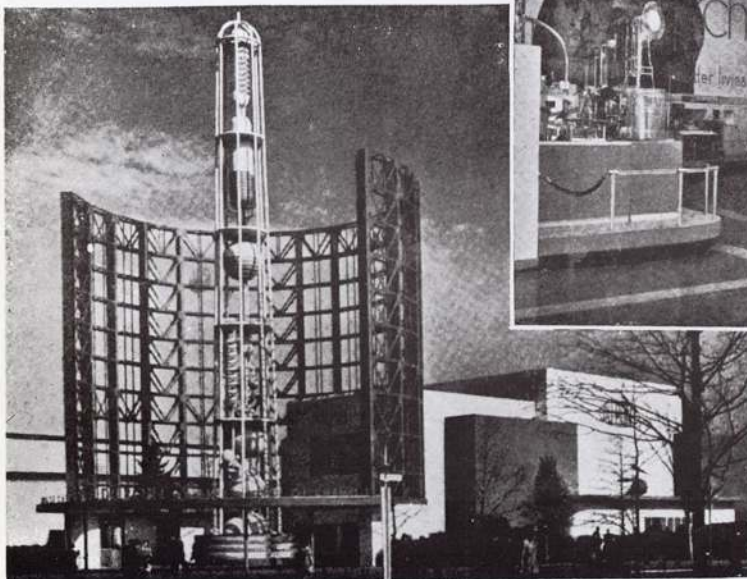
1 階から入つて2階のバルコニーに出られる標にし
て混雑を防止してゐる。

(Architectural Forum, June, 1939より)



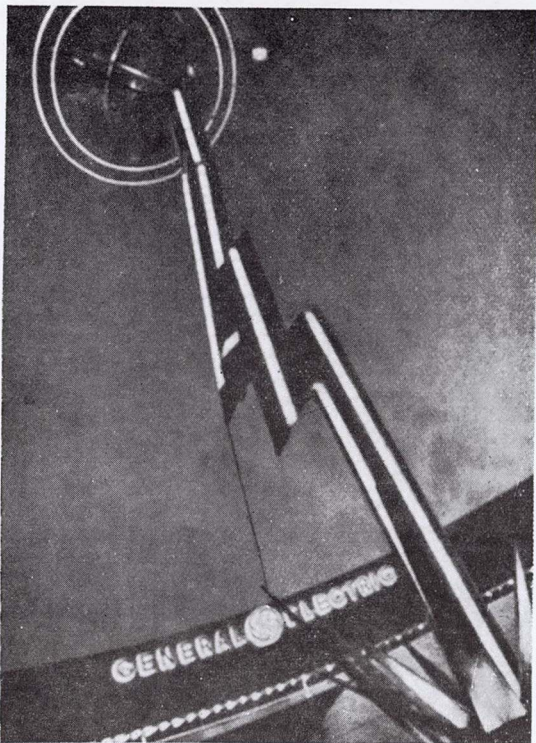
U. S. スチール館外觀

Dupont 館 内部



注意を喚起する爲の前庭と玄関廣間と陳列室との
3 部分より成る。陳列室は馬蹄形をなし、より小さ
い第2の陳列室を圍んでゐる。

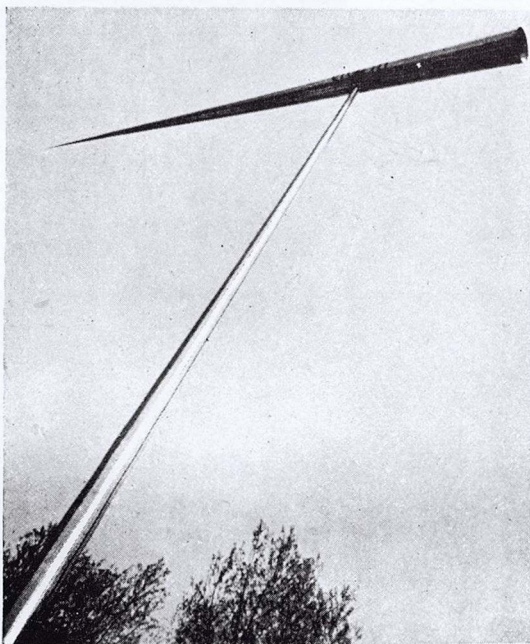
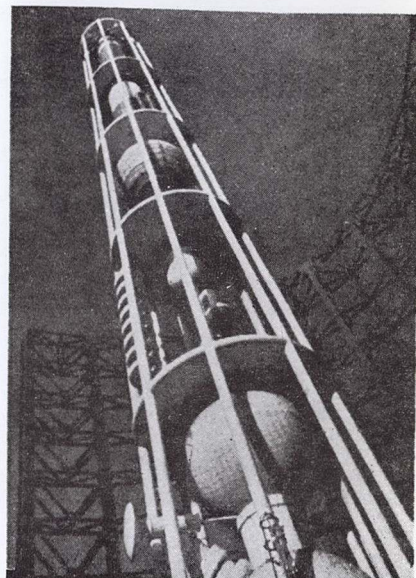
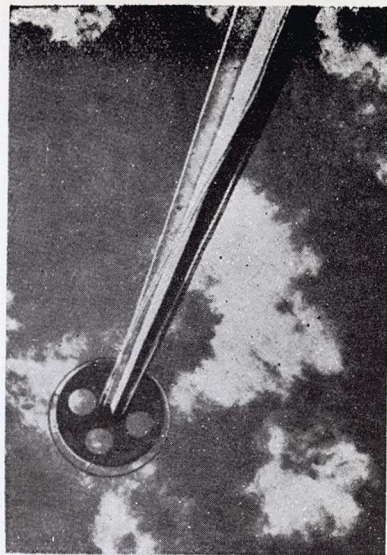
(Architectural Forum, June, 1939より)



ニューヨーク萬國博に現はれた塔の中より 變つたものをピツク
アップすると、——

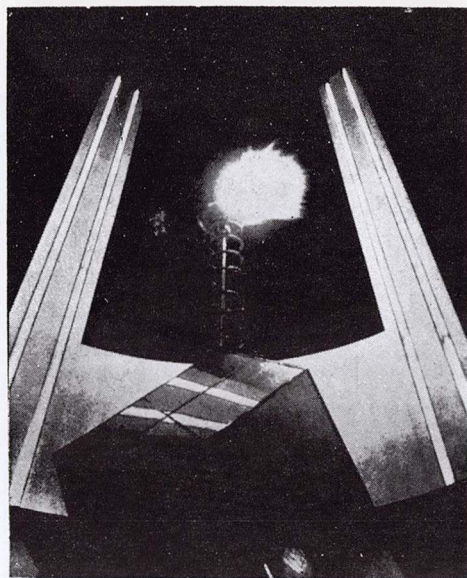
- 1 旗掲揚柱
- 2 ジュボン塔
- 3 イーストマン・コダックの塔
- 4 ゼネラル・エレクトリックの塔
- 5 耐蝕鋼製の風うけ

(Architectural Forum, June, 1939より)

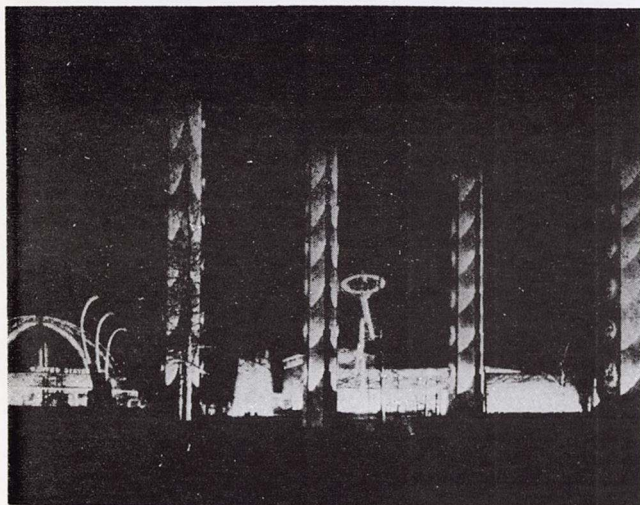




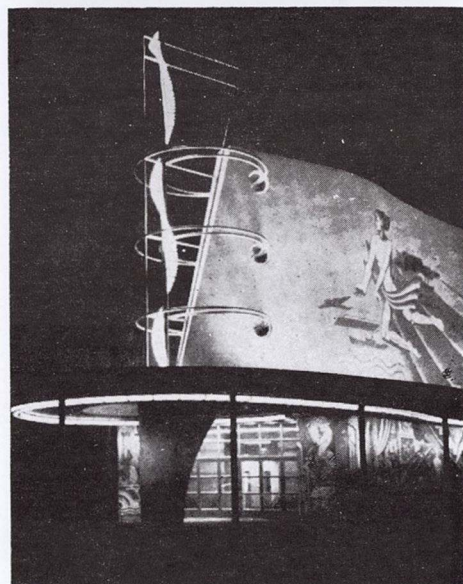
1



3



2



4

ニューヨーク萬國博に於ける夜間照明には非常に効果的で成功したものが多くと云はれてゐる。その2, 3を茲に掲げる。

(Architectural Forum, June, 1939より)

1 合衆國館前大池中の花火と噴水の夜間効果

2 「光の廣場」

3 ガス工業館中庭の照明

4 生産配給館の照明

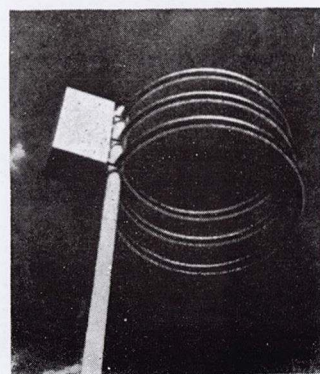
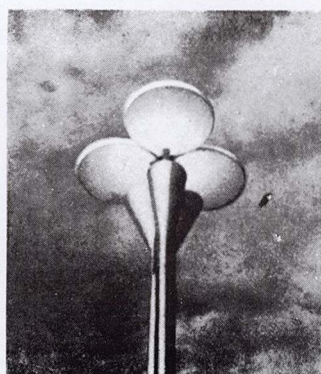
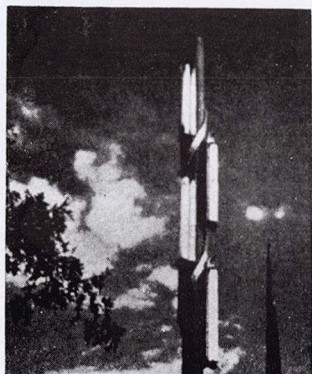
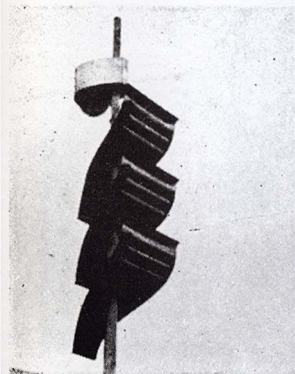
5-8 街燈各種

5

6

7

8



此の新しいカジノはランカシャー工業地帯に於ける労働者の慰安機関として發達した Blackpool 娯楽場の中の建物である。鉄筋コンクリート造であるが窓廻りは大部分特殊の既製コンクリートを用ひて二重のガラスを直接之に嵌め込んである。暖冷房の装置があるから窓を開閉する必要はないわけである。

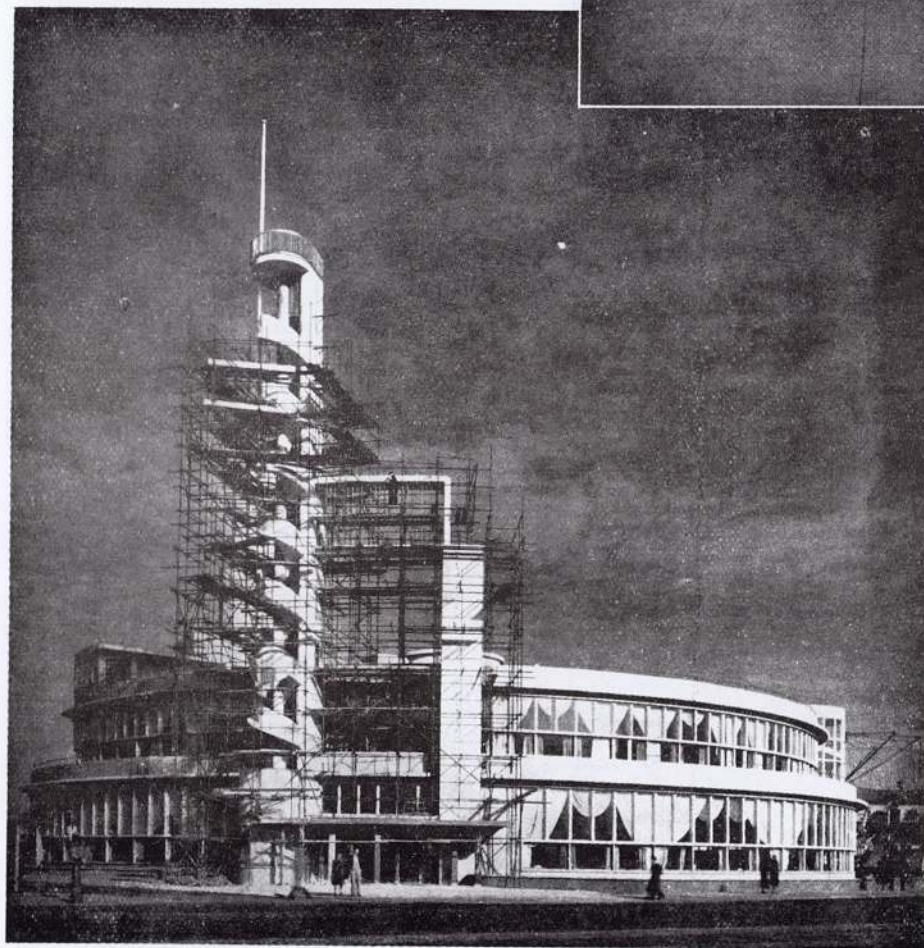
地階の主要室は玉突き室とバー。1階は入口の左に大食堂、一等食堂、カクテルバー、入口の右に即席ランチ室、ソーダフアウンテン等があり、それ等の裏の部分は料理場である。大食堂は1000人收容する事が出来るが、必要に應じて仕切る事も出来る。

三階陸屋根からの海のながめは美しい。

(Architectural Review June, 1929より)



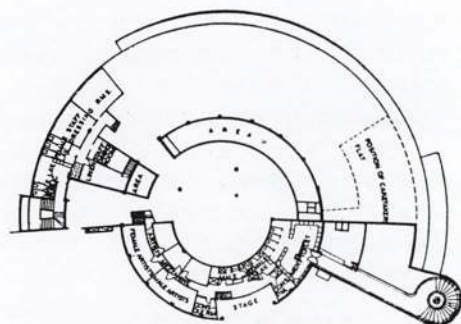
階 段 室



外 観



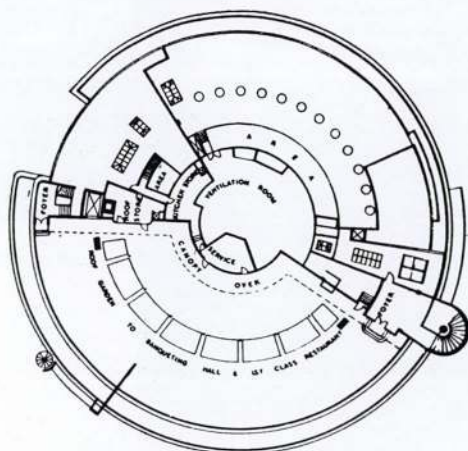
大 食 堂



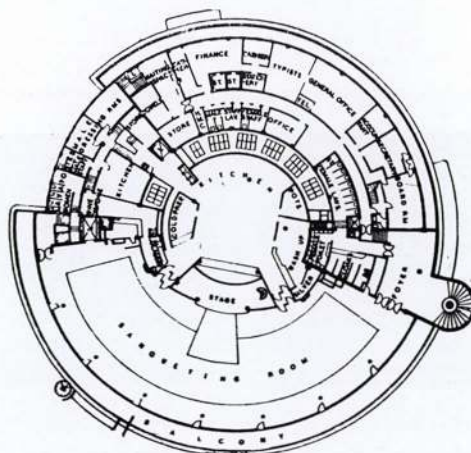
中二階平面圖



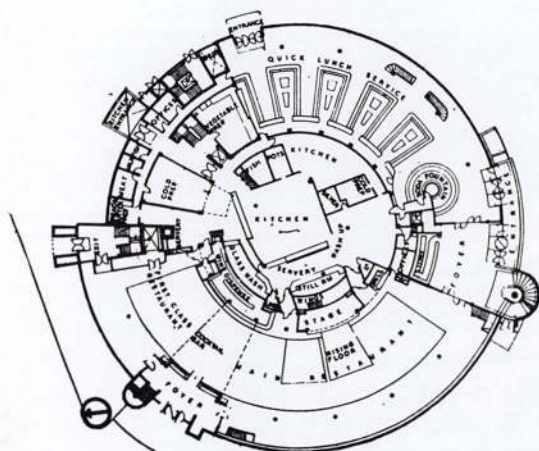
中三階上部
住 居



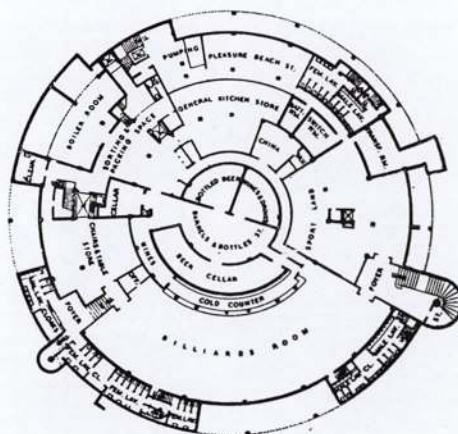
三 階 平 面 圖



二 階 平 面 圖

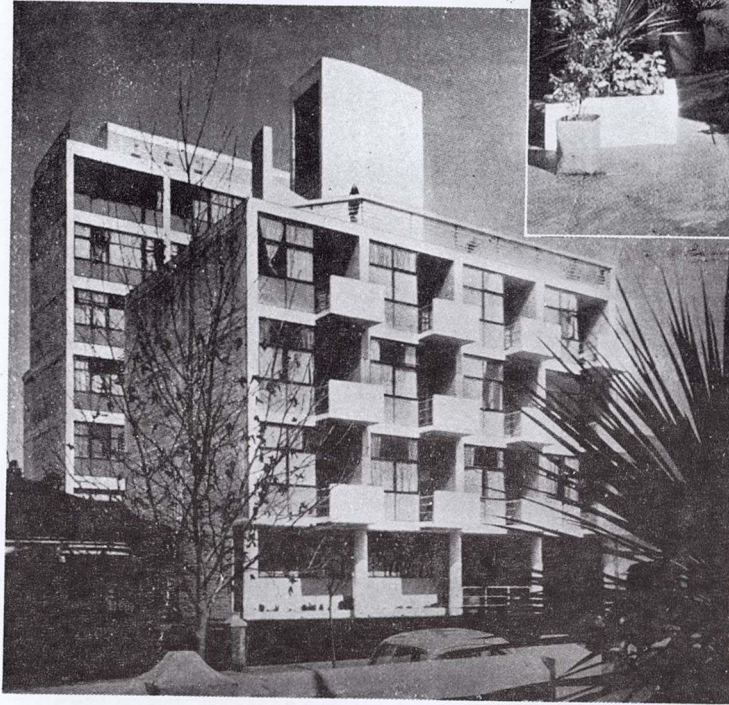
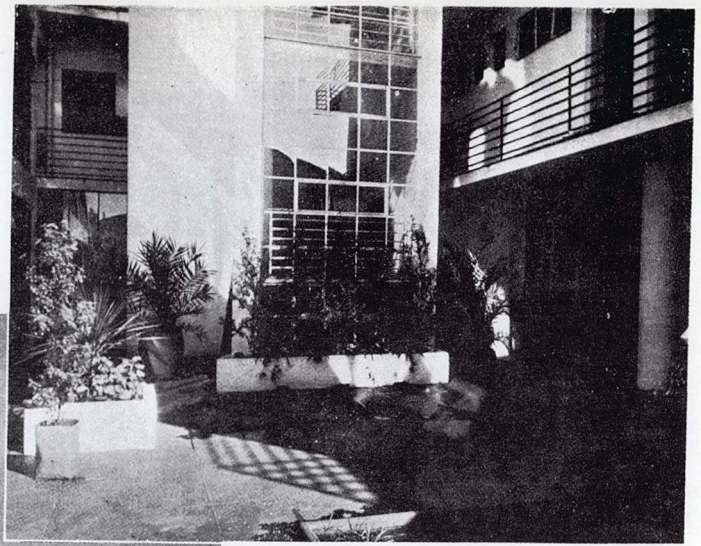


一 階 平 面 圖



地 階 平 面 圖

内部庭園



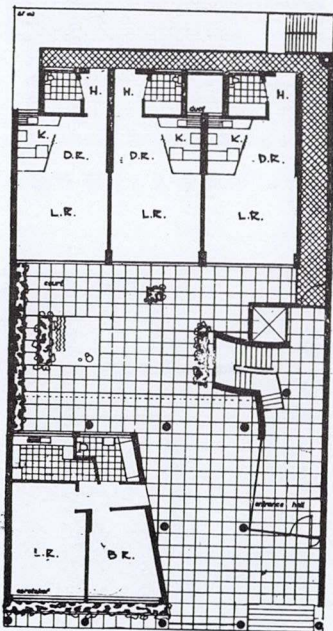
此の建物のある南アヨハネスブルグは亞熱帶地方ではあるが海拔2000米近い高所に位するため氣候は甚よい。又太陽は眞上にあるため直接日光を窓に受ける量は少いから、窓面積は大きい方がよいと云ふ事である。

室の配置は前面の下3階と後4階分が住宅で、その上3階分が獨身者向の1間、屋上は土人の女中室となつてゐる。

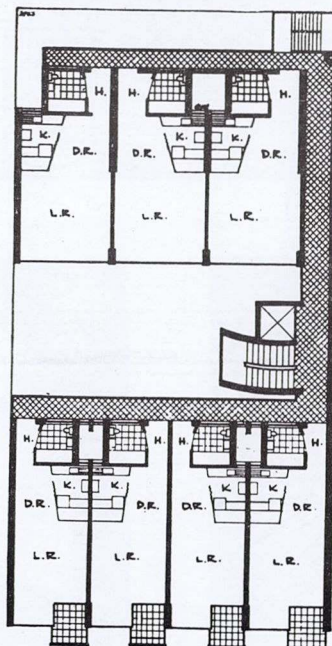
主體構造は鐵筋コンクリート、壁煉瓦、外部仕上は主として白、内部はプラスターにペンキ又は水性ペンキ塗、すべて未熟練の職人にも仕事をしやすいやうに設計に注意されてゐる。

(Architectural Review, June, 1939より)

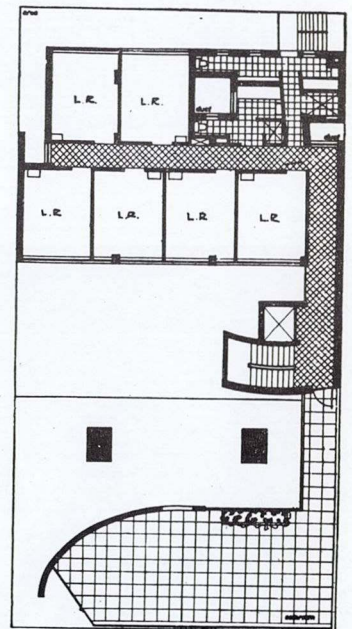
北側正面



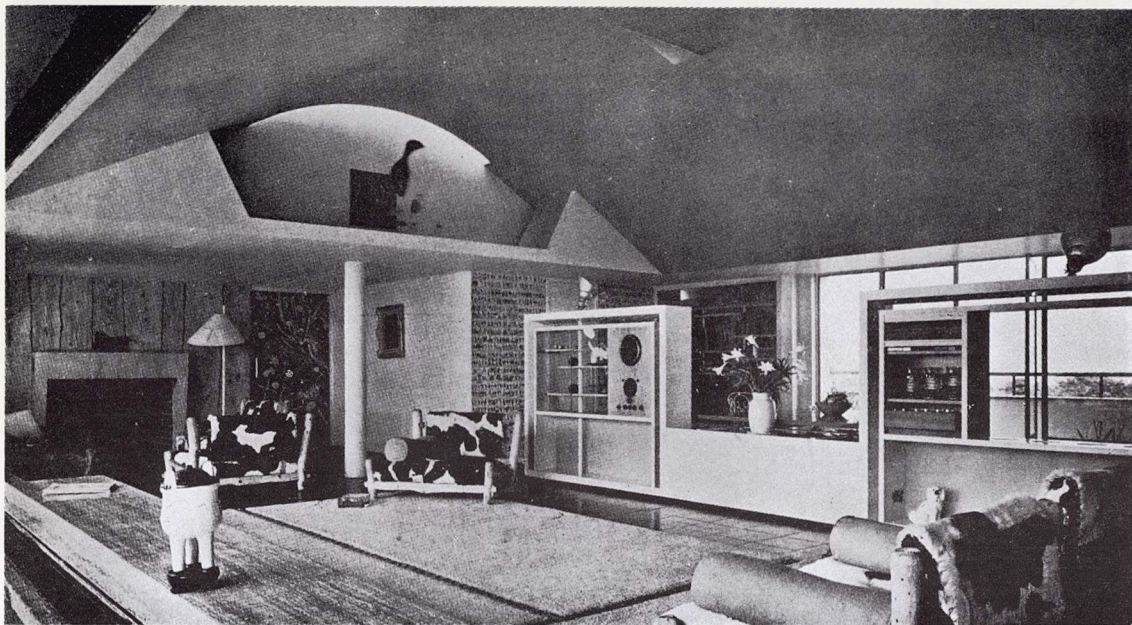
1階平面圖



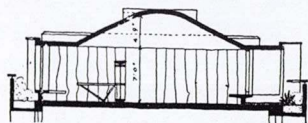
住宅標準階平面圖



獨身室標準階平面圖

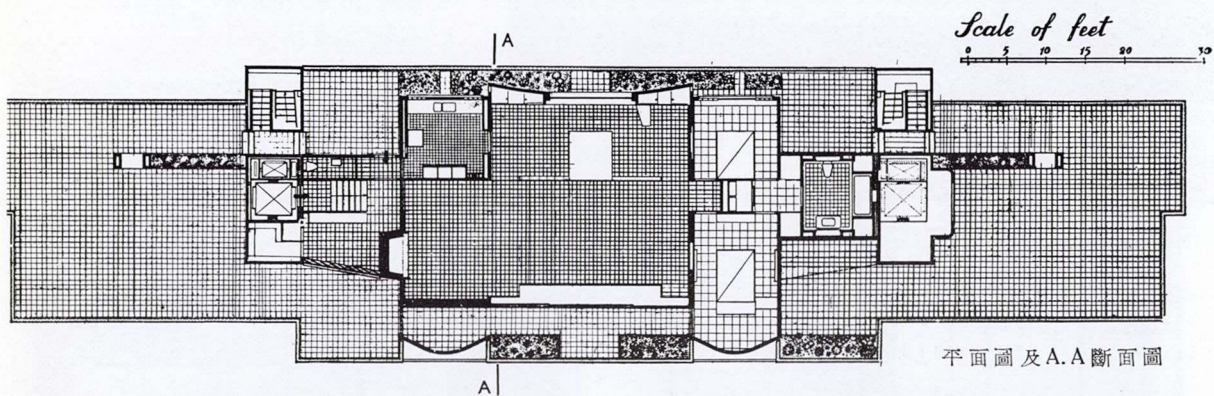


内部その 1

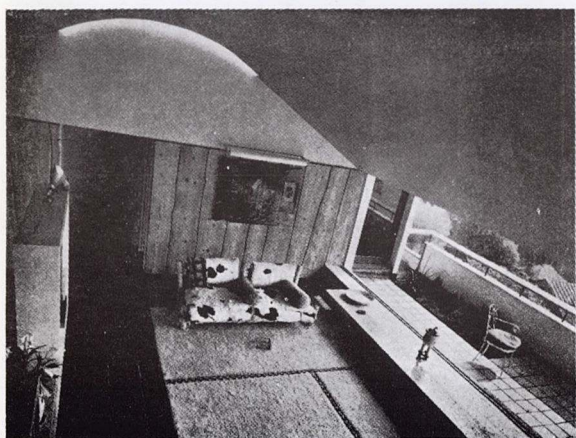


既に紹介されたコンドンの新しい集合住宅 Highpoint 2 号館の屋上に後から造られた住宅である。

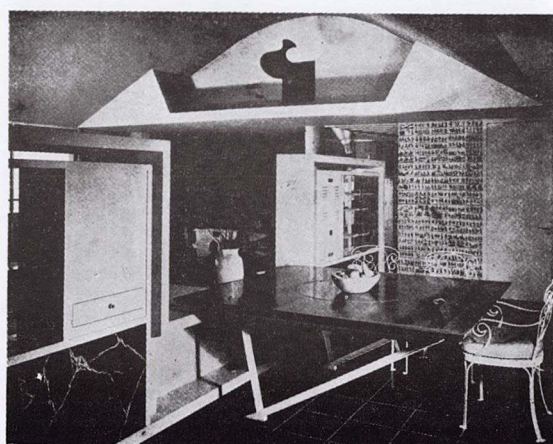
(Architectural June, Forum, 1939より)



平面図及A.A断面図



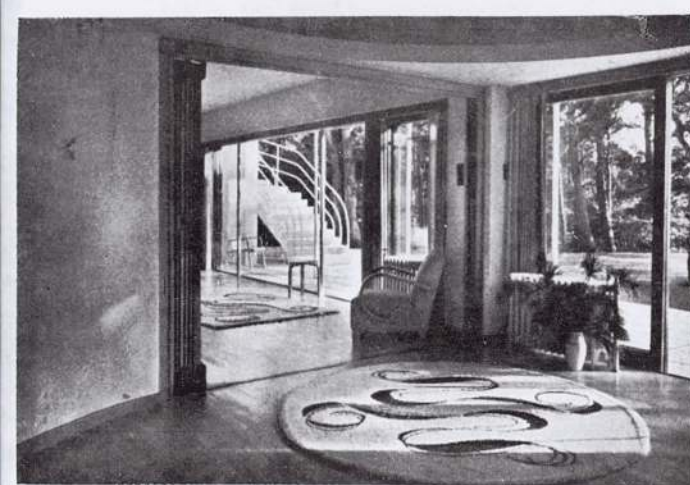
内部その 2



内部その 3

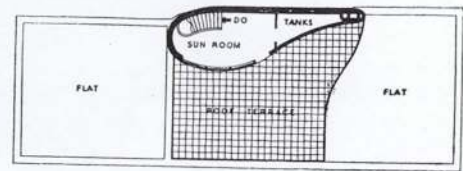


南側外觀

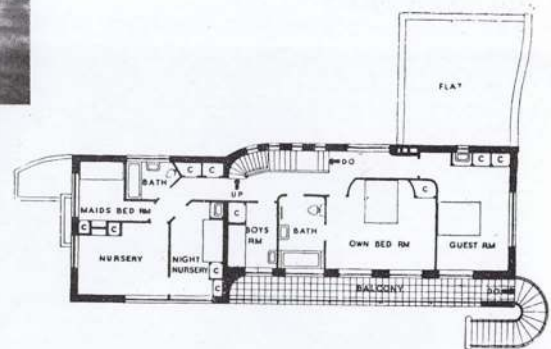


ホールより居間を望む

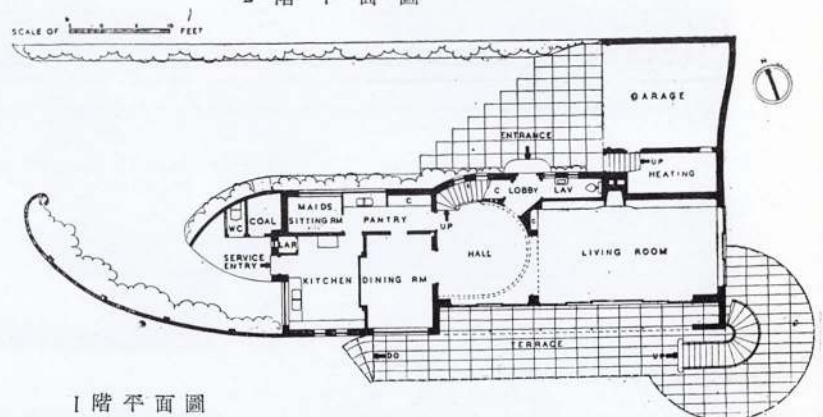
(Architectural Review, May, 1939より)



屋上平面圖



2階平面圖

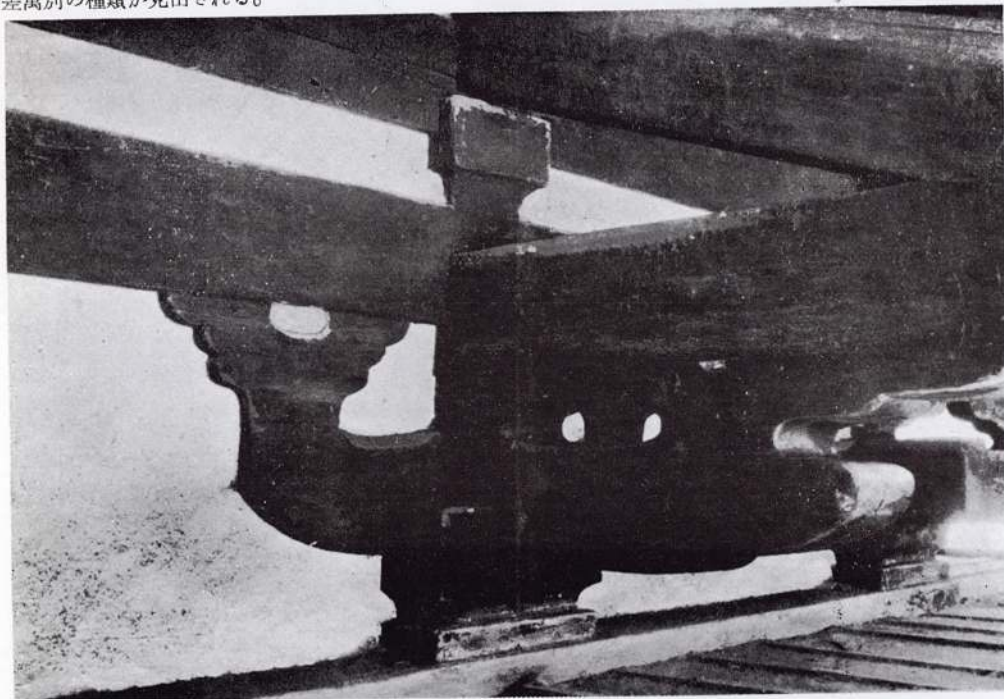


1階平面圖

古建築新抄 (7) 藤原義一

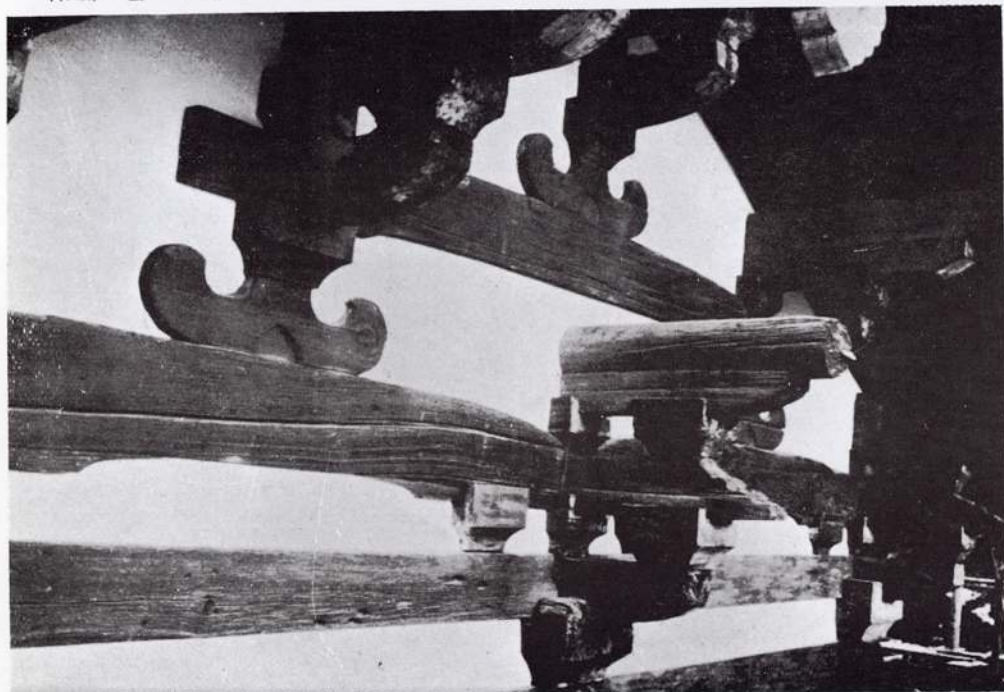
巧構奇架

構造の實用に即して同時に裝飾の目的を達する木造建築には古來その構架に様々の方式手法が行はれた。單に水平材で直接支へた單純なものから、多くの手先料拱や中間組立材を用ひた複雑なものに至るまで千差萬別の種類が見出される。



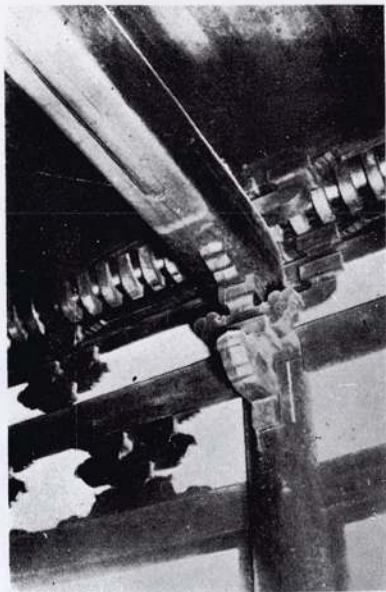
1. 法隆寺五重塔初重軒下

料拱謂ゆる墨料拱の構造。墨料拱の形そのものは稍や賑やかでも構造は極めて率直簡明である



2. 東大寺轉害門の臺

奈良時代に於ける構架の典型的な一例。二重虹梁臺設式と稱される。下方虹梁の下に通る通肘木とその中間に見える木鼻や料拱のあたりは鎌倉時代に追加されたもの。多少全體の簡明さを損ふてゐるがそれ等を除けば當代構架の特色がはつきり判るであらう。



3. 明王院本堂（福山市）内部

大虹梁の一端を支持する手法を示す。
實肘木、斗、花肘木、斗、木鼻ど、こ
れだけのものを順次縦横交々に積み重
ねて虹梁端を受けてゐる。受け方に種
々技巧を凝らして来たところ時代は室
町時代。

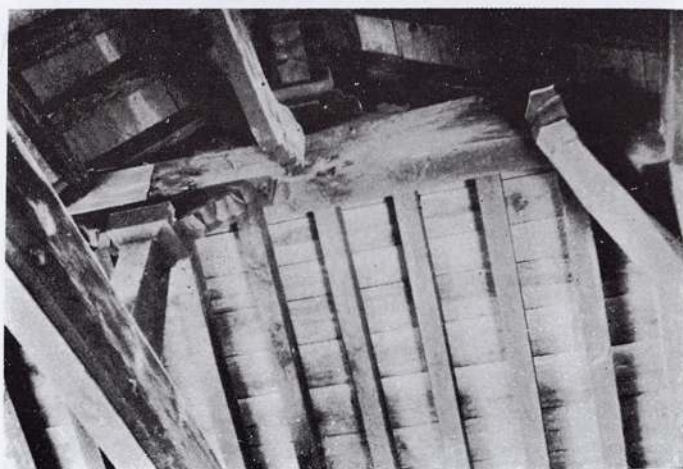
4. 瑞巖寺（松島）廻廊隅 構架

簡単な廻廊が屈折する一隅
にこれだけのむつかしい仕
事を行つてゐる。
桃山時代建築の一傾向を示
すもの。



5. 同 上

簡単にすればいくらでも簡
単に出来るどころも凝れば
又かくの如くに凝ることも
出来る。



ノボ アルミナセメント

超高級 耐鹼 耐寒 耐火

六時間コンクリート

大阪窯業セメント株式會社

6 HOURS CONCRETE

1:2:4 水比 65 6時間 217 $\frac{\text{kg}}{\text{cm}^3}$ 28日 410 $\frac{\text{kg}}{\text{cm}^2}$

1:2:4 水比 45 6時間 300 $\frac{\text{kg}}{\text{cm}^3}$ 28日 580 $\frac{\text{kg}}{\text{cm}^2}$

施工 6 時間 後
完 全 使 用 が
出 來 ま す



建築家奮起の秋

加藤善吉

國家總動員法に基く國民徵用令の實施に當つて建築技術員の多數が、トップを切つて今回徵用せられ、軍屬として技術報國の誠を致す機會を得たことは吾々としてこの上もなく喜ばしいことである。従つて吾々はこの光輝ある應徵者に對しては心からなる祝意を表して之れを送り、應徵者亦技術報國の信念に燃えて、自己の總力を擧げて夫々の仕事に専念し、國家のために獻心的努力を拂ふべきである。更に又陸軍技術候補生制度が七月二十一日付で發せられ、陸軍部外のものも技術將校として聖戦に参加し得ることとなり第一回の採用は現在最も擴充に緊急を要する航空兵科の技術候補生を採用する旨が報ぜられて居る。今まで下積になり勝ちな技術員が表面的に十分活躍の機會が到來したのであるから技術者たるもの一致團結して新東亞建設の大偉業に向つて邁進せねばならぬと思ふ。

從來の技術者は兎角獨善主義に陥り特に建築技術者は其の傾向が甚しく、藝術の牙城に立籠つて得意然として居つた舊弊が中々ぬけないのである。

然し顧れば建築技術者の活動舞臺も廣範圍に擴大せられたものである。學修の課目も道家科と云ふた時代から建築學科となり、今日に於ては建築學科も研究の必要から更に分類を必要とする時代

に立到つて居る。殊に片岡博士に依つて開拓せられたと言ふてもよい都市計畫方面への建築家の職場は中々大したものである。之れに伴つて建築物法に従事する建築行政關係の建築家も非常な多數に上るのである。又最近防空關係に従事する建築家の數も益々増加せらるゝであらう、建築家建築技術者の活動や期して待つべきである。

かく建築家の活動の分野の擴大とともに國家的重要性の加重するにつれて學術の研究を怠つてはならぬ。吾々は常に社會の狀態に或は國際關係の動向に活眼を開いて之れに順應し之れに對處するの十分な覺悟を持たねばならぬのである。明治末期の川柳に「赤門出家はりながら技師になり」と云ふ皮肉なものがあつたが、今日では最高の學府に研鑽を積んだ入々を要求することが切である、經驗はもとより重要であるが、單なる經驗者と云ふものは從來からどうも獨善主義に陥つて進歩向上の念に乏しい、求むるものは學殖と信念である、須らく吾々は此際兩支の視察、或は進んで海外の視察を行つて宏量な態度と十分な研究をなすべきことの必要を痛感する。

長岡隆一郎氏著「官僚二十年」の中の一節に「後藤伯は流石に着眼が大であつた、大臣として内務省に乘込んで來られ、下僚の働き方を見て居れると、彼等は地方を轉々とした後本省に戻つて來た者ばかりで、世界の大事に暗く其の氣宇も亦小である。内務行政に活を入れるには彼等を世界の動きに對し活眼を開かしめなければならぬ、之が後藤内相の内務官更大量洋行の決意をされた原因であつたやうに思ふ」とある、實に全く當時の實態を穿つてあると思ふ。

技術者又然りで、自分の確固たる信念を持つことは、それは勿論必要であり、又持たねばならぬのであるが獨善主義に陥つては進歩がなくなる。宮本博士著の「技術者の道」の中に信念に生きよと云ふ項がある、即ち「私はこの世に『正しく力強く』生きると言ふ事を殆ど唯一無二の處生訓と

してゐるがこのモットオを貫くためには私が現に持合せてゐる貧弱な知識だけで、その方は充分である。唯之を統制するためには無限の信念を必要とする。と言ふのが私の信念である」と書いてあつた。

又私の氣についた言葉がある、『ナチとは何か』と言ふ本の巻頭に「獨逸よ、新しき理想なくして生命の新しき時代に移ることを得ると信する勿れ。眞の生命は下より上に生長して、上より下に生長するものにあらざることを、獲得せらるゝものにして與へらるゝものにあらざることに想到せよ」とあつた。

學殖深く信念に生きる建築家は須らく遠大な新しい理想のもとに從來持續し來つた建築家特殊の惡習を一掃し難局を打開して千載一遇のこの光輝ある時代に一層の活躍を必要とする。

一般に入的資源缺乏の時であり建築技術者の不足を切實に感じて居るときであるから、國家はもとより各自も其の對應策を講じつゝ懸命の努力を拂はねばならぬ、殊に今回の徵用令に依つて一般平和産業に従事する建築家は人一倍の努力を要する。

幸ひにして政府も遅まきながら技術者の養成に全力を傾注しつつあり、各省に於ても技術者に限らず人心を新たにす意求に於て人事の交流を行ひ、内務省又同様の趣旨に依つて技術者の交流を斷行した。土木關係は暫らく置き建築關係に於ては大阪府中澤建築課長は本省第二技術課長に、内務省の菱田さんは新設の防空研究所長に榮轉し之れに伴つて大阪府建築課長には十二年ぶりで古巢に歸られて井上新二さんが就任せられたのである。殊に菱田防空研究所長及兵庫都市計畫委員會技師宮本長治さんが勅任待遇になられたことも建築界の喜びの一つである。

國策會社の方面に於ては大藏省營繕管財局工務部長の池田讓次先生が北支住宅株式會社の副社長に就任せられたことは、兎角建築家の國策會社方

面に進出の期を失つた感あるとき私共喜びに堪えない事實であり國家のため切に先生の御健闘を祈る次第である。

以上連絡系統もなくかき運んで來たが、要するに新東亞建設の途上に在つて建築技術者の眞價を國策上に反映すべき絶好の機會に遭遇したのであるから指導方針を確立して一致協力確固たる信念を以て使命達成に邁進すべきを強調したのである。

土木技術者の爲めに

山 口 正

前に本誌に「建築批判の缺如」といふ標題の拙稿が掲載されたが、それに就いて、まだお目にかかつた事のない某老生氏から御親切な示教を賜はつた。その御説によれば、

建築界に於いて批判の必要な事は論を俟たぬが、現に批判は盛大に行はれてゐるのであつて、ろくに實力も備へぬ輩が他人の作品に高踏的な批判を試みて得意になつてゐるのはなげかはしい事である。だから我が國の現状ではむしろ批判の役割を務める人間を減らしてこそ然るべきだ。最近の批判で寧に要領を得たものがあるから讀んでみたまへ。それは今年の建築年鑑の建築界展望の設計意匠の部がそれだ。

と云ふのである。批判が既にかくも盛に行はれてゐるとすれば至極結構な事で、筆者また何をか云はんやである。筆者が批判の缺如をうれへたのは自分の見聞の狭きがためであつたのであらう。として、その建築年鑑の指示の部分を讀んでみた。建築界展望の中の設計意匠の部は瀧澤眞弓氏の擔當で、氏一流の簡潔な名文章で寧に要領よくこの一年間の我が國の設計意匠界の出來事に就いて委曲を盡し餘すところなく書いてある。これだけの記述を僅か6頁に收められたのは氏の健筆をもつて始めてなし得るところで敬服の外ない。

然し、これは題名の如く「展望」であつて、「批判」ではない。簡単な感想が附加されてゐるので某老生氏はこれを批判文であると解釋されたのであらうが、それは瀧澤氏にとつては御迷惑な解釋であらう。かういふものを批判であると思はせたのは、筆者の前稿に於ける説明の不充分の基くものであるが、今改めて説明を繰り返す事も致しかねるので、眞の批判とはかくの如きものであると例を擧げておこう。瀧澤氏の文が引合に出されたから同じ氏のものを擧げると、氏がかつて、アルスの建築學大講座に執筆されたときの建築論「パルテノンの辯證」の如きものこそ眞の批判であると筆者は考へる。尤も瀧澤氏は批判のつもりで書かれたのではないかも知れないが、いやしくも他人の作品を自由に批判するからには、ただよいとか悪いとかではいけないのであつて、この位の深い理解と愛情とをその作品の上に示してかからなければならないのである。その故に、この「パルテノンの辯證」は模範的批判であると思ふ。ただ作者を失望させたり増長させたり、怒らせたり悲しませたりするだけでは何にもならぬ。作者の進歩のために、その作者を必要とする社會の向上のために、熱情こめて試みられたものでなければ、その上に我々は何物をも期待する事は出来ない。

以上は示教を賜はつた某老生氏に對する御返答であつて、こんどはこちらから「パルテノンの辯證」を一讀されるようおすすめる次第である。

× × ×

上述の事情が機縁となつて讀んだ瀧澤氏の文中、筆者が興味を感じた點が二つあつた。その一つは「土木的建造物に建築家の参加する事」であり、他の一つは第3項の「問題」である。後者に就いては稿を改めて述べる事とし、ここには前者に就いて感想を述べ、瀧澤氏の示教を仰ぐ。

× × ×

瀧澤氏の記述を摘記すると。

日本電力會社の黒部の發電所とその堰堤とが建

築家の意匠によつて美しく出来上つた事を喜び、これまでの土木工事のために日本の美觀が害はれ來つた事を遺憾とする、と云はれるのである。

× × ×

在來の土木工事が國土の美を損ねたかの如く云はれるのは、土木技術者に對して聊か侮辱的ではないだらうか、或ひは片手落ちの非難ではなからうか。なる程、拙劣な土木工事が自然の風致を損ねた例は多いが、筆者をして云はしむるならば、土木技術者よりはるかに多くの建築技術者が、その不十分な技術に基く拙い作品によつて風土の美觀をぶちこわし人間の感情を害してゐる事を指摘せねばならぬ。

土木技術者はその設計に於いて、建築技術者よりはるかに科學的であり、且つ純情素朴な態度、自然に對する敬虔な心を持つてゐる。そして世の所謂「美」を口にする徒輩の眼を恐れて縮こまつてゐる様子はいじらしいばかりである。そして「美」とは高遠にして自分達の到達し得ざるところのものと思ひきつてゐるようである。建築家のように、俺が腕を振はなければ世間が美しくならんなどと柄にもない大それた野望を抱いてゐるものはゐないのである。

そして「美」といふ言葉におびへながら、そして機會あらば、自分達が美に無關心ではないぞ！といふ態度を示す。こんな時に周囲から諷つた刺戟を與へられると、切角立派な設計を完了しておりながら、その上に無細工な遊離裝飾の蛇足を附けてしまふ。これが、土木技術者の陥入る最惡の道である。この故に土木工作物が國土の美觀をきづつける等と云はれるような結果になるのである。

土木技術者の稚拙な技術を以つて試みた遊離裝飾の混雜は、美しいとまではいかなくとも、美しくない事もないものを、わざわざ、美しくなくしてしまふ。自分の技術上の所産を以つて率直にそのまま實施すれば土木建造物は決して醜惡ではな

いのである。筆者の如きは現在の土木構造物の中に少からぬ美を見出す目を持つてゐる。土木構造物を美しくするといふ事は、土木技術者が科学的に完成されるといふ事によつて達せられる。

土木構造物の設計に建築家を参加させる等は筆者の思ひもよらぬ所である。建築家を参加させるといふ事は結局は土木技術者が建築家的色彩を帯びる事になり、上述の愚を繰り返す事になるに過ぎぬ。建築家も亦、領地を擴げて衣袋屋に墮ち、一步後退する事になるのである。筆者の説は、

第1。土木技術者に美といふ事を忘れさせる事。

第2。そして益々科学的ならしめる事。

第3。建築技術者を土木構造物の設計に参加せしめぬ事。

これである。以つて、土木界を現在の建築界の百鬼横行之惨狀より救ひ得ると信ずる。

瀧澤氏は建築家を如何に土木構造物の設計に参加せしめ、如何なる効果を望まれるのであるか。堰堤の如きものに建築家の腕はどのように振はれたのであるか。その結果はどうであつたか御教示を乞ふ次第である。

× × ×

つひでながら、瀧澤氏が美しく出来上つたと評されてゐる黒部川第二發電所について筆者の思ひを附加しておく。この山口蚊象氏の作品は僅かばかりのモダニズムを以つて我々の目を惹くけれども、それは青空の白い雲が人の目を惹くのと同じ理由であつて、丸いから四角いからといふのではない、白いレースが涼しく見える程度に我々の感覚を揺るに過ぎない。その出来栄に於いて同じ13年度の作品今渡の發電所（これには瀧澤氏の讃辭はないのであるか）と比較して同じ程度のものであると筆者は認めるのである。

實は、筆者はこの山口氏の作品の配景圖を日本電力の本社で見たことがある。數年前の事で、日本電力の田畑正技師は自分の作品とこの山口氏の

作品とを見較べながら、山口氏の案が實施され自分の案が葬られるのだと云つて残念がつてゐたが、筆者はその時既に兩案に甲乙なしと認めてその旨を述べたのであつた。山口氏の作品は秀抜なる圖法を以つてゑがかれてあつて、非常に効果的であつたが今出来上つたそれを見てもやはり作圖に見られただけの効果のもので著しく圖面的な作品であるように見られる。表面的な無遠慮な見方で評するならば、この作品はレモンティーを飲む時の目に對する伴奏といつた程度の佳作であらう。輕くて、無暗と人の心を捕へない所が却つて罪のない所であらう。その代り、心の奥底迄突き刺して我々を身震ひさせる程の感覚は望まれない。その立脚するところのモダニズムはすでに歴史的な記録になりつつあるところのものでもう20年もたつと今渡發電所と共に一括して歴史上の一時代に劃されるところのものである。

緑の深い森と背景に、碧紺の水を前景に、ボツカリ浮んだヨツトならぬ白壁の家の美しさ、ただそれだけのものが、この種建築物に古い様式くづれが採用され來つたことをあきतरなく思つてゐられたであらう瀧澤氏の目を捕へたのではあるまいか。

ここに述べたのは批判ではなく筆者の感想に過ぎない。甚だ無責任な言葉ではあるが、作者は無責任に賞められても憤らないと同じように、筆者を責めてはならぬ。

三十坪住宅法案是非論

古 塚 正 治

日頃將棋に興味を持つてゐる私は、盤面に向つたとき敵は果して何んな作戰に出て來るだろう？ 敵の作戰の裏を掻いて自己の思ふ計劃に敵を透導して敵陣を如何に粉碎す可きかと云ふ判斷、それに導く爲めの盤面の變化とそれに伴ふ掛け引きと云つた面白味は將棋道ならでは持ち得ない楽しさ

を感じるものである。實際自己が斯うと信じて讀んだ術策にマンマと敵が乗つたときの感興、それと反對に敵の手に箝められたときの氣持なんて……やる者でなければ味へない苦樂の境地は確に棋道の持つ楽しみの大なるものである。或るときは自己が敵陣を粉碎せんと突撃した其のことが返つて自己陣營の破滅を招くと云つた運命を勝負のあとで振り返るとき云ひ知れない淋しさを感じざるを得ない、斯ふ云つた變轉の形想は宛も浮世の世想に較べて興趣の少なからざるものである。

斯んど政府が近く發令すると云ふ住宅建築の新築に當つて坪數による制限をしようと云ふ話である。丁度將棋に際して敵陣に向つた作戰の或るものに通する様に想はれてならない、何日もの立法案と規を一つにして一方負ければ必ず他に失れにも増した無理が伴つて來るのではないだろう？政治の根本妙底が國利民福にあると云ふのは平常の時に云はる可きで現下の非常に於ては止むを得ないと云ふことに歸着するのではあるが、立法に當つては矢張り全國家乃至全國民と云ふ點を一應考慮せらる可き要がある。

例へば本法で許さるゝ程度の住宅建築を資財の上から特に一例として木材にのみ就いて考へて見たとき、政府の云ふところの無許可範圍の住宅建築と云へばこれに使用する木材は業界で云ふところの並材級に屬するものであつて決して高級なる木材を必要としないであらう、ところが政府の希望せられるところは、現下の非常に最も急を必要とする重工業方面の工場建築物なり、それに附隨して必要とする勞務員住宅建築材に事缺かぬ様と云ふ目的が本法立案の一部であるとしたら、坪數制限案必ずしも當を得た結果を齎らそうとは考へ得られない。何となれば此度の許可を必要としない住宅建築に必要な資財は私の考へる政府の事缺かぬ様と希望せられる建築資材と全く同一標準下にある資財であるからである。世上單なる此の一事を以て見ても其の複雑さが觀取せられよう

結局坪數制限案は私をして云はしめれば必ずしも好果を齎らすものとは考へ得られない。必ずこれに伴つて起る派生的事象がより多く立法の欠陥を物語りはしないだろう？。

或は私案としては寧ろ政府立案の逆を行つて即ち三十坪以下の住宅建築を建てんとする者は之れを許可制とすべきでは無かつた？。そして三十坪以上の住宅建築には其坪當り單價假りに三百圓（或は現下に於ては五百圓以上とする可？）以下のものは特に許可制とするのも妙案では無かつた？。何となれば私案に依る住宅建築と云へば其數は恐らく非常に少いものとなり、斯の種の住宅建築では政府の所斯せられる並材級の使用量は全建築木材の二割前後の價格にしか出でない筈である。しかも單價に制限を加ふれば従つて生ずる住宅新築税の如きも今日の如く、しかくゴマカシが出来なくなる、斯う云つた程度の住居者には些したる僅なる税法では無い筈である。一材木商の側から見てもその商取引上にこれ迄と大きな相違のない程度で済むだろう。確に政府の三十坪案に依れば一部の材木商には大きなイタ手となるだろう、世に所謂銘木商なんて自然潰れて行かなくてはならなくなるに違ひない。技術的に云つても優秀なる技術家なり大工なりも折角の優秀なる技能を後世に傳へることが出来なくなりはいしない？。

甚だ惡評ではあるが世間一部に所謂重工業成金と云ふ階級があつて其の蓄財的成功がなり其アコガレの夢の一つとして自己の住む邸宅を建築しようとした瀬戸際に三十坪制限案が飛び出しては彼等の夢も唯だ夢たるに過ぎなくなる、見方に依つては一抹の同情を禁じ得ない。私は重ねて云ひたい斯う云つた特種階級には矢張りスバラシイ邸宅を新築せしむ可きではないだろう？

棋道の掛け引きや作戰の裏表にヒロむ妙味は此邊から生れて來るのではないだろう？

（昭和14、8、2日稿）

Bedford の「調温、換氣の最新原理」抄録(4)

目 次

第8章 災害頻度、病氣に及ぼす環境条件

- 1 軍需工業に於ける災害
- 2 炭坑夫に於ける災害
- 3 年齢と災害頻度
- 4 綿工業作業者の病
- 5 製鐵、製鍋工の病
- 6 炭坑夫の病
- 7 其の他の研究
- 8 結 論

第8章 災害頻度及び病氣に及ぼす環境条件

環境温度の過度の温暖と寒冷、其の上に不快な状態が生産高に重大な關係を有することすでに述べた處であるが、更に健康度にも影響し災害の危険に導くものがある。

1. 軍需工業に於ける災害

大病状態が災害頻度に及ぼす影響について最初に行はれたる調査は、歐洲大戰中 Vernon に依つてなされたものと思はれるが、大軍需工場に於いて調査せられたる記録に依ると、災害頻度最少の温度範囲は65°—69°Fである。

更に他の軍需工場に於いて Osborne と Vesnon に依つてなされた委しい調査に依ると、65°F以下

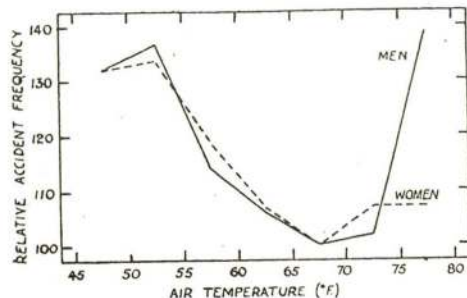
及び69°F以上では災害頻度は増加の傾向を示し、65°—69°Fの範囲に比して75°F以上に於ては23%を増し、55°F以下に降れば32—35%を増加したといふことである。(第19圖)

2. 炭坑夫に起る災害

鑛山作業に於いては、坑夫の災厄は殆んど氣象條件に基因するとされ、Vernon, Bedford Warner等の調査によると、作業位置の温度が災害に重大な關係を有する。即ち高温の場所で作業についてゐる者は、快適温度状態に恵まれてゐるものよりも災厄を蒙り勝ちであるといふ結論に達した。この研究は10の炭坑に於て2年間以上従業してゐる18,000人の坑夫についてなされたものであるが、先づ夫々の炭坑内の氣象について檢分、測定を行ひかくして彼等が通常曝されてゐる氣温を確定する事が出来たのである。

それに依つて作業場所の温度が災厄に明かに關係のある事が分つたのであるが、石炭の真正面で作業に従事してゐる人は、炭坑内の他の何れの場所でも働いてゐる人よりも2倍の災厄を蒙り勝ちなのである。80°F或はそれ以上の場所で働いてゐる坑夫は、70°F以下の場所で働いてゐる人より30—77%多く、70°—79°Fで働いてゐる人はその中間である。其の他の地下労働者中では温度の影響は更に著しく、70°—74°Fでは70°Fよりも42—50%多く、75°F以上では61—72%増加するといふ。

乾球温度に依る坑夫の災害頻度



第19圖—温度に對する災害頻度(軍需工業作業者)

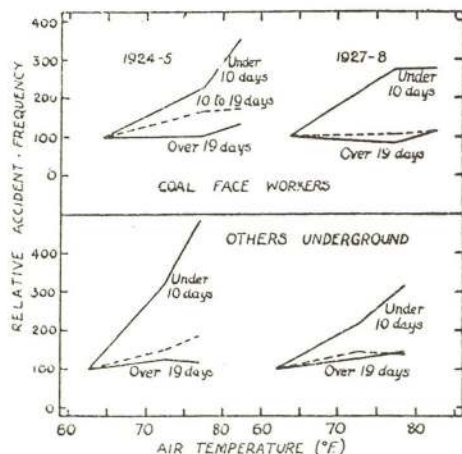
Temperature Range	Mean Temperature	Accident Frequency per Million Hours Worked		Accident Severity (Days Lost per 1,000 Hours Worked)		Days Lost per Accident	
		1924-25	1927-28	1924-25	1927-28	1924-25	1927-28
<i>Coal-face workers:</i>							
Under 70° ...	63.9	104	133	3.5	4.4	33	33
70° to 79° ...	77.3	144	144	3.6	3.8	25	26
80° or more ...	82.8	184	173	4.5	4.8	24	28
<i>Others under- ground:</i>							
Under 70° ...	62.0	58	57	1.84	1.79	32	31
70° to 74° ...	72.7	87	81	2.41	2.45	28	30
75° or more ...	78.5	100	92	2.29	2.63	23	29

災害の数を考慮する代りに、1000時間の作業につき、災害によつて失はれる日数を以つてその強

度を計るならば、最も高温の場所が最も激しいといふことが示される。然し災害強度に於ける増加は災害頻度に於ける増加に比較するときはほど大きくもなく、又一様でもない。

概して入々は寒冷の場所で蒙つた事故の後よりも、高熱の場所で蒙つたあとには仕事を休む時間を少ししかとらない。

種々の異なる温度に於いて蒙つた災害の強度の差異は第20圖により明かである。



第20圖—温度に關する炭坑夫の災害分布

20日以上の欠勤を起す災害は温度に對しては著るしい變化がないが、輕度の災害は温度と共に増加してゐる。10日以下の欠勤を起す災害は、高温に於いて低温の三倍である。

これらの結果を考へるに、この記録はすべての災害を記録したものでなく、償ひの拂はれるもののみであることを忘れてはならない。三日以下の欠勤を起すやうな小災害に對しては償ひは拂はれず、又記録されてないのである。

大災害の頻度と小災害の頻度との間の比例が何故温度に依つて左右されるかといふことには明白なる理由はないやうである。小災害の数は如何なる温度でも、略同数であると思はれる。

ある人が20日以上の休養を正常とする災厄を蒙つた場合は彼は躊躇なく欠勤するが、極く輕い傷を受けただけであると、彼は全然休養をとらないか、或は僅か一、二日休むのみである。もう少し多く休むか、償ひを拂はせようか、といふ決心は傷の恢復の實情よりも、經濟的原因、作業狀態等に依りその坑夫の心次第になるのである。不決な

る作業狀態は病氣或は災害に依る欠勤者を決定する一原因となり得る。高熱處に於ける小災害の頻度の大きなは、その數の大的みではない。

3. 年齢と災害頻度

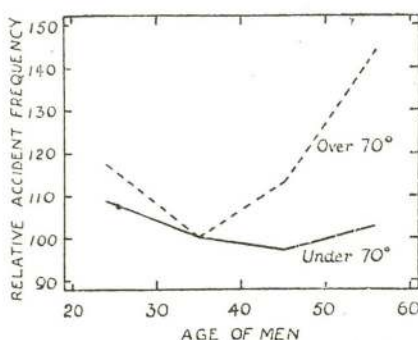
作業場の温度は又、年齢と災害頻度の關係にも影響を及ぼす。多くの研究者、最近に於いては、Miss Newbold 等は工場災害を年齢との間に一定の相關あることを示し、若年者の方が老年者よりも災害を蒙る度合いが多いと結論した。之は用心の深さと経験によるものである。然しMiss Newbold の調査したところによると、年齢は経験よりもつと主要なる原因である。

これを炭坑夫について調査して見ると、總括的には30~40歳の者に災害が少いといふ結果を示し他の産業従業員中に見られるものと非常に違つてゐる事が分つた。つまり炭坑夫のやうな大體同年齢の人によつて形成されるグループに對しては、年齢を制限しなくてはいけないのである。

年齢に關する炭坑夫(石炭直面作業)の災害

Age Group.	1924-5.	1927-8.	Average Number of Days Lost per Accident.	1924-5.	1927-8.
Under 20 years	288	309	21	21	21
20 to 29 years	258	271	22	22	21
30 to 39 years	230	242	23	23	22
40 to 49 years	272	241	28	28	20
50 or more years	296	349	31	31	18

老年者間に次第に増加しつつある災害の頻度は小災害の増加に依るものでない。何故なら大災害の頻度は年齢の増加に伴ひ、次第に増加してゐるが小災害のそれは一様に減少してゐるからである。一般に50歳以上の入に起る、災害は30~40歳の入に起る災害より約40%多く欠勤をしてゐる。



第21圖—炭坑夫の年齢と温度に關する災害頻度

作業温に依つて左右せられる災害頻度と年齢との關係は下掲の表並びに第21圖示す如くである。

年齢及び温度に關する炭坑夫の災害頻度

Age Group.	Accidents per 1,000 Men per Year in Seams where the Temperature was—		
	Under 70°.	70° to 79°.	80° or more.
Under 30 years ...	203	263	289
30 to 39 years ...	186	219	251
40 to 49 years ...	180	232	299
50 or more years ...	191	331	344

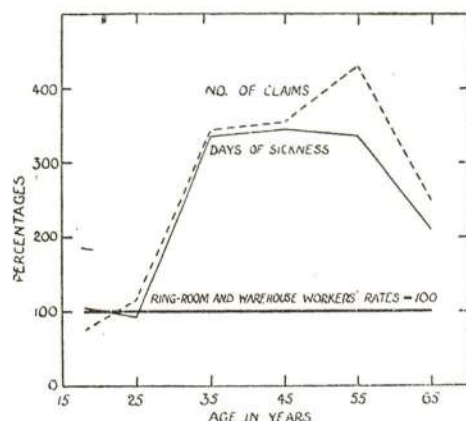
氣温 70°F 以下の涼しい炭坑に於ては災害頻度は年齢の増加に従ひ減少し、40~50歳に於て最少であり、50歳以上はそれより一寸多い。氣温 70°F 以上では最少の災害頻度は30~40歳に於てであり年齢の増加に従ひ急激に増加し、50歳以上は30~40歳の入より44%多い。

疲勞は災害惹起の主要原因であるが、老年者間の高い災害度は、作業の劇しさが若年者よりも老年者を早く疲勞せしめるからである。劇勞が高温中に營まれるならば疲勞は更に大であり、老年者にとつて特に著明であらう。

4. 綿工業業者の病

過密群居と換氣不良が健康に有害なる事は周知の事であるが、換氣不良が作業上の病に及ぼす影響も古くから認められてゐる。

140年前 Percival博士及 Manchester 衛生課により研究されたところによると、綿工業業者は特に熱によつて影響を受ける事多く、其の爲特殊の病の流行してゐない場所に於いても、高温と汚染空氣中に密閉される事に依つて、不可避免的に體質が衰弱してゆくのであるといふ事が分つた。然し細心の注意の拂はれたる工場では、それらの弊害は極めて少いので、彼等は工場取締に對し法令を設けることを強要した。



第22圖—綿工業作業行の呼吸氣病罹病率

1802年賃しい作業者の雇はれてゐる綿工業工場に於ては、常に適當なる換氣をなすべしと條例中に規定された。

以後、不純なる空氣が健康に及ぼす影響につき非常なる注意が拂はれる様になり、種々の病は綿塵を呼吸することによつて起るのであり、綿工業工場内の汚染空氣が作業家達の多くの呼吸器病の原因であることが明かになつた。Bradford Hill は綿塵の多い工場に於いては、その他の工場に於けるより呼吸器病率の多いことを發見した。第22圖それを示したものである。

高温多湿なる空氣の影響に關しては、確たる證據はない。戸外での生活は生氣ある健康を作り、Leonard Hill 等に依ると外氣中に於いては休息状態に於いても、肉體的の進歩を促進するといふ。

大多數の綿工業工場内見られる高温外湿の空氣状態が、不健康の原因であることは古くから主張されてゐるが、25年前内務省委員に依つて、健康を害するものは斯様な空氣中で、長時間繼續的の勞働をする事によつて起るのでであると報告した。23年前には Bradford Hill が多湿空氣が綿工業業者の病氣に及ぼす影響につき統計的研究をなし、人工的に加濕せられたる工場内の罹病率と、加濕せられざる工場のそれとを比較してゐるが、兩工場間には病氣の数、實に於いて何等質的相違はないといふ結論に達してゐる。工場が特殊の温度及び關係湿度に依つてしめられた場合は、温度の上昇温度の増加につれて病氣の数は増加しないのであるそこで温度状態も或限度を超えたと病氣は何等影響を及ぼさないといふ事になる。

5. 製鐵製鋼工業の病

高温作業に従事する入々は快適状態の下に働く入々よりも罹病率が高い。

Vemon, Rusher 等が6年間に亘りの製鐵製鋼の製鐵製鋼工の病について記録した表によると、高温劇勞作業に従事してゐる入の罹病率は、通常温度で働いてゐる入より遙に高く鋼鐵熔解工に於いては23%、鍊鐵工に於ては20%、ブリキ工、製罐工に於いては12%、8%高となつてゐる。

ロイマチスと呼吸器病に罹病率の多い鍊鐵工及び鋼鐵工は、寒氣といふ非常なる危険に遭遇するからである。何故ならば彼等の仕事は休息期間とか輕作業がそのあとに伴ふところの非常に烈しい

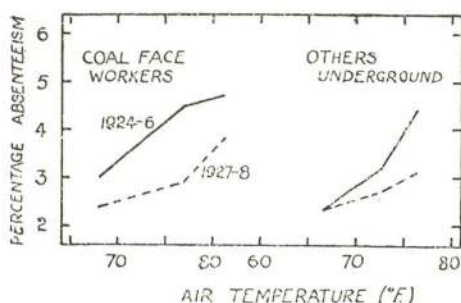
仕事の連続労働を必要とするからである。ブリキ工はほんの僅かの休息をとるので殆ど継続的に働く。ところが斯様な短い休息は寒気を起す事が殆どないのである、故に彼等は他の職工よりロイマチスにかかる事が少い。

P72—製鋼工の罹病率(%) (Vernon D Risher)

Occupation.	Percentage Variation from Average of all Workers.				
	Rheumatism.	Respiratory Diseases.	Injuries.	Other Causes.	All Causes.
Steel millers, teamsters and pitmen ...	+24	+10	+71	+14	+23
Puddlers ...	+78	+35	—	-3	+20
Tinplate millmen ...	—	+5	+14	+21	+12
Rolling-millmen, soakermen, hot-bank men	—	—	+29	+10	+8
Engine-men, crane-men, locomotive-men	-33	+10	-43	-3	-8
All other workers (largely labourers)	-11	-5	-20	-7	-9
Average number of days sickness per year, all workers ...	0.9	2.0	0.7	2.9	6.5

9. 炭坑夫の病

高罹病率と高温との関係は Vernon, Bedford, Warner に依つてなされた炭坑夫の出勤記録に於いて明かである。この記録は二期間に於いて多くの炭坑から集められたものであつたが、兩期間に於いて温度と、病氣の爲に失はれた時間量との間には明かに関係があつた。第23圖は寒い炭坑より熱い炭坑に於いて多くの病を経験したところの石炭直面労働者とその他の地下労働者の二つのグループについての記録である。



第23圖—温度による炭坑夫の病

7. 其の他の研究

其の他の研究として、もつと穏やかな温度に於ける、温度と病發生との関係について調査して見た。800人の女子の作業してゐるある大工場に於て多種の温度を夫々の季節にあてはめ、病氣の爲失はれる時間量を記録したのである。多数のストープを設置すると、工場内の一室は他の工場の平均より7°F高となり他の一室は不適當に加温せられる。そして冬にはその温度は他の平均の工場よ

り7°F低となるのである。斯かる二室内で作業する人々は病の爲他室のものより非常に多くの時間を失つてゐる。低温室では21%高温の室で32%、他より高い率を示してゐる。斯かる室内に於ける病氣の高率は、温度状態の相違のみによるものと主張出来ないが、記録に於いては斯く暗示されてゐる。

ニューヨーク換氣委員會では學童の病につき調査し、1923年度に發表されたる記録に依ると教室の最適温度は68°Fで、之より2°~3°Fの變化が罹病率に關するといふ結論に達してゐる。然し最近の同會の研究では呼吸器病の發生には僅かな温度變化は影響なく教室内の状態より戶外の氣象状態の方がより關係ある事が分つた。

以上の研究より推察するに、極軽い作業の行はれてゐる場所に於ては、その温度は健康には僅かな影響しか持たない事になる。兎に角高温と、罹病率の増加との關係に確固たる證據はないのである。然し劇勞作業に於ては別であつて劇勞作業の高温に對してはロイマチスと呼吸器病、更に高温なる時は日射病の熱痙攣發生を見る。

8. 結 論

以上、適當なる暖房換氣設備に依つて得られるべき状態につき述べ、温度と快感の關係について論じて來た。又氣象状態は、快感のみならず、作業能にも、災害頻度にも、健康にも影響を及ぼしてゐることも示して來た。これを概括的に言へばこの影響は不快なる過温、過冷の状態なる時有害になり勝ちであると言ひ得る。

近年に於いては工場主側に於いて、工場の暖房換氣に對し次第に注意が拂はれるやうになつて來たが、然し多くは適當なる設備に於いてなされるべき事が未だまだ残つてゐる。且適當な設備に加ふるに適當なる管理も亦重要である。適當なる温度、換氣の持續を考慮すれば、作業者達の快感満足を増すのみならず、工場主にとつても莫大の經費節約となるのである。(前原大二郎)

未開地より建築敷地となすまでの土地開発費

フランクフルト・アム・マイン市建築技師 R. Joh. Bespermann

総合価格に表はれる個々の因子の経済的影響 (承前)

非常に広い範囲に動く所の、未開地地價、既存物取拂費(除却費)、街路構築費等の種々異つた構成に於ける各々の経済的影響を明瞭にするためには総合価格に於ける個々の因子間の相互關係が確立されなければならない。これらは、實際に於いて、價格の増價割合の%として、或ひは定つた初價格(例へば未開地價格)に對する倍數として又は總費用に對する個々の費用の割合として表はされる。後者の場合、終極地價即ち建築敷地價を比較尺度の100とする。

はじめの方法は總じて唯二個の因子の比較を表すのみであるが計算の單純な利點がある。今度の場合、統一的基礎の上になつて全ての因子の同時比較を取扱ふのである。之は相互關係の上に有利な視野を占めることになるが、先づ、實際の費用の調査を要する。その調査のみからこの総合價格が導き出されるのである。総合價格は弧狀の曲線の經過を畫き、それを圖式的に表現するには多くの計算的基礎を要する。

1. 増加の%、又は未開地地價への倍數として表された、取拂費及び街路構築費による、土地價格の増加。

既存物取拂による價格増加の%は、未開地地價のM/m²(1平方米當り馬克)にて表した實際の價格増加に對應する。取拂費の割合が15%乃至50%の増分の價格増加は第一表のやうである。

取拂費は割合が15%から50%まで1%増す毎に17.6%から100%の價格増加として作用する。取拂地は結果として、1.4%から3.9%までの價格の段階を持つて居ることとなる。完全な取拂地ではその費用の割合5%の増加毎に、即ち

15—20—25—30—35—40—45—50%に對し、價格増加は對應して

18—25—33—43—54—67—82—100%となる。

第一表

取拂費 %	價格 増加 %	差 %	取拂費 %	價格 増加 %	差 %	取拂費 %	價格 増加 %	差 %
15	17.6	2.6	27	37	10	39	63.9	24.9
16	19.0	3	28	38.9	10.9	40	66.7	26.7
17	20.5	3.5	29	40.8	11.8	41	69.5	28.5
18	22.0	4.0	30	42.9	12.9	42	72.5	30.5
19	23.5	4.5	31	44.9	13.9	43	75.5	32.6
20	25.0	5	32	47.1	15.1	44	78.6	34.6
21	26.6	5.5	33	49.3	16.3	45	81.8	36.8
22	28.2	6.2	34	51.5	17.5	46	85.2	39.2
23	29.9	6.9	35	53.8	18.8	47	88.7	41.7
24	31.6	7.6	36	56.2	20.3	48	92.3	44.3
25	33.3	8.3	37	58.7	21.5	49	96.1	47.1
26	35.1	9.1	38	61.3	23.3	50	100	50

そしてその各價格毎の増大の割合は

7—8—10—11—13—15—18%となる。

取拂による價格増加の%を圖式的に表すと、次の率かはつきりする。即ち、取拂費の割合が一定の割に増加するに従つて、價格増加の%は次第に増加する曲線狀に進んで行く。取拂費と價格増加との差額は上述の範圍内に於て2.6%から50%までにかゝる。上記の%を小數で表せば、價格増加は未開地價格の倍數で表はされた事になる。例へば、取拂費が30、35乃至40%の空地では、0.43、0.54、乃至0.67倍と言ふ倍數で表される。

未開地價格と取拂費用から構成された建築敷地價格(未開地價格への倍數で表す)の表價に於ては取拂によつて生ずる價格増加と未開地地價とを加へて、直接に計算的に評價し得られる。例へば、

取拂費の割合……………30—35—40%

取拂による價格増加…0.43—0.54—0.67倍

建築敷地價……………1.43—1.54—1.67倍

街路構築費の未開地地價への影響に對する計算を單純化し概括化するために、敷地奥行に對しては特別に考慮しない事とし直接に1平方米の建築敷地の費用に對する考慮からはじめて行くこととする。街路構築費(b)によつて未開地地價(n)はb/nだけ高くなる。されば街路費が増せばそれに正比例して、その割合は増し、未開地價が大きくなれば反比例して減することになる。

註 (Baukunst & Städtebau, heft 4. S. 29—35)

價格増加の% (x) は次式で求められる。

$x/100=b/n$ 或は $x=b/n \cdot 100$ 又、初價格を 1 として價格増加の倍數を x とすれば、

$x=b/n$ 倍 と言ふ事になる。

例。街路費を 2マルク とした時

未開地價 1Mの時…… $x=2$ 又は 2 倍

〃 2Mの時…… $x=2$ 又は 1 倍

街路費を、1m² について 2M~12Mの範圍において、種々の「前面長さの價格」/1mと敷地奥行とを考へて見ることも出来る。街路構築による價格増加を、未開地地價への倍數として表すと第二表の如くなる。

第5圖参照。價格は街路費が上るに正比例して増し、地價が大きくなるに反して、其の割合は減少する。

取拂費と街路構築とに依る價格増加の計算結果は第6圖にあらはれて居る。この圖では街路費は

完全に M/Front meter で表され取拂費による價格騰貴は基線の上側に街路費によるものは基線の下側におかれてある。

取拂による價格騰貴の%は全ての未開地價に對して一定で水平線として表れ各の取拂費の割合と對應してそれぞれの水平線が畫かれて居る。街路費分擔による價格騰貴は弧線狀で、未開地價格が増すに従ひ基線に近づく曲線として表はされる。かゝる曲線の經過は實際の費用支出額とは反對である。實際には直線の經過ばかりで取拂の際には額が段々上つて行き、街路費分擔の際はその額は水平線で表される可きものである。

如上の圖は、總じて、これらの相互關係が合法的・規則的な事の一證左である。

街路費の示す曲線のカーブの形狀は未開地價を種々のグループに分類する一の基準となる。そのカーブが多く或ひは少く傾斜して居る度合によつて區別する。即ち、

第二表

街路費 M/m ²	敷 地 地 價 (未開地價の倍數で表す)										未開地價 M/m ²
	1	2	3	4	5	10	15	20	30	40	50
2	2	1	0.67	0.50	0.40	0.20	0.13	0.10	0.067	0.05	0.04
4	4	2	1.33	1	0.80	0.40	0.26	0.20	0.13	0.10	0.08
6	6	3	2	1.5	1.20	0.60	0.40	0.30	0.2	0.15	0.12
8	8	4	2.67	2	1.60	0.80	0.53	0.40	0.27	0.20	0.16
10	10	5	3.33	2.5	2.0	1.00	0.66	0.50	0.33	0.25	0.20
12	12	6	4	3	2.4	1.20	0.8	0.60	0.4	0.30	0.24

低未開地價 1~4 M/m²

廉 〃 5~10 〃

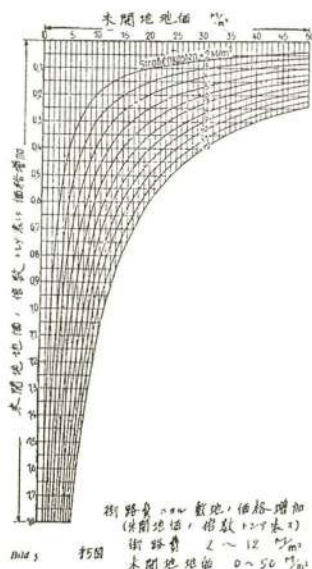
中 〃 11~20 〃

稍高 〃 21~30 〃

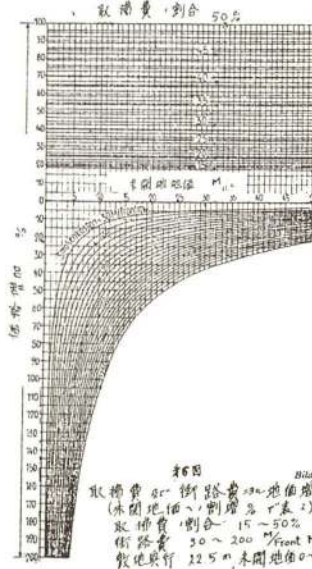
高 〃 31~50 〃

その個々より次の結果が出る。價格騰貴は街路費が 12~2M/m² の際

第五圖



第六圖



に、しかして

未開地價 1M/m² なら

未開地價の12倍乃至2倍

〃 10 〃

1.2—0.2

〃 20 〃

0.6—0.1

〃 50 〃

0.24—0.04

となり、即ち未開地價に對し直線的關係となる。

一般に、街路費による價格騰貴は、低廉な未開地地價の際には大部分釣合つて居る。そしてこの際街路構築費の額は本質的に決定的である。故に低廉な敷地價格の小ジードマシクに於て

他の場合より餘計に、經濟的な街路構築に對しての計算が行はねばならぬ。地價が高くなればなる程、街路構築費による價格騰貴の割合は少くなる、更に稍高い地價の所までを考へると、一定の未開地價格（マツ25M/m²）に際しては街路費は敷地と同じやうに騰貴する。比較的高い未開地價格に際しては、街路費の影響はかなりに少なくなつて來て、敷地價格の分の影響が主となつて來る。都市内部の地價 50M/m² 或ひは以上の敷地にては、街路構築費によつてまづ10マルクだけ高くなるくらひのものか——ともかく比較的に影響は僅少なのである。

建築敷地造成に對する街路費の經濟的影響と言ふ、實際的には尙數字によつて完全には明らかにされて居ないこの問題は、こゝに明瞭なる圖式に表示された個々の線の弧狀の經過によつて、計算の成果に結びつけられて、異議のない方法で、明らかにされた。

調整のために、未開地價格と街路構築費を適當の組合せに分つなら、取拂費の割合30%の場合に次の表を得る。

價格又は費用の程度	未開地價格		街路構築費	
	M/m ²	M/m ²	未開地への倍數トシテ	
低廉	1—4	4	2.60—0.65倍	
中	5—10	6	0.78—0.39	
稍高	10—20	8	0.52—0.18	
高	20—30	10	0.33—0.22	
	30—50	12	0.26—0.16	

街路費を未開地價に適合させる事によつて、上述の場合は、又特に低廉な未開地價格の場合に本質的な狀態の調整がはじめられる。之に比較して取拂費の割合の種々な%は左程重要ではない。

若し街路費が、未開地價格のかはりに建築敷地價格を比較の標準に置く可きものなら、その比較價（x）は次式で表される。

$$\frac{x}{1} = \frac{\text{街路構築費}}{\text{建築敷地價格}}$$

例として、街路構築費を 4M/m² とし、取拂費の割合を35%とすると、建築敷地價格は

$$1+0.358 \quad \text{が基礎となり、}$$

$$\text{未開地價格} \dots 1M/m^2 \text{の時 } x = \frac{4}{1.538 \times 1} = 2.6 \text{ 倍}$$

$$\dots 2 \dots x = \frac{4}{1.538 \times 2} = 1.3 \text{ 倍}$$

取拂費の割合と未開地價格と街路費とを適當に總括すると x の値は次の如くなる。

未開地價格	建築敷地價格	街路費（建築敷地價格への倍數にて表す）		
		4M/m ² の際	8M/m ²	12M/m ²
1	1.538	2.6	5.2	7.8
2	3.08	1.3	2.6	3.9
3	4.62	0.87	1.74	2.6
4	6.56	0.65	1.3	1.94
5	7.70	0.52	1.04	1.56
50	76.9	0.052	0.104	0.156

次の如き場合には街路費と建築敷地價格とは割合で較べて同程度の高さである。

街路費	4M	で	建築敷地價	2.6M
〃	8	〃	5.2	
〃	12	〃	7.8	

取拂費が30%又は40%の際の比較價格は同様にしてたやすく調査敷衍される。

成果は第7圖の上半に示されて居る。

未開地價格の倍數として表はされた
建築敷地價又は同様に表はされた敷
地造成總費用

街路費 4M/m²、取拂費30%、未開地價格 1M/m²の時には、敷地價格は

$$4+1.429=5.429M/m^2$$

（次表参照）

されば敷地價對未開地價の比は次の如し

$$\text{未開地價 } 1M \text{の時 } 5.429/1=5.4 \text{ 倍}$$

$$\dots 2M \dots (4+2.85)/2=3.4 \text{ 倍}$$

更に同様の計算をして第三表を得る。この結果は第八圖にわかりやすく示されてある。

まづ妥當なる 1M の未開地價格の際に、敷地造成費は 5.4倍から 13.7 倍までの間にある。未開地價が 2—5M の時に、敷地造成に際して、地價は低街路費では 3.5倍乃至 2.3倍に登り、高街路費では 7.5倍乃至 3.9倍に登る。1M—5M 程度の低い未開地價格の田園都市に於いては、敷地造成費は、完成された敷地の價格中の大きな部分を占め土地の原地價は餘り大きな部分は占めない。そのやうな場合には、公共の利益のための國內殖民費は能ふ限り低廉になす可きである。中程度（1.0—20M）の未開地價格の際には、價格騰貴は 2.7倍—2倍となり、稍高い（30—40M）の未開地價格の際には 1.8倍となり、高い（50M）未開地價格の際には、1.7倍に低下する。されば、敷地造成費は、未開地價の高い場合よりも低い場合の方が割合にして比較的大きい。

第三表

未開地價		取拂費 30%					35%					40%				
	M/m ²	建 築 敷地價 M/m ²	建築敷地價 (倍數として)			建 築 敷地價 M/m ²	建築敷地價 (倍數として)			建 築 敷地價 M/m ²	建築敷地價 (倍數として)					
			4	8	12街路費 M/m ²		4	8	12街路費 M/m ²		4	8	12街路費 M/m ²			
		低	1	1.429	5.4	9.4	13.4	1.538	5.5	9.5	13.5	1.667	5.7	9.7	13.7	
	2	2.85	3.4	5.4	7.4	3.08	3.5	5.5	7.5	3.33	3.7	5.7	7.7			
	3	4.28	2.8	4.1	5.2	4.62	2.9	4.2	5.3	5.0	3.0	4.3	5.7			
	4	5.72	2.4	3.4	4.4	6.16	2.5	3.5	4.5	6.67	2.7	3.6	4.6			
	5	7.15	2.2	3.0	3.8	7.70	2.3	3.1	3.9	8.34	2.5	3.0	3.0			
適	10	14.29	1.83	2.2	2.6	15.38	1.9	2.3	2.7	16.67	2.07	2.5	2.9			
中	15	21.43	1.7	1.96	2.23	23.08	1.81	2.07	2.34	25.0	1.93	2.2	2.47			
	20	28.58	1.63	1.83	2.03	30.96	1.74	1.94	2.14	33.34	1.87	2.06	2.27			
高	30	42.86	1.56	1.69	1.83	46.14	1.67	1.80	1.94	54.	1.80	1.93	2.06			
甚高	40	57.16	1.53	1.63	1.73	61.52	1.64	1.74	1.84	66.68	1.76	1.87	1.97			
	50	71.45	1.51	1.59	1.67	76.90	1.62	1.70	1.78	93.35	1.74	1.82	1.90			

街路幅員と住居の値との関係による、又他方種々の形式の譲與と街路費と未開地價格との関係による價格騰貴の%

如上の計算の遂行にあつて、まづ種々の街路幅員に對して相應する取拂費の額の割合を%で以て或ひは又未開地價 1M に對する取拂による價格騰貴 (M/m²) を求めねばならない。(未開地價に

掛けられるこれらの數字)
+ (當時の街路費) が總計騰貴なり。

計算によると、

街路幅員の1/2が 9—

12—17—21=25m

に對し

完全な取拂の費用 15

—20—25—30—33 1/2

%となる。

但し十字路及び横町は考

慮に入れてない。

個々の街路群に對する經

濟的結果は(第四表)に示

される。

種々の異つた因子を適合

さす事によつて、次の結論

を得る。即ち、上述の假定

によると未開地の價格騰貴

の%は、どの場合にも50%

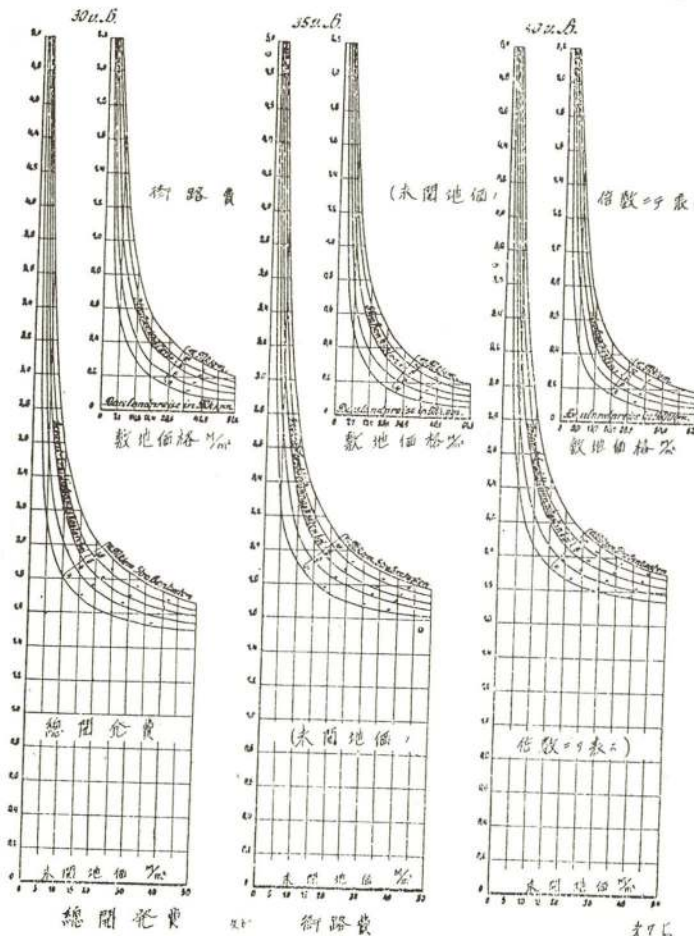
—100%、まづまづ多くは

70%90%の間にある。され

ば特別の事情の下には、土

地の負擔に於いて或る種の

決算が行はれる。



第四表

街路費の積類	住 宅 路				交通路	主交通路
街路幅員 (m)	5—9	10—11	12—14	15—17	18—23	24—26
Zulässige Geschoss Zahl	1	2	3	4	4	4
地 價						
1 譲 渡 (%)	9—15	17—18	19—21	22—25	27—31	32—34
2 街路幅 1m 毎の街路費の割合の増加	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
3 1mの未開地價の騰貴						
a) 範圍	0.1—0.18	0.2—0.22	0.24—0.26	0.28—0.34	0.36—0.46	0.48—0.52
b) 平均して	0.14	0.21	0.25	0.31	0.41	0.50
費 用 の 算 定						
4 未開地價格 M/m ²	5	5	10	10	1.5	20
5 街路費 M/m ²	2—4	9—5	4—6	4—6	5—7	7—10
6 價格の總騰貴						
a) M/m ²	2.5—5	4—6	5—7.5	7—9	10—14	17—20
b) 未開地價格に對する%	50—100	80—120	50—75	70—90	66%—93	82/2—100

統一的基礎に對する、全ての因子の
經濟的影響の比較

種々の異つた因子相互の比較は2通りの方法で可能である。そして従前通り、最初の價を1とするか又最後の價を100とするかを基本とする。如何なる場合に、先づ計算して實際に個々の又は總計の費用を見出しこれから同じ比較價格を計算

しなければならぬ。その成果は根本的な考へでは等しいものであるが圖式表現方法に於ては異なるものである。

敷地 1 m²、又は 1 lfd. Frontm.、取拂費の割合 35 %、未開地價格 1 或ひは 10 M/m²の系列に於いて一帯の敷地造成の際の實際の費用が調査されねばならない。その際に、雜費額が計算にあつて得られるやう考慮されねばならない。技術的な土地開

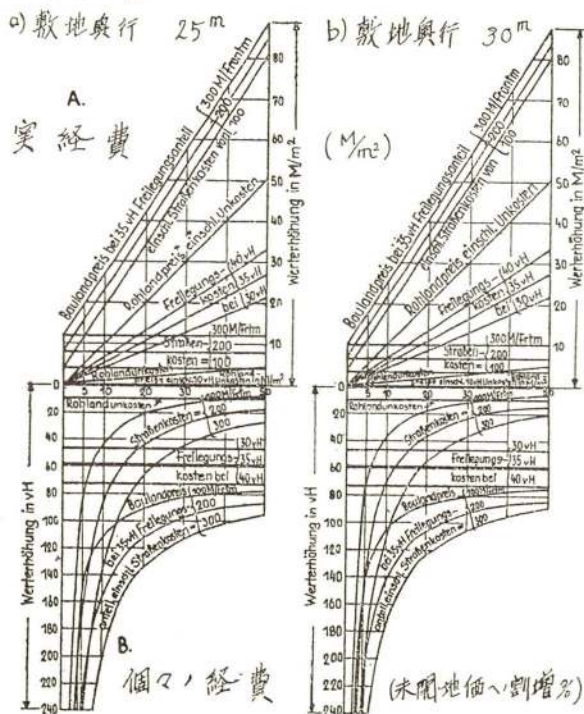
發費に屬する、地帯の測量、道路の明示、及び土地の分割等の費用として、4—8 M/ar 即ち 0.4—0.8 M/m²が見積られる。一般的經費として、販賣の調査、資金調達、租税等の費用が考慮に入る。

普通の場合、まづ 4.5% の賣上税及び印紙税、1.5% の管理費 4% の年利子等より成立つ。それは最初の未開地價格への割増の形として 10% 加へられる。この結果は第八圖に明らかである。

實際の費用と比較價格との關係を明瞭化するために第八圖に於ては奥行 25m 及び 30m の 2 種類の敷地について一定の基線を使用し、上方に實際の費用を M/m² で、下方に未開地價格に對する價格騰貴を % で表してある。

基線の上半部は未開地價格に關係する全てを示す。しかして、費用の

第八圖



増加するに従ひ、増して行く未開地価格は、對角線狀に原點より上つて行き、街路構築費は水平線狀である。種々の額の街路構築費に對し建築敷地価格は先の對角線と平行な直線で示される。

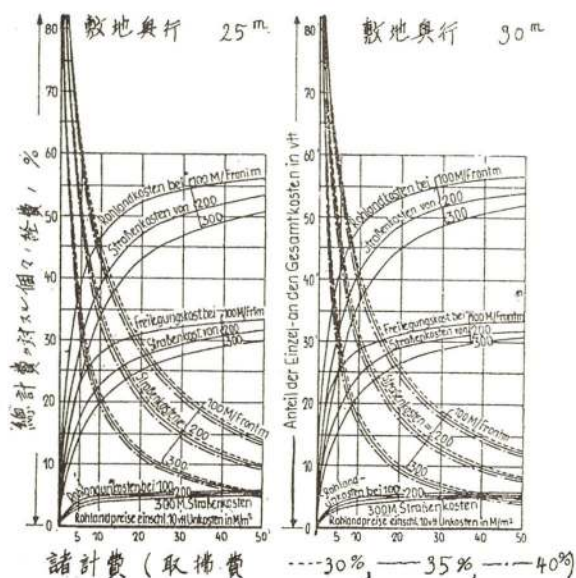
基線の下半部は、取拂費の影響を水平線の形で示す。之に反し街路構築費による價格騰貴は建築敷地價と同じくコンスタントでなく弓狀の曲線で示される。敷地価格は未開地價に對する割増の%で表し、後者が低い時は價格騰貴の割合は大きく後者が高くなるにつれてその割合は減少する。即ち、總じて比較価格は、基線の上半部の總體値とは反對になるやうに現はれる。

未開地價格が 10M の際に、幅 1m 奥行 2.5m の敷地の帯に對する實際の費用(M/m²)と、個々の費用の總經費に對する割合(%)とは次表に算出してある。他の未開地價格の場合、前者を幾倍かすることによつて算出できる。個々の敷地に對する實際の費用は更に上述の値に敷地の幅(m)を乗する事により得られる。敷地幅は、一戸建は二戸建住居に於いて

2—居室	8	又は	12.5m
3—	9.5	—	17.0
4—	11.5	—	21.5—25
5—	16.5	—	25—30

であらう。

第・九 圖



取拂費 35% の場合

街路費 經費	100		200		300	
	(M)	(%)	(M)	(%)	(M)	(%)
未開地	227	45.8	227	38.8	227	33.1
雜費 10%	23	4.8	23	3.9	23	3.4
計	250	51.6	250	42.7	250	36.5
取拂費	135	27.8	135	23.1	135	19.6
敷地土地	385	79.4	385	65.8	385	56.1
街路構築	100	20.6	200	34.2	300	43.9
敷地價格	485	100	585	100	685	100

Mで表した實際の費用は、唯だ比較價格を得るための基礎としてののみ役立つものであるから後者の結果のみを第9圖に示す。

此の場合に、個々の費用の曲線の傾向は異つて居る。土地の費用は圖の如く原點より發して漸次大きくなり取拂費は約33%まで未開地費は約53%まで貶る。之に反し街路費は約 100%から約10%まで下つて来る。同圖には3種類の異つた線の過程が見られる。即ち、主として垂直な傾向のものと垂直から水平への経過の過程にあるものと多少なりとも水平の傾向あるものとである。その過程は未開地價格の 0—10、10—20、20M/m² 以上の各速に相當する。各の詳は次の特徴を示す。

a) 0—10M/m² の低い未開地價格の際には取拂費の影響が極めて少く現はれ、土地の影響がもつと重要になつて来る。之に對し街路費は非常

に高く特に地價 1—5M の最低の場合には他の全てを凌いで居る。適當な未開地價格の際に中程度又は高い街路費は土地の多大の負擔を意味する。

b) 10—20M/m² の中程度の地價の際には、街路費は減少し、取拂費と大略等しくなつて来る。そして地價の影響が少しづつ大きく現はれはじめる。

c) 20M 以上の高い未開地價格の際には街路費による負擔は遙かに僅少である。そして取拂費の方が更に多くなつて来る。地價の影響は益々優位になつて来る。

d) 未開地價格に對する 10%の雜費は初の(a)部を除いては大略 5% の均一な割合になる。

未開地價格の分類及び意義の確立は、未開地價格の倍數として表した建築敷

地價格解析の成果と一致する。

取拂費の割合35%の場合の建築敷地價格は次表のやうである。

街 路 費 (額)	低 4	中 8	高 12M/m ²
低未開地價格 1—10M	5.5—1.9倍	9.5—2.3倍	13.5—2.7倍
中 〃 10—20M	1.9—1.74	2.3—1.9	2.7—2.14
高 〃 20M以上	1.74—1.62	1.9—1.7	2.14—1.78

かくして、建築敷地造成の際の土地の評価に對する範圍が計算に従つて異議なく確立される。建築地の開發は、未開地價格が20M以上の際は經濟的ではない——何故なら、取拂費と共に土地がすでに總開發費の約75%に相當して居るから。他方低未開地價の際に經濟的に建築敷地を造成するためには街路費を可及的に低下さす必要がある。土地關係が不利益の時は、なほ非常の土工事が特に必要となる。

技術的考察における結論

皮相な觀察によれば、一見あたかも實際に存する建築敷地造成の場合が、前述の例と互ひに全く無關係であり、又何ら互ひに相ひ通する所のないやうに思はれるであらう。しかし實際は、計算の數字にかなつた根據が存して居るのである。このやうにして個々の因子間の規則的關係が得られ、それは全ての個々の場合に於いて、共通の基礎を持來すものである。それによつて實際の役に立つ解決に對する豫相が得られる。

數字をもととした計算は第一に、任意の未開地價格・街路費その他の場合の實際費用の調査に役立つ。それが任意の大きさの敷地の費用計算の根據として役立つ。圖式的表現の種々な曲線の經過を見ると、各因子間相互關係の合法則性の直接の證左となりその計算の成果を明瞭に了解せしめるであらう。

一般的な推論——特に總計算に對する個々の經費の割合の確立の際に——の根據になるのであるから比較價格の確立は根本的に特に價値高いものである。

上述の研究は、問題を技術的及び經濟的觀點に於いて完全に把握する事と、又、わかりにくい計算の結果を圖式的に表現してわかりやすくするためになされたものである。

研究により確立された智識は、技術的推論を實

地に應用する誘因を與へる。全ての都市行政は以下の事を考慮しなければならない。即ち、土地その他の當時の價格を條件として、上述の基礎から

種々の住居地に於ける土地開發の經濟性を概觀せねばならないのである。かゝる課題の根本的解決は以下の關係を前述の如く

解明することを前提とする。

a) 地價を(特に大都市に於いて)土地開發の基礎となす意味に於て、全ての都市領域内の價格關係の詳細な知識は種々の建築的土地利用を充分になし得る鍵である。或る場所の地價の比較は何ら事新しくはない。ムツゲンターレル(Mucrenthaler)は、大戰前から續けて ミュンヘンの地價の計算に對する價格表を設定して居る。これを基として、ゼリミ(Serimi)によつて地價地圖がつくられた。それは等地價の點を結びつけた等高線圖になつて居る。それには、建築された都市領域に地價が、各 1500—1000—500—300—200—100—50 M/m² のコントロールが入つて居る。同様の事が未開地特に都市擴張區域に對して考慮にいれられその地の建築の仕方の基礎をなさねばならない。フランクフルト・アム・マインにては、1914年以來所謂土地價格臺帳なるものが存し、その中に賣買の際につけられた全ての土地價格が登記されてある。されば、之が都市の賣買に對する批判の基礎として役立つであらう。

b) 經濟的な計算の基礎を得るためには建築計畫をたてるにあつて、個々の建築地の取拂費の割合の額に對する、及び敷地ブロックの奥行に對する根本的な決定を必要とする。

c) 街路の建築及び装飾の様態は、總じて正しい方向に行はれ、その目的に適合させられねばならない。我が知る限りでは、ドイツ市町村會は、街路の廣範圍の測量・區分・造成等に對する根本的の討究を行つた。北米各榮國にては、入々は所謂低經費の街路("Low cost road")の問題に専ら携つて居る。

かゝる模範に従つて、街路問題の研究團體により、「全く容易で少い交通」に對する正しい方向の改造の——特に低經費街路構築の——研究が導れねばならない。現存の土地利用の狀態の下に、かゝる街路網が形成されなければならぬ。どんな土地利用の狀態が特に有用と思へるか、又現存の土地狀態に對してどんな追加が必要であるか、各場合に望ましき結果を得るためにはどんな聯繫が期待されて居るかと言ふことが更に考慮されねばならない。所が入は成長する交通の要求を正しく取扱ふための、又後に發生する高い維持費を避けるための、かゝる努力に深入りしないのである。

(後藤典夫)

忠 靈 塔 設 計 圖 案 懸 賞 募 集 規 程

第一 總 則

- 一、大日本忠靈顯彰會は本規程により忠靈塔設計圖案を一般より懸賞募集す。
- 二、本忠靈塔建設の主旨は今次聖戦に護國の華と散りたる我が忠勇義烈の士の分骨を安置して（過去戦役、事變等の忠死者の分骨をもなるべく多く含ましむるものとす）その忠靈を顯彰しその偉勳を記念すると共に日本全國民の感謝の意を表徴し以て皇國を中心とする東洋永遠の鎮護たらしめんとするにあり。

第二 設計に関する事項

- 一、計畫の要旨 本規程により募集する忠靈塔設計圖案は分ちて左の三種とす。

（一）第一種（主要會戦地に建設するもの）（イ）敷地面積は約50,000平方米。（ロ）塔は南面しその壁面（内外を問はず、その他適當の場所）に合祀者の忠死年月日、官、氏名等を刻する場所を設くること。（ハ）塔内には祭壇及納骨室（30平方米以上）を設くること。（ニ）塔の前方には式典に適する場所を計畫し且つ前庭廣場の參列者をして式典を通視し得るやう考慮すること。（ホ）塔建設費は約五十萬圓とす、但し地代、築庭雜種構築及備品等を含ます。

（二）第二種（内地大都市に建設するもの）塔建設費は約百萬圓とし他の諸條件は第一種に準ず。

（三）第三種（内地市町村に建設するもの）大型（市に建つるもの）中型（町に建つるもの）小型（村に建つるもの）の三とし概ね同一様式となすこと（イ）敷地面積は左の標準に據るものとす△大型約 6,000平方米△中型約 3,000平方米 △小型約 1,000平方米（ロ）塔内に納骨し塔前に供物台を設くること（ハ）塔部外壁面に合祀者の忠死年月日官氏名等を刻する場所を設くること（ニ）塔の前方には式典に適する場所を計畫し前庭に廣場を設くること（ホ）建設費は左の標準による。但し地代、築庭、雜種構

築物及び備品等を含ます △大型約50,000圓 △中型約20,000圓 △小型約5,000圓。

- 二、意匠の要旨 本忠靈塔建設の主旨に鑑みその意匠は素朴、簡明を旨とし忠死者の英靈を最も崇高莊重に表頌すべきものとす。

第一種のもは建設地が大陸なることを考へ特に雄渾のものたるべし。

- 三、構造の要旨 耐震耐久耐火構造とす。

- 四、敷地の状況 建設敷地とその環境とは應募者において適宜想定考慮するものとす。

第三 應募に関する事項

- 一、應募者は大日本帝國に國籍を有するものに限る。

- 二、應募圖案は昭和十四年十一月三十日正午までに本會または左記新聞社に到着するを要す。

宛名 大日本忠靈顯彰會（東京市麹町區丸ノ内海上ビル新館四階）△東京朝日新聞社（東京市麹町區有樂町二ノ三）△大阪朝日新聞社（大阪市北區中ノ島三ノ三）△東京日日新聞社（東京市麹町區 有樂町一ノ一）△大阪毎日新聞社（大阪市北區堂島上二ノ三六）各新聞社は開封することなく直ちに大日本忠靈顯彰會に送付するものとす。

- 三、應募圖案は各種共左記圖面及書類を具備するを要す。

（一）配置圖 縮尺五百分ノ一（各種共）

（二）平面圖 縮尺百分ノ一又は二百分ノ一（第一種及第二種）縮尺五十分ノ一（第三種）

（三）立面圖 （三面）縮尺百分ノ一又は二百分ノ一（第一種及第二種）縮尺五十分ノ一（第三種）

（四）斷面圖（一面以上）縮尺百分ノ一または二百分ノ一（第一種及第二種）縮尺五十分ノ一（第三種）

（五）透視圖 用紙は約80センチ×60センチ大（第一種及第二種）第三種の分は大き適宜とす

（六）説明書 半紙判大

四、圖面及書類は左記により作製するものとす。

(一) 圖面は總て製圖原紙に墨をもつて畫くこと。

(二) 立面圖には陰影をまた透視圖には色彩を施すことを得。

(三) 寸法はメートル法により記入すること。

(四) 文字は國字を用ひ寸法は算用數字により圖中直接その位置に記入すること。

(五) 配置圖には塔周圍の廣場、庭園、道路計畫等をも圖示すること。

(六) 透視圖における畫面の位置、視點の距離高さ等は餘りに不自然ならざるやう適宜考慮すること。

(七) 説明書には設計の要旨材料及構造等の概略を簡単に記載すること。

五、圖面及書類には總て署名に代ふるに暗號(文字に限る)を各葉毎に記し別に暗號のみを表記せる甲乙二封筒を添付すること、甲封筒には當選の通知を受くべき應募者の住所、氏名(共同應募の場合は代表者を明記すること)、乙封筒には應募圖書の返還を受くべき者の住所氏名を明記せる紙片を封入するものとす、前記住所(氏名)に異動を生じたる場合はその都度書面を以て當會「忠靈塔設計圖案懸賞募集係」宛通告すること。この場合封筒表には宛名「應募者住所(氏名)變更通知」の文字のみを、裏には暗號に限り記すこと。

六、圖面及書類は各種毎にこれを一括して堅牢なる容器にをさめ嚴封して表面には宛名、應募者の暗號及第何種「忠靈塔應募圖案」の文字に限り表示し第一種は赤色、第二種は青色、第三種は黄色を以て適宜一部分を着色するものとす。

七、應募に要する一切の費用は應募者の負擔とす但し當選せざる圖案は本會の費用を以てこれを還付す。

八、應募は第一種・第二種・第三種(大中小の三型を一組とす)の何れを選ぶも妨なく、同一應募者にして數種數案を提出するも妨なし。

第四 審査及賞金其の他に關する事項

一、應募の設計圖案は左記の審査員之を審査す。
工學博士伊東忠太、同内田祥三、同岸田日出刀
同小林政一、同佐藤功一、同佐野利器、正木直

彦、陸軍技師柳井平八、海軍省建築局長吉田直
陸軍省兵務局長陸軍少將中村明入、海軍省入事
局長海軍少將伊藤整一、内務省警保局長安藤狂
四郎。

二、應募圖案は審査の上當選者を左記により各種毎に表彰す、賞金は全額、東京・大阪兩朝日新聞社より提供したるものなり。

第一種・第二種・第三種

各一等(一名)總理大臣賞(賞牌)並に賞金一千圓

各二等(二名)總理大臣賞(賞牌)並に賞金七百圓

各三等(三名)總理大臣賞(賞牌)並に賞金五百圓

他に佳作として各種各約十名を選びその賞金を各二百圓とす。

三、應募圖案審査の結果に對しては説明を求めまた異議を申立つことを得ず。

四、審査の結果は昭和十五年一月十五日までに左の新聞紙上に發表し且つ當選者に通知す(五十音順)

△大阪朝日新聞△大阪毎日新聞△國民新聞△中外商業新報△東京朝日新聞△東京日日新聞△報知新聞△都新聞△讀賣新聞△同盟通信社

五、應募圖案にして他の意匠を剽竊せりと認めたるものまたは本規程中重要なる事項に違反せりと認めたるものは審査より之を除外す。

六、賞牌及び賞金は之を本人(共同應募の場合はその代表者)に贈呈す、死亡その他の事由により本人に贈呈し得ざる場合は大日本忠靈顯彰會長その受取入を決定す、賞牌及賞金は審査發表後十日以内に發送す。

七、當選圖案に關し應募者の有する一切の權利は當選と同時に大日本忠靈顯彰會に歸屬するものとす。

八、當選したる圖案と雖も實施に當りては之を取捨變更することあるべし。

九、應募圖案は審査終了後暗號の儘公衆の展覽に供することあるべし。

十、第三「應募に關する事項」中第五項記載の乙封筒中に住所氏名を明記せる紙片の封入なきものは大日本忠靈顯彰會その圖案を沒收す。

十一、大日本忠靈顯彰會は應募圖案的保管及還付

に關し十分なる注意をなすと雖も萬一損害を生ずるもその責に任ぜず。

十二、審査に關與する者は應募者に幫助を與ふることを得ず。

十三、應募に關する質疑は昭和十四年十月卅一日までに大日本忠靈顯彰會「忠靈塔設計圖案懸賞募集係」あて返信料封入「懸賞質疑」の四字表記の書面をもつて問ひ合はすべし。

住 宅 ビ ル の 提 唱

オフィスへ商店へ、通勤者のために大住宅ビルを建てて空間を活用して住宅難問題の解決から都市交通の混雑緩和にも役立たせようとの計畫が都計大阪地方委員會の手で進められてゐる。同委員會ではこの計畫を基礎づけるためこのほど來約半歳にわたり大阪のビジネス・センター船場街の勤勞通勤者調査を行つたが、その結果夜の船場は晝の入口の四分の一にどか減りし三分の二が通勤者で占められてゐることがわかつた。

その調査區域は船場の北半分、即ち北は土佐堀川、東は東横堀川、西は西堀川、南は本町二丁目筋を境とする北濱、今橋、高麗橋、大川町、備後町、本町、道修町、安土町、平野町、横堀、伏見町、瓦町、淡路町等で、その晝間の入口六萬百八十七人のうち三萬七千九百廿七人までが通勤者で夜になると二萬二千二百五十人に激減、通勤者の分布をみると船場外の市内が二千八百餘、府下六千八百餘、兵庫縣五千百餘のほか京都、奈良、和歌山、滋賀縣から約一千となつてをり、その原因がオフ

イスと商賣で占める船場からいつしか住宅家屋が閉出されたのによるが、一面船場の建築を調べると平均一階八分で二階にも満たぬ状態、これを立體化し二階以上を住宅にあてれば、その利用價値を増大し通勤者による都市の混雑時間の不經濟を救ひ空間を活用し、一面空地を造成して立派な衛生街區とすることが出来るといふのが都計當局のねらいところで、しかもこの地帯は煤煙塵埃が小さく上層に伸びるほど日光と新鮮な空氣に恵まれるわけで都計課の腹案としては、まづ船場地帯に建坪二千五百坪五階建程度の住宅店舗兼用のビルを建て二階までを店舗または事務所とし、三階以上を都會生活に適合する貸住宅に區劃すれば約三千人の居住にあてることが出来、十ヶ所も建てればさしづみ三萬人を消化し得ることになる。その經營方法としては東京における同潤會の住宅ビル經營のごとき形態も考慮されてをるが、近く何らかの具體的方法を決定通勤者に福音をもたらされることになつてゐる。(大毎8月9日)

會 報

本協會員中軍務公用者氏名

前號發表後に於ける本協會員中の軍務公用者下記の通りであります（受付順）

會 員	好 井 博 明 君	加 藤 豐 一 君
	森 忠 一 君	出 口 勇 君
地 方 會 員	喜 多 川 庸 次 君	
特別賛助員	井 上 圭 司 君	
普通賛助員	辻 肇 君	

本協會員中徴用令應徴者氏名

本協會員中徴用令應徴者下記の通りであります。（受付順）

會 員	天 井 勇 君	小 田 正 二 君	大 江 武 夫 君
	畑 實 君	津 田 卯 君	黒 田 知 好 君
	吉 岡 嗣 郎 君	東 本 修 君	坂 部 四 郎 君
	井 上 忠 吾 君	上 地 清 治 君	
普通賛助員	金 岡 清 吉 君	林 淳 君	樫 本 一 夫 君
	城 井 利 夫 君	辻 本 義 男 君	吉 田 忠 勝 君
	山 本 功 君	石 田 勝 之 助 君	尾 田 正 智 君
	佐々木 善四郎 君	近 藤 春 男 君	

常 務 會（第14回）

時 8月7日午後6時25分—7時40分
 所 陳列場別室
 出席者 理 事 今林副會長
 監 事 松本監事
 常 務 藪中主計、岩尾主計
 久保田主計、松井主計
 龜井編輯、新名編輯

議 事

1. 徴用令適用者に對する取扱ひに關する件…
…應召、入營と同一に取扱ふこと
2. 大日本忠靈顯彰會より寄附金募集の件……
保留
3. 一月例會會員意見檢討の件……主記に於て

研究すること

4. 書記辭任申出の件……承認
 5. 會員證銜
- 報 告
1. 六月分會計報告

法 制 委 員 會（第7回）

時 8月8日午後6時40分—8時15分
 所 陳列場別室
 出席者 委員長 玉 置
 委 員 板 井、平 野、本 田
 村 田 森 口、横 見

協議事項

1. 建築關係法令集編纂に關する件
1. 同上小委員會設置の件

材料委員會(第6回)

時 8月10日午後6時50分—8時30分
所 陳列場別室
出席者 委員長 松久保
幹事 道田
委員 久保田、島田

協議事項

1. モーラー研究所製品金網研究の件

災害強度委員會(第8回)

時 8月15日午後6時20分—9時
所 陳列場別室
出席者 委員長 渡部
幹事 淺野
委員 河田、菅、長尾
後出、熊野、淺井

協議事項

1. 風壓基準の解説に関する件
2. 銲接工検定に関する研究報告の件
3. 無筋コンクリート建築物設計實例調査の件

八月例会(講演會)

時 8月15日午後6時50分—9時50分
所 協會俱樂部室
出席者 阿島廉一外30名

1. 午後6時50分藪中常務開會の辭を述べ下記兩講師を紹介す

防毒問題に就て

大阪陸軍病院付兼熊谷部隊軍醫部員
陸軍藥劑中佐 河野通之氏
大阪府警察部衛生課
地方技師 關谷房春氏

1. 兩講師共前記演題の下に各一時間に亘り熱心なる講演あり出席會員一同大いに裨益する所あり
1. 午後8時50分兩講師を中心に座談會に入り各會員の質疑に對し夫々應答あり
1. 午後9時50分座談會終了藪中常務より兩講師に對し謝辭を述べ一同拍手を以て挨拶に替へ時局柄最も有意義なる本講演會を閉づ

常務會(第15回)

時 8月21日午後6時—6時30分
所 陳列場別室
出席者 理事 今林副會長、坂副會長
監事 山脇監事
常務 伴野主記、三浦主記
藪中主記、岩尾主計
久保田主計、松井主計
龜井編輯、新名編輯
堀口編輯

議事

1. 新名簿作製に關し協會員に照會の件……前年通り
 2. 昭和十五年度會員名簿調製に關する件……單行本とすること
 3. 八月例会講師謝禮に關する件……原案承認
 4. 會員證衛
- 報告
1. 七月分會計報告
 2. 出征、入營、應徵者報告
 3. 八月例会終了報告

會員動靜

入會者

會員

伊藤 惠造君 港區西田中町3ノ26内田方
(大阪府警察部建築課)
石谷 伊三郎君 府下三島郡高槻町大字高槻74
9(自營)
浦野 博衛君 府下北河内郡守口町字守口49
(ス)
成川 源三郎君 豐中市大字新免397ノ1
瀬戸 實入君 東成區生野田島町16(自營)
相 德二郎君 尼崎市南城内205(ス)
近藤 義雄君 ス 長洲大門72(尼崎市役所
營繕課)
清水 房太郎君 北區浪花町85(自營)
陶 浪貞彦君 住吉區住吉町982ノ6平和莊内
(長谷部竹腰建築事務所)

立木 十六君 住吉區播磨町西1ノ26 (大倉
土木株式會社)

富樫 市太郎君 府下中河内郡久寶寺村大字新
田138 (長谷部竹腰建築事務所)

中島 猪之吉君 住吉區西今川町5ノ20(カ)

福本 米治君 東淀川區元今里北通2ノ12(大
阪市役所營繕課)

福山 其三君 府下北河内郡枚方町大字伊加
賀145 (株式會社栗本鐵工所
建設部)

根木 治君 住吉區桑津町277 (大阪市役
所經理部營繕課設計係)

光田 喜三郎君 大正區小林町121ノ7 (大阪市
役所營繕課)

横見 幹君 住吉區山阪町2ノ74 (大阪府
警察部建築課)

吉田 榮吉君 尼崎市建家町28 (尼崎市役所
營繕課)

横山 真次君 府下北河内郡三郷村世木232
(長谷部竹腰建築事務所)

地方會員

飯野 藤吉君 普通贊助員より轉格

熊野 重雄君 吳市中通1ノ6 (大林組吳出張
所内)

柴田 靖君 廣島縣芦品郡府中町土生1.60
4 (株式會社大林組)

特別贊助員

神村 齊君 旭區今福町176 (自營)

宮島 祐一君 浪速區元町2ノ20 (日本工築
新聞社編輯局)

寺島 迪男君 天王寺上汐町1.22 (大阪市役
所經理部營繕課設計係)

普通贊助員

上久保 宗晴君 奉天市大東區長安街21號 (滿
洲飛行機製造株式會社企畫課)

橋本 久雄君 西區京町堀上通5ノ7

森 重正君 大正區福町1ノ12 (松尾橋梁
株式會社内)

退會者

會員

渡邊 正三君、木村 辰雄君、澁谷 五郎君
板越 末吉君、香山 毅君、

特別贊助員

小川 彌市君、横山 光雄君

普通贊助員

有本 隆次君、菅藤 政美君、實力 榮六君

轉居・轉勤

會員

古塚 正治君 西宮市滿地谷町52

中澤 誠一郎君 東京市豐島區高田町2ノ1.459

久保 清盛君 大正區南恩加島町1ノ1 (片山
鐵工所)

樫 尾 幹雄君 東區大手前 (大阪府廳警察部
建築課)

垂水 馨君 津山市細工町25

後藤 和太郎君 新京市大同大街301 康德會館
内 (滿洲拓殖公社)

加藤 豐一君 德島縣三好郡晝間村加藤善晴
方

松月 義信君 東京市深川區平久町1ノ19 (藤
木工務店東京支店)

竹腰 健造君 東區北濱5ノ13

藤野 周次郎君 吳市中通1ノ6 (大林組吳出張
所内)

岡田 幸造君 兵庫縣武庫郡荒井村字荒井

松永 孝太郎君 兵庫縣武庫郡濱甲子園相生通
1ノ17

山口 正城君 京都市伏見區深草坊町6

村瀨 鑛一君 住吉區阿倍野筋2ノ51

岩尾 保衛君 神戸市葦合區生田町1ノ27ノ5

田中 秀彦君 布施市中小阪543

守田 米一君 西區新町南通5ノ二一

中村 謙治君 高知市城北町16

岡田 樸君 旭區赤川町755滿壽莊内

森川 義雄君 府下北河内郡枚方町岡588

地方會員

- 中村四郎治君 山口縣都濃郡加見村間上(山口縣營利水工事清水組作業所)
竹谷徳治郎君 住吉區田邊東ノ町4ノ24
大山昇君 名古屋市南區笠寺町九ノ割3.334
中山克君 奉天市紅梅町42
本多二郎君 東京市杉並區阿佐ヶ谷6ノ231
村田俊郎君 宇部市西區朝日町3丁目(中央土木株式會社宇部出張所内)
吉田正一君 東京市神田區神保町2ノ10ノ1 遠洲屋(鹿島組建築部)

特別賛助員

- 敷地利助君 南區末吉橋通4ノ27 (岩城硝子製造所)
白井正朔君 北區中之島朝日ビル6階 (朝日スレート株式會社)
松田貞雄君 南區順慶町3ノ51東洋商會(電船場3.532)

普通賛助員

- 渡邊嘉君 池田市菅原町606加藤方
小倉虎雄君 馬山府都町1ノ8
橋田一夫君 住吉區阪南町西4ノ31 梅本秀夫方
岡本全男君 兵庫縣武庫郡本山村森217
近藤保君 新居濱市悠閑(住友化學工業株式會社)
井奥進君 名古屋市東區大幸町東前田竹中工務店作業所
立田秀夫君 東京市小石川區小石川町(日本電建株式會社建設部建築課)
和中直一君 東京市葛飾區金町4ノ1.490

死

亡

會員

- 米澤喜久男君 昭和十四年八月三日逝去
(謹んで哀悼の意を表す)

日本一の防空武裝街

大阪府自慢の模範防空武裝街區は既報の通り船場と市岡の一角を畫して見事に完成したがこれは單なるお手本に過ぎずとあつてこんどは範圍からいつても質からいつてもさらに徹底した本格的な防空武裝街の建設にとりかゝることゝなつた。この模範防空地區を造るために本年度政府から補助されてゐる豫算は二十萬圓、大阪市の補助が同額の二十萬圓、さらに改修家屋所有者の負擔金が二十萬圓計六十萬圓あるのでこれをもつて是が非でも本年度中に大改修を行はうといふわけ、そこでどの地區を選ぶかについては近く府、市の間で打合せることになつてゐるが府の肚としては船場市岡兩模範地區は大阪として最も大切な心臓部を選んだわけだからこんども船場、市岡兩地區を中心に擴張してゆく方針らしいが何し

ろ船場市岡兩地區改修費の合計一萬圓にくらべると計畫はその六十倍、従つてその範圍も船場市岡合せて千五十坪のザツと六十倍の六萬坪になるわけで徳川時代の土藏作りにヒントを得た大阪獨特のこの防空街は日本一の折紙付で本年度中に誕生することになるわけである。なほこのほど出來上つて船場市岡兩地區はこれを一般に廣く知らせるため近く各方面代表者を招いて披露することゝなつた。

府建築課談 こんどの防空模範街の指定は市と相談しなければなりません。一般市民のうち私の家こそやつてもらひたいといふ人があればその所在地如何にかゝはらず直に斡旋の勞を取り補助金も交付の手續をとるつもりです。(大朝 8月22日)



編輯 後記

☆今日は9月4日、あはたしい昨日、今日である。世界史上永遠に記憶さるべき昨日、今日である。世界の進展の明日が真に豫測し得ぬ今日である。

☆我等は椅子に座してゐても、心は四方に、八方にあはたしくかけまわるの今日である。時局の波が各人の胸もとに押しよせ、身をもつてこの波を各自の力で泳ぎきらなければならぬ非常の時である。

る。

☆建築家は建築家の道具をもつて國家奉仕のため立ちあがるの日である。

☆この意味に於て本誌本號に表はれた諸論文は、深き時局の洞察と、國を憂ふる心のはとばしつて記された熱血の文字である。

☆一篇といへど死んだ文字はない。文字をもて遊んだものは一つもない。

☆非常時ではあるが、所謂、秋天高きの節である、燈下の精讀をまつや切なるものがある。(堀口甚吉)

建築と社會

第22輯 第9號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢(郵税3錢)
12冊 6圓(≧36錢)
昭和14年9月1日印刷 昭和14年9月8日發行

發行・編輯 小 板 常 男
印刷人 大阪市北區朝日ビル日本建築協會内

印刷所 プラトン印刷社
大阪市西區江戸堀南通2丁目13番地

發行所 社団法人 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3 朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪39975番

特約販賣店 柳々堂書店
大阪市西區京町堀羽子板橋西
電話土佐堀2440番
振替口座大阪2084番

禁 轉 載

本號に掲載せるものは、一切これを無斷にて轉載し又は單行本に上梓その他の複製行為をなすことを禁ず。

廣 告 掲 載 料 金

普 通	1 頁	1 回	15,00
普 通	1/2 頁	1 回	8,00
普 通 (前附第1頁)	1 頁	1 回	45,00
普 通 (前附第2頁)	1 頁	1 回	40,00
普 通 (後附第1及最終頁)	1 頁	1 回	25,00
ア ー ト (中 挿)	1/2 頁	1 回	20,00
表 紙 2	1 頁	1 回	60,00
表 紙 3	1 頁	1 回	45,00
表 紙 4	1 頁	1 回	80,00
建築事務所録	1 欄	1 回	1,50
(建築關係業者案内)	1 欄	1 回	5,00

廣告掲載御申込は本會へ直接願ひます。
本誌購讀御注文はすべて前金で本會直接又は待約店へ、振替貯金又は爲替で御拂込を願ひます。郵券代用は一割増、代金引換はお斷り致します。

“建築と社會”第22輯第9號 廣告索引

ア	旭硝子株式會社.....12	タ	田村商會.....28
	淺野スレート株式會社.....14	チ	チヨ－ホ－商會.....11
	阿部鐵工所.....26	ト	東京建材株式會社大阪支店.....29
エ	榮進社.....25		東京芝浦電氣株式會社マツダ支社.....30
	荏原製作所.....31		東洋リノリューム株式會社.....2
オ	大阪窯業セメント株式會社.....中挿		巴商會.....1
	大阪伊丹商店.....24		利倉幸商店.....7
	大阪組立コンクリート製作所.....29	ナ	南滿礦業建材合資會社.....15
	大野製作所.....表紙 4		内外土木建築材料合資會社.....24
	奥村重兵衛商店.....23	ニ	日本建築紙工株式會社.....7
カ	河津裝飾店.....27		日本陶織社.....21
キ	桐田商會.....18		日東物産株式會社.....13
ク	久保商店.....19		西原衛生工業所.....10
ケ	建盛商會.....6		西孫南店建築金物部.....5
コ	後藤商店.....21	ノ	野澤幸三郎商店.....22
サ	佐久間工業株式會社.....17	ハ	汎建製作所.....15
	坂田ベンチレーター製作所.....6	マ	松井商店.....11
	三正商會.....19		松下電器株式會社コンヂツト部.....4
セ	政正合資會社.....9	ミ	三井物産株式會社.....8
	清光社.....3	ム	村田商會.....前付 1
タ	田島應用化工株式會社.....32	ヤ	矢橋大理石商店.....5
	大洋組.....20	ヨ	横河橋梁製作所.....16
	田中昌司商店.....9		淀川鐵工所.....27